第4期豊後大野市地域福祉計画

豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画

豊後大野市再犯防止推進計画

（令和4年度～令和8年度）

つなぐ　つながる
支え合うまち　豊後大野

令和4年3月
豊後大野市

はじめに

本市では、平成 29 年に策定した「第３期豊後大野市地域福祉計画」に基づき、すべての市民がお互いを尊重し合い、住み慣れた家庭や地域において安心した生活ができる豊後大野市、そして、子どもから高齢者まで世代や性別を超えた交流や助け合いによって、その人らしく自立した生活ができる豊後大野市を目指し取組を進めてまいりました。

一方で、近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、家庭や地域社会の変容等により大きく変化し、地域とのつながりの希薄化や、ひきこもり、育児と介護が重なるダブルケアの問題など、地域における生活課題が複雑化・多様化する中で、私たち一人ひとりが「支え手側」と「受け手側」を区別することなく、それぞれが役割を持って支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和４年度から８年度までの５年間を計画期間とする「第４期豊後大野市地域福祉計画」において、「つなぐ つながる 支え合うまち 豊後大野」を基本理念に掲げ、市民や事業者など多様な主体が関わり合い、これらに公的サービスを連携することで、公民が一体となって地域生活課題の解決に取り組むとともに、「豊後大野市成年後見制度利用促進計画」及び「豊後大野市再犯防止推進計画」を一体的に策定し、関連する分野や施策と連携した支援体制の構築を目指してまいります。

今後におきましても、地域で暮らすすべての方が、自分らしく、より安心して暮らしていくことができ、夢が持てる暮らしができるよう力を尽くしてまいりますので、市民の皆様をはじめ関係者皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました「豊後大野市地域福祉計画策定委員会」の皆様、地域福祉に関するアンケート調査で貴重なご意見をいただきました関係機関・団体、市民の皆様に心から深く感謝を申し上げます。

令和４年３月

豊後大野市長　　川野　文敏

【目 次】

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　計画策定の背景 3

第２節　社会福祉法の一部改正 4

第３節　計画の性質と位置づけ 6

（１）計画の性質 6

（２）計画の位置づけ 7

第４節　計画期間 8

第５節　計画の策定体制と方法 8

（１）豊後大野市地域福祉計画策定委員会による検討 8

（２）アンケート調査の実施 8

（３）パブリックコメントの実施 8

第２章　豊後大野市の現状 9

第１節　豊後大野市の概要 11

（１）地勢と交通 11

（２）人口の推移 12

（３）世帯数の推移 14

第２節　地域福祉の現状 15

（１）支援を必要とする人の現状 15

（２）地域福祉を支える人の現状 24

（３）市民アンケート調査の結果 25

（４）関係団体調査と民生委員・児童委員アンケート調査の結果 38

（５）統計データとアンケート調査結果から見た豊後大野市の課題 43

第３章　地域福祉計画における基本理念 45

第１節　計画の基本理念 47

第２節　施策体系 48

第４章　施策・事業の展開 49

第１節　基本目標１：つながり支え合う地域をつくる 51

（１）住民同士の交流の促進 51

（２）ボランティア団体等の育成 52

（３）福祉教育の推進 54

第２節　基本目標２：安心して暮らせる地域をつくる 56
（１）災害対策の強化・バリアフリーの推進 56
（２）地域防犯・交通安全対策の強化 58
（３）権利擁護施策の充実 60
（４）犯罪被害者への支援と再犯防止に向けた地域づくり 63
第３節　基本目標３：自分らしく暮らせる地域をつくる 65
（１）健康増進と自殺対策の強化 65
（２）安心して子育てできる環境づくり 66
（３）高齢者の生活支援と介護予防の推進 68
（４）障がい福祉の充実 70
（５）生活困窮者の自立支援等 71
（６）人権教育・啓発の推進 73
第４節　基本目標４：地域福祉のネットワークを強化する 76
（１）福祉情報の充実と相談支援体制の強化 76
（２）福祉ネットワークの強化 78

第５章　地域福祉の推進にあたって 79

第１節　計画の推進体制の強化・充実 81
（１）社会福祉協議会との連携強化 81
（２）民生委員・児童委員等との連携強化 81
（３）自治会との連携強化 81
（４）団体・事業者等との連携強化 81
（５）国・大分県、専門分野の関係機関との連携強化 81
第２節　市民・地域の役割 82
第３節　計画の点検及び評価 83
第４節　計画の周知 84

第６章　豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画 85

第１節　計画の概要 87
（１）計画策定の背景と趣旨 87
（２）成年後見制度とは 87
（３）計画の位置づけ（計画の法的根拠） 89
（４）計画の期間 89
（５）計画の策定体制 89
第２節　豊後大野市における現状と課題 90
（１）統計データから見た豊後大野市における成年後見制度を取り巻く現状 90
（２）豊後大野市成年後見制度のニーズ調査結果 93
第３節　基本理念と基本的な考え方 99

（1）基本理念……99
（2）基本的な考え方……99
第4節　具体的な施策・事業……100
（1）地域連携ネットワークと中核機関の整備……100
（2）広報・啓発活動の充実……102
（3）相談体制・支援の検討……102
（4）成年後見制度の利用促進……103
（5）後見人支援及び不正防止に向けた取り組み……105
第5節　計画の評価と進行管理……106

第7章　豊後大野市再犯防止推進計画……107

第1節　計画策定の趣旨……109
（1）計画策定の背景と趣旨……109
（2）計画の位置づけ（計画の法的根拠）……109
（3）計画の期間……110
（4）計画に基づく再犯防止施策の対象者……110
（5）計画の策定体制……110
第2節　大分県・豊後大野市における犯罪情勢等……111
（1）大分県内における刑法犯認知件数……111
（2）大分県内における刑法犯罪の内訳……112
（3）豊後大野市における刑法犯罪の認知状況……113
（4）市町村別犯罪率の比較……113
（5）豊後大野市の犯罪率の推移……114
（6）大分県の再犯者率の推移……114
第3節　計画における重点課題……115
第4節　計画における取り組み……116
（1）犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進……116
（2）安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくり の推進……117
（3）立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進……119
第5節　計画の評価と進行管理……120

第8章　資料編……121

（1）計画の策定経過……123
（2）豊後大野市地域福祉計画策定委員名簿……124
（3）豊後大野市地域福祉計画策定委員会設置要綱……125
（4）豊後大野市成年後見制度利用促進審議会条例……127

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の背景

我が国においては、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降､再認識されることとなりました｡普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる豊後大野市の実現を図っていく必要があります。

本市では、「第３期豊後大野市地域福祉計画」を平成29年３月に策定し、「すべての市民がお互いを尊重しあい、住み慣れた家庭や地域の中で安心した生活ができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、その人らしく自立した生活ができる豊後大野市を目指す」を計画の基本理念として、各種福祉施策の推進に努めてきました。

現在、本市では誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム[1]」の構築を進めています。「地域包括ケアシステム」の構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。市民と地域の団体、事業者、行政が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を進めていかなくてはなりません。

[1] 厚生労働省が提唱する、「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制」のこと。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会[2]」を実現するため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めることが大切です。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、豊後大野市における「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、「第４期豊後大野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■地域福祉とは■

地域福祉とは

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

第２節　社会福祉法の一部改正

平成29年６月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の３）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

さらに、平成30年４月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。

改正された社会福祉法を受け、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

[2] 世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

■福祉に関して共通して取り組むべき事項■

① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
② 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
⑩ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑯ 全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

第３節　計画の性質と位置づけ

（１）計画の性質

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称や説明として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。ただし、法律の名称やサービスの名称、診断名称などについては、これまでどおりの表記を使っています。

■社会福祉法（抜粋）■

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（2）計画の位置づけ

本計画は豊後大野市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉（子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等）に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容と「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条第１項に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものです。さらに、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の３計画を一体的に策定することによって、より効果的な施策の展開を図ることとします。

なお、豊後大野市社会福祉協議会が策定する「豊後大野市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための活動計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

■計画の位置づけ■

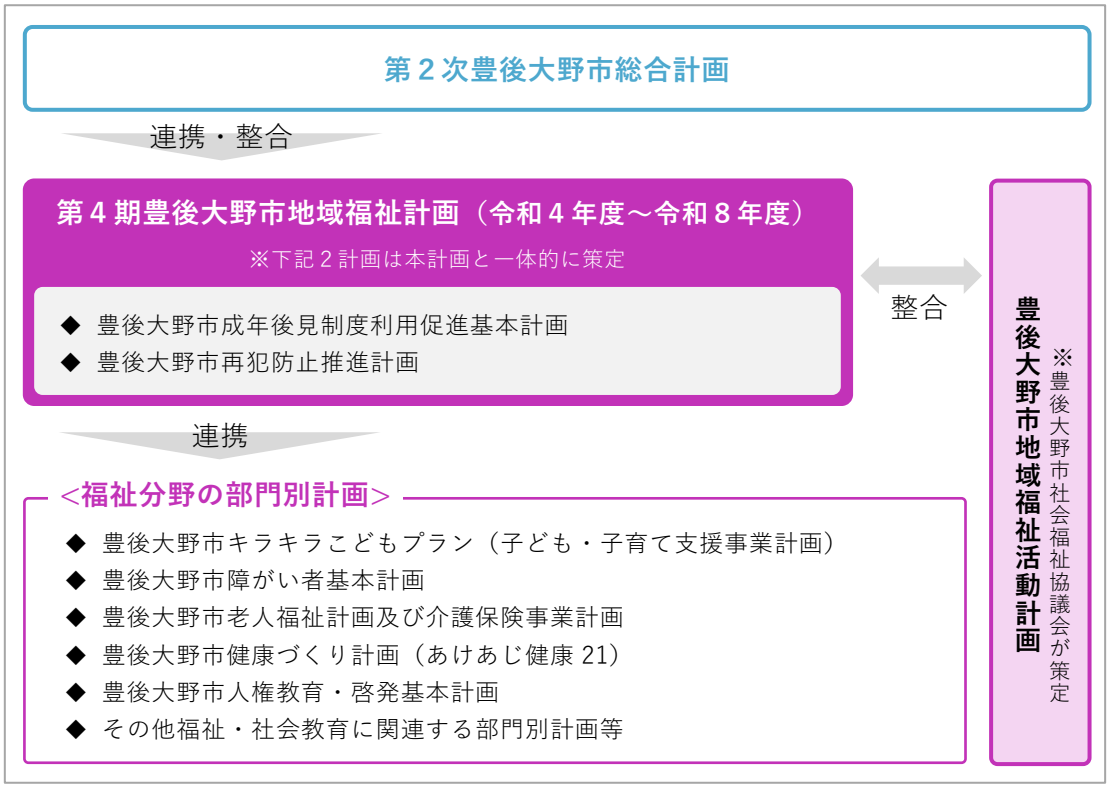

第４節　計画期間

令和４年度から令和８年度までの５か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

第５節　計画の策定体制と方法

（１）豊後大野市地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「豊後大野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

（２）アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題や市民のニーズを把握するため、一般市民を対象に「豊後大野市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、福祉団体及び民生委員・児童委員を対象とする「豊後大野市地域福祉計画策定のためのアンケート」をそれぞれ実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメント[3]を実施しました。

[3] 市が重要な計画などを策定・変更する際、事前にその案を公表し、広く市民等から意見を募集する制度。

第２章　豊後大野市の現状

第１節　豊後大野市の概要

（１）地勢と交通

豊後大野市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東西約22km、南北約31km、総面積は603.14㎢であり、県土の9.5％を占めています。

広大な面積を持つ豊後大野市は、多様な地形・地質を有しています。東部は大峠山（おおとうげやま）、佩楯山（はいだてさん）、西部は阿蘇外輪山のすそ野、北部は神角寺（じんかくじ）・鎧ヶ岳（よろいがだけ）、南部は祖母（そぼ）・傾山（かたむきやま）、三国峠（みくにとうげ）により囲まれ、盆地状を成しています。起伏に富み、かつ複雑な地形を生かすとともに、大小の河川を集めて別府湾に注ぐ大野川の豊かな水資源があり、県内屈指の畑作地帯を形成しています。また、神角寺・芹川県立自然公園、祖母・傾県立自然公園、祖母・傾国定公園によって囲まれており、有形、無形の地域資源に恵まれた名水・田園・観光のふるさとでもあります。

気候は南海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じて概ね温暖で、平均降水量は1,770mm～1,910mmとなっています。また、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は15～16℃と極めて農耕に適しており、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

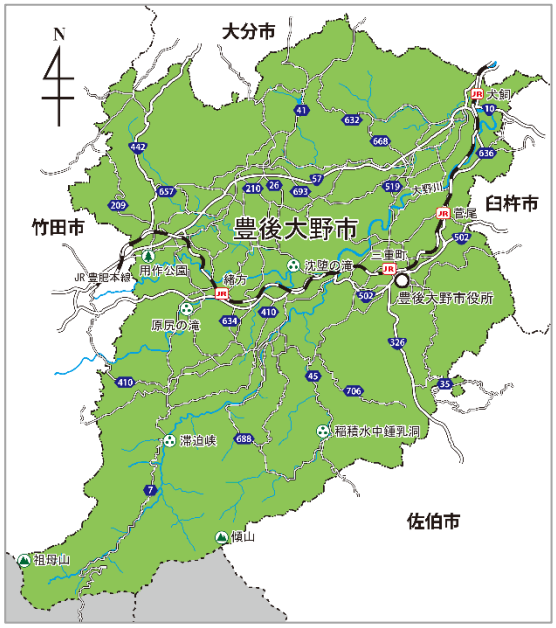

交通アクセスは、市内に国道５路線、県道19路線が主要道路として整備されています。また、大分県と熊本県を結ぶJR豊肥本線や現在整備されている中九州高規格道路が重要な交通アクセスとなっています。

また市内には県央飛行場が設置され、県内の防災拠点基地として、また遊覧飛行などの観光資源としても活用されています。

（２）人口の推移

住民基本台帳による人口の推移を見ると、総人口は減少傾向が続いており、令和３年は34,495人となっています。

年齢３区分別人口で見ると、いずれの年齢層でも減少傾向が続いていますが、高齢者人口と比較して年少人口、生産年齢人口ではより速いペースで人口減少が進んでいることがうかがえます。

高齢化率（高齢者人口比率）は上昇傾向が続いており、令和３年３月31日現在で43.9％となっています。

■総人口と年齢３区分別人口の推移■

単位：人、％

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年
年少人口	人口	3,892	3,799	3,677	3,567	3,459	3,358
	（構成比）	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	9.7
生産年齢人口	人口	18,682	18,045	17,434	16,858	16,401	16,009
	（構成比）	49.4	48.5	47.8	47.2	46.7	46.4
高齢者人口	人口	15,258	15,371	15,342	15,293	15,231	15,128
	（構成比）	40.3	41.3	42.1	42.8	43.4	43.9
総人口		37,832	37,215	36,453	35,718	35,091	34,495

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）
※年齢不詳は除く。
※「年少人口」は 15 歳未満人口、「生産年齢人口」は 15 歳以上 65 歳未満人口、「高齢者人口」は 65 歳以上人口を指す。

■豊後大野市の人口の推移■

単位：人

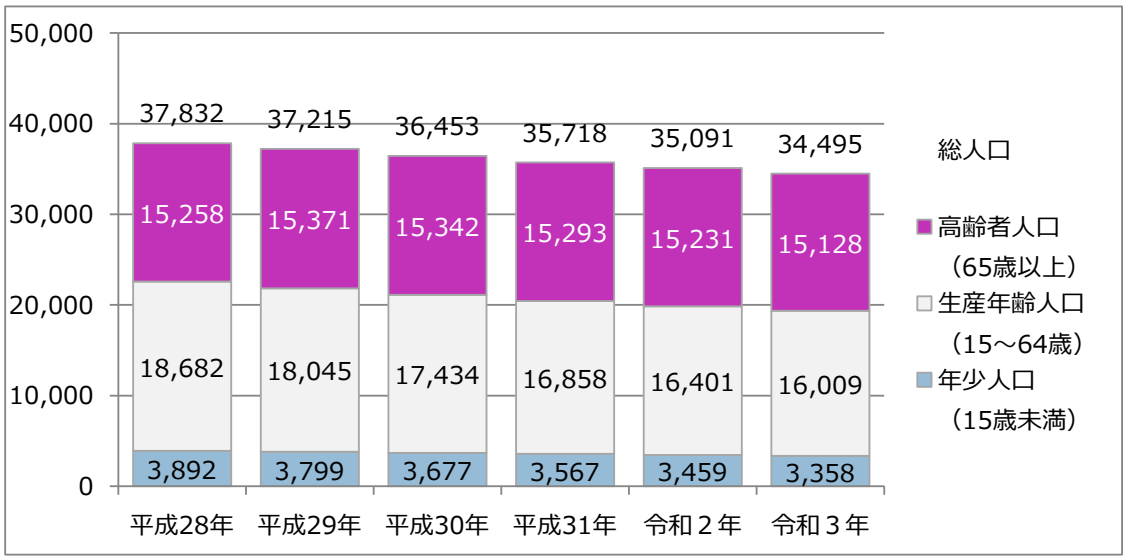

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）
※年齢不詳は除く。

■年齢３区分別人口比率の推移■

単位：％

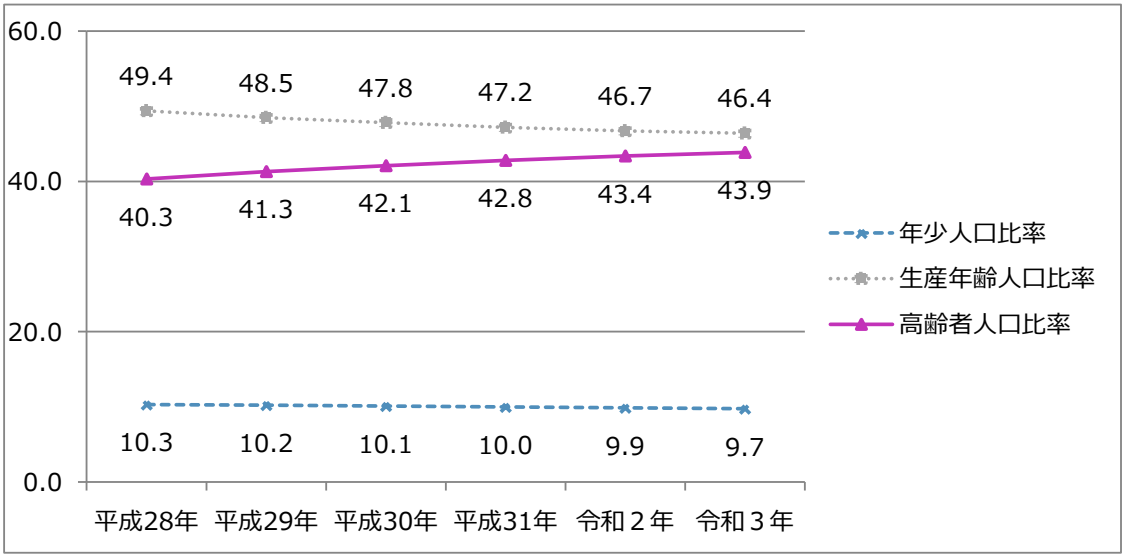

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）
※年齢不詳は除く。
※端数処理のため年齢３区分別人口比率の和は必ずしも 100.0％とならない。

（3）世帯数の推移

本市の世帯数も減少局面にあります。令和２年以降は16,000世帯を下回っています。

１世帯当たり人員数を見ると、平成28年には2.31人でしたが、令和３年には2.16人となっており、核家族化、独居世帯の増加が続いていることがうかがえます。

■世帯数の推移■

単位：世帯、人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
総人口	37,832	37,215	36,453	35,718	35,091	34,495
世帯数	16,389	16,346	16,234	16,090	15,980	15,944
１世帯当たり人員数	**2.31**	**2.28**	**2.25**	**2.22**	**2.20**	**2.16**

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人

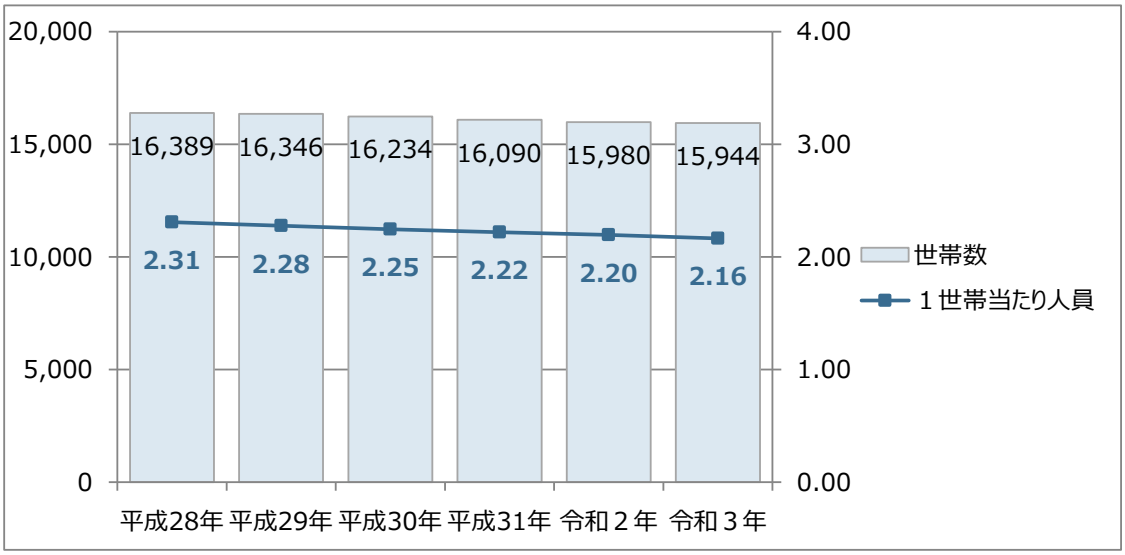

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

第２節　地域福祉の現状

（１）支援を必要とする人の現状

１．子ども・子育て世代の状況

本市に居住する18歳未満の人口は令和３年３月31日現在、4,159人となっており、全人口のうち12.1%を占めています。少子化に伴い、18歳未満人口、18歳未満人口比率はともに低下しています。

■総人口と子ども（18 歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、％

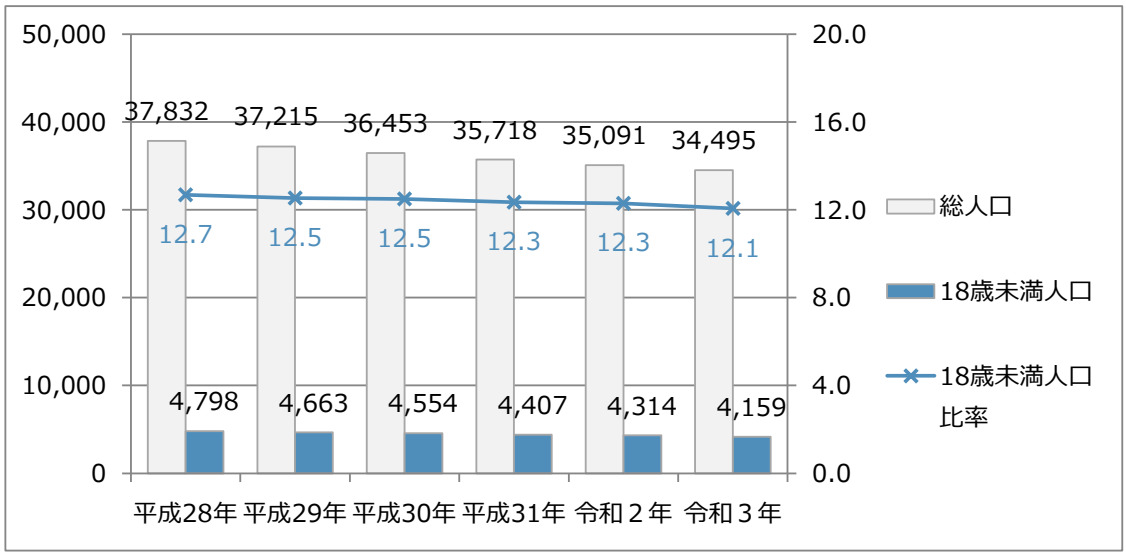

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日）

子どものいる世帯数について見ると、「一般世帯数」とともに、「うち夫婦と子供から成る世帯」は減少傾向にあります。一方で、「うち男親と子供から成る世帯」は増加傾向が続いているほか、「うち女親と子供から成る世帯」は平成22年以降1,000世帯強で横ばいとなっており、ひとり親世帯は増加傾向にあることがわかります。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：世帯

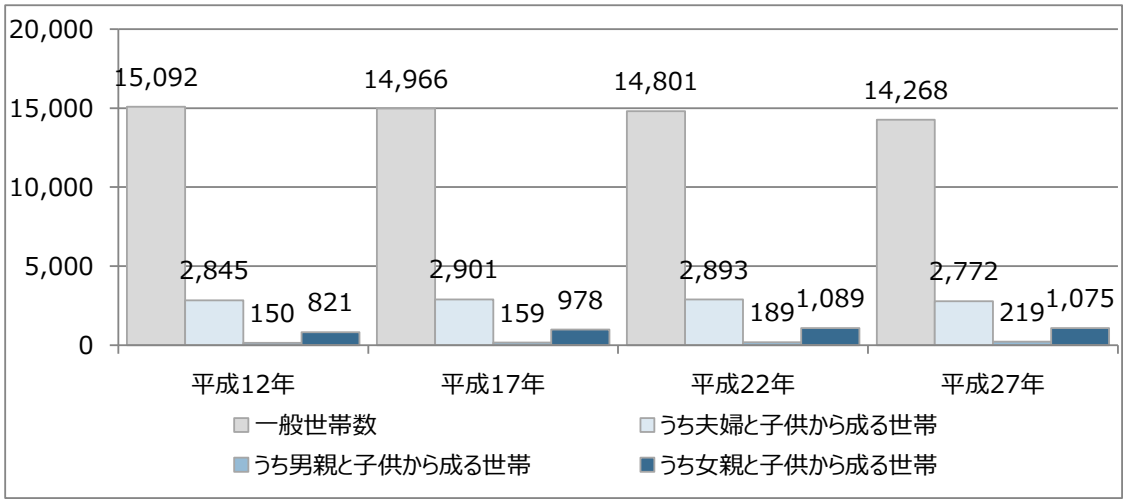

資料：国勢調査

地域子育て支援センターの利用状況について見ると、延利用者数は平成31年にかけて増加していましたが、その後は減少傾向が続いています。

■地域子育て支援センター延利用者数の推移■

単位：人

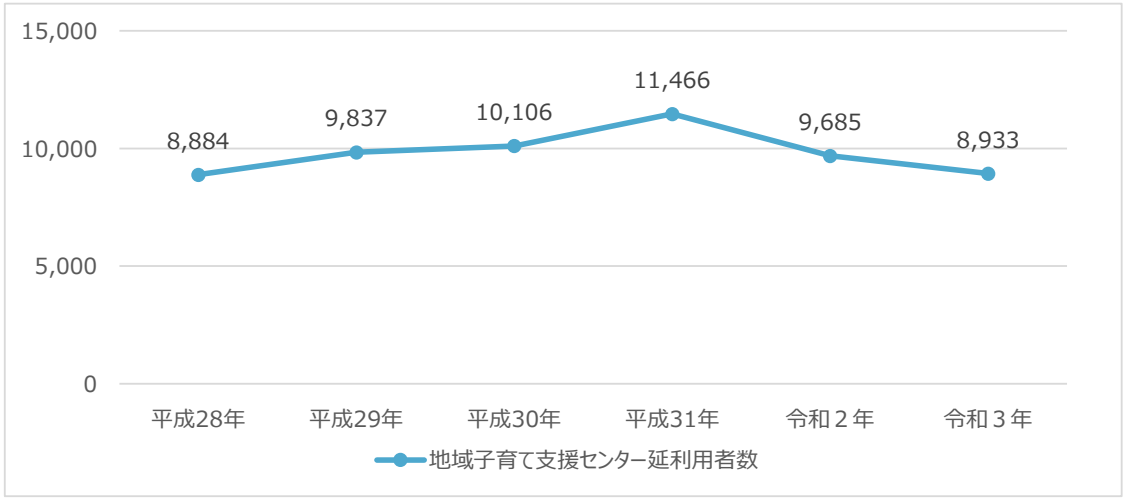

資料：子育て支援課

放課後児童クラブについては、延利用者数の増加が続いており、登録施設数も現在13施設と平成30年以前と比較して増加しており、増大するニーズへの対応も進んでいます。

■放課後児童クラブ延利用者数と登録施設数の推移■

単位：人、か所

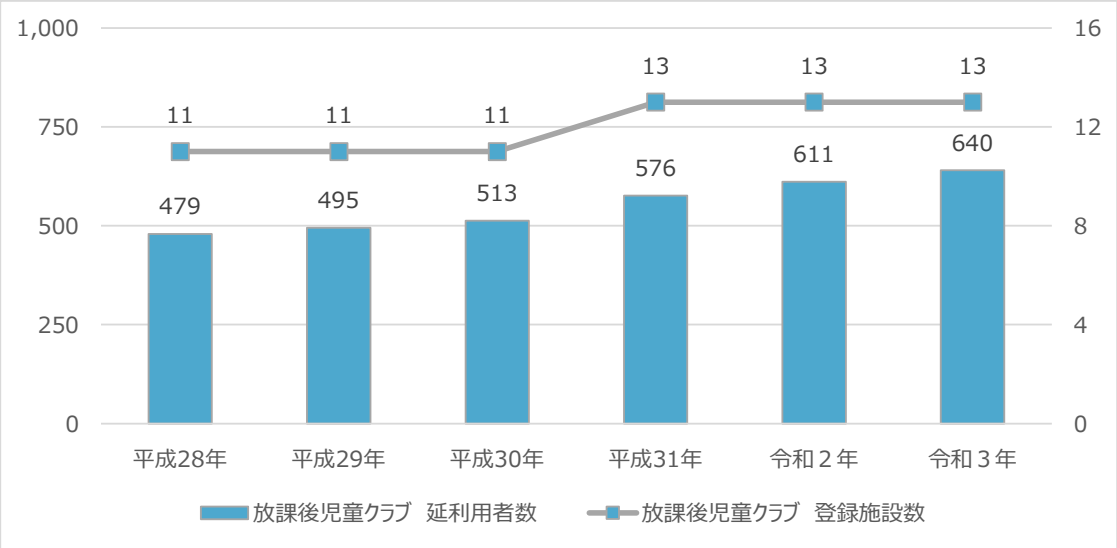

資料：子育て支援課

預かり保育の延利用者数は、平成30年と平成31年に9,400人台となるなど、利用が多くなっているのに対し、一時保育は減少傾向が続いています。

それぞれの登録施設数については、大幅な変動は見られません。

■預かり保育と一時保育の延利用者数と登録施設数の推移■

単位：人、か所

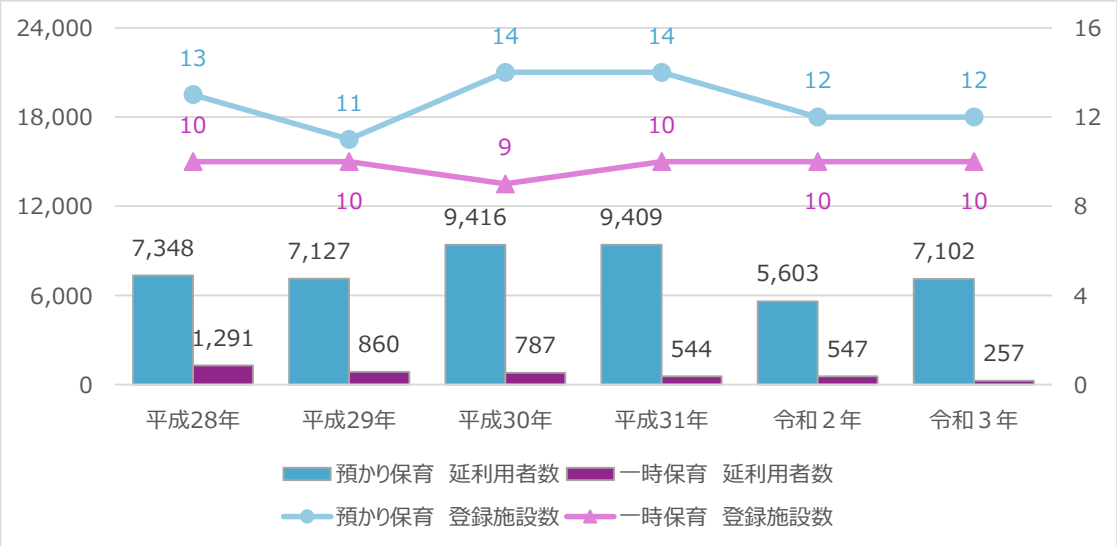

資料：子育て支援課

2．高齢者の状況

高齢者数の推移を見ると、平成28年以降、15,000人台で高止まり傾向を示しています。高齢化の進行には歯止めがかからない状態が続いており、高齢化率も令和３年には43.9%となっています。

令和３年には75歳以上の後期高齢者人口が10,000人を突破しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、％

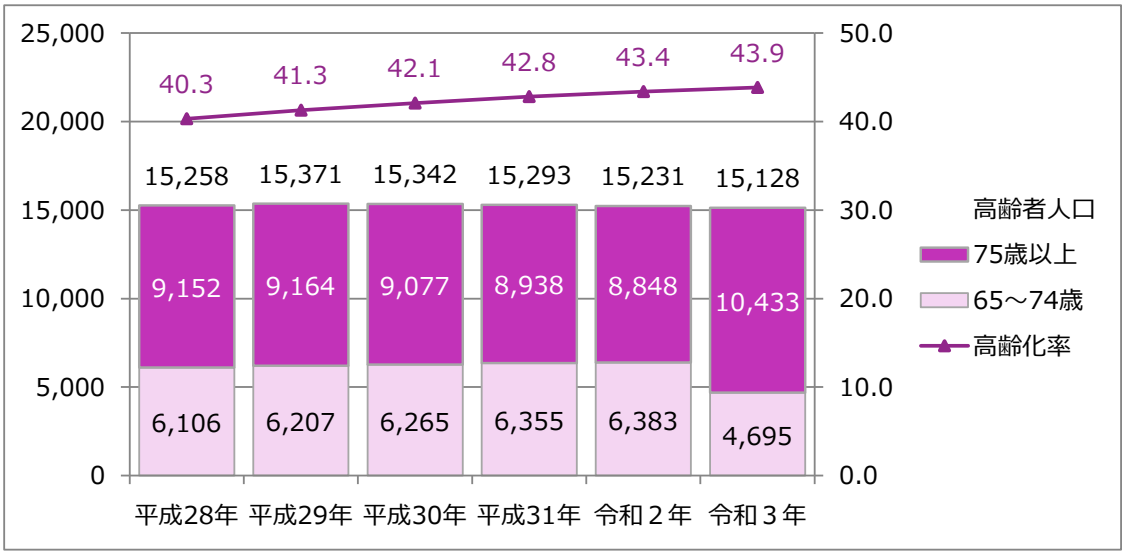

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日）

また、高齢者のいる世帯について見ると、「65歳以上の高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」は増加傾向が続いています。

■高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯

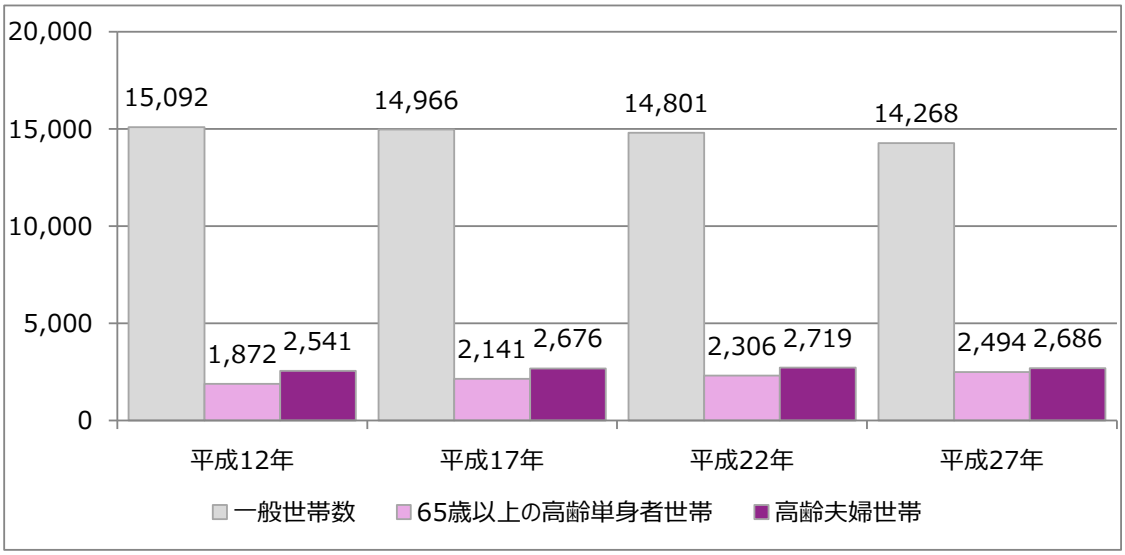

資料：国勢調査

平成28年から令和３年における要介護(要支援)認定者数について見ると、平成30年以降は1,400人台で高止まり傾向が続いています。認定率も上昇傾向が続いており、16%台で推移しています。

令和７年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となることが見込まれており、要介護（要支援）認定者数の増加は今後も続くと想定されます。

■要介護（要支援）認定者数の推移■

単位：人、％

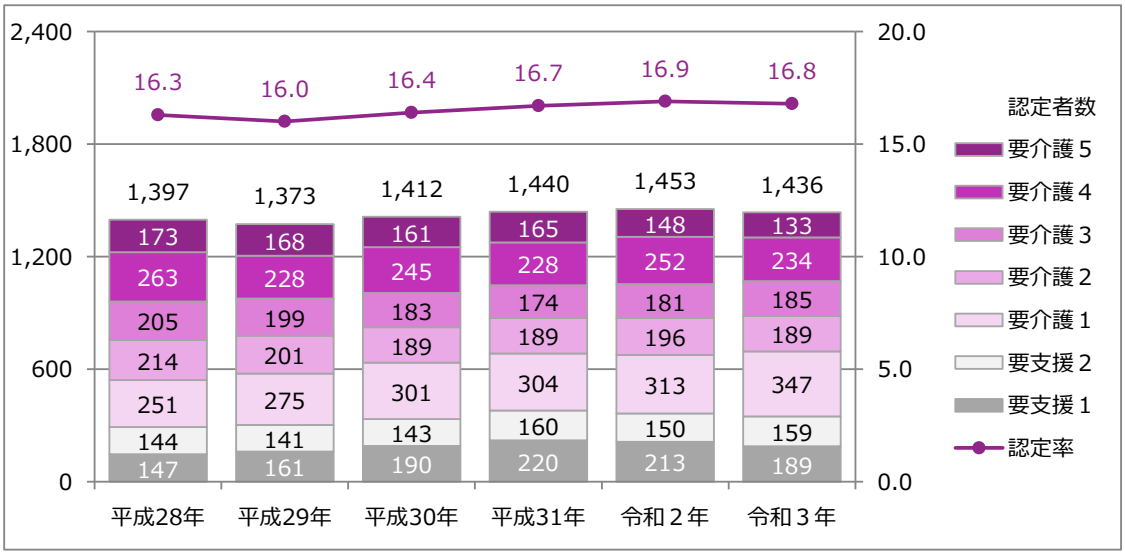

資料：地域包括ケアシステム見える化システム

3．障がい者の状況

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移を見ると、一貫して減少傾向にあります。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増となっています。

なお、手帳を所持していない人であってもそれぞれの状況に応じて一部のサービスを利用することができます。特に発達に不安を抱える児童などでは手帳を取得していないケースが多いため、実際に何らかのサービスを必要とする人は統計上の手帳所持者数よりも多くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

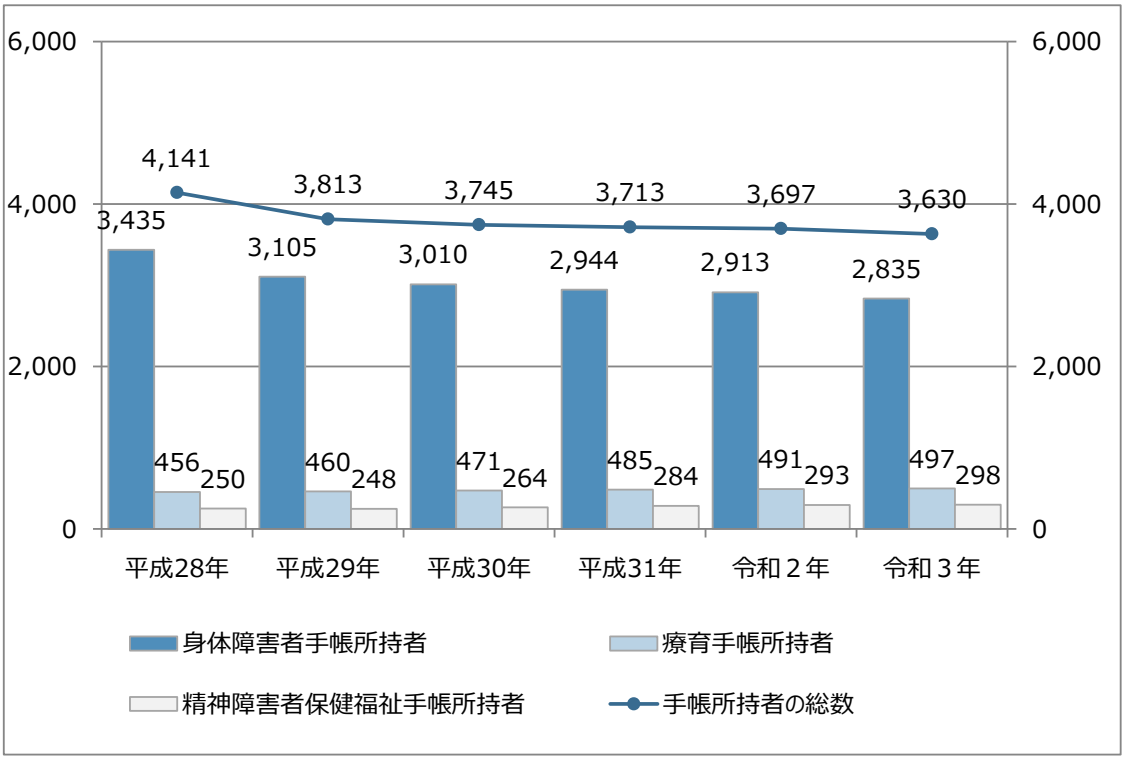

資料：福祉行政報告例

また、手帳所持者の年齢構成を見ると、令和３年においては18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は１％程度であり、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上の障がい者であることがわかります。

療育手帳所持者について見ると、18歳未満では横ばいとなっていますが、18歳以上では増加傾向が続いています。

■障がい者の手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年
身体障害者手帳所持者	18 歳未満	25	23	28	29	29	28
	18～64 歳	536	455	446	425	417	410
	65 歳以上	2,874	2,627	2,536	2,490	2,467	2,397
	計	3,435	3,105	3,010	2,944	2,913	2,835
療育手帳所持者	18 歳未満	79	82	87	94	92	92
	18 歳以上	377	378	384	391	399	405
	計	456	460	471	485	491	497

資料：福祉行政報告例

身体障害者手帳所持者数をその等級別に見ると、比較的「１級・２級」と「３級・４級」の減少幅が大きくなっています。

■等級別に見た身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

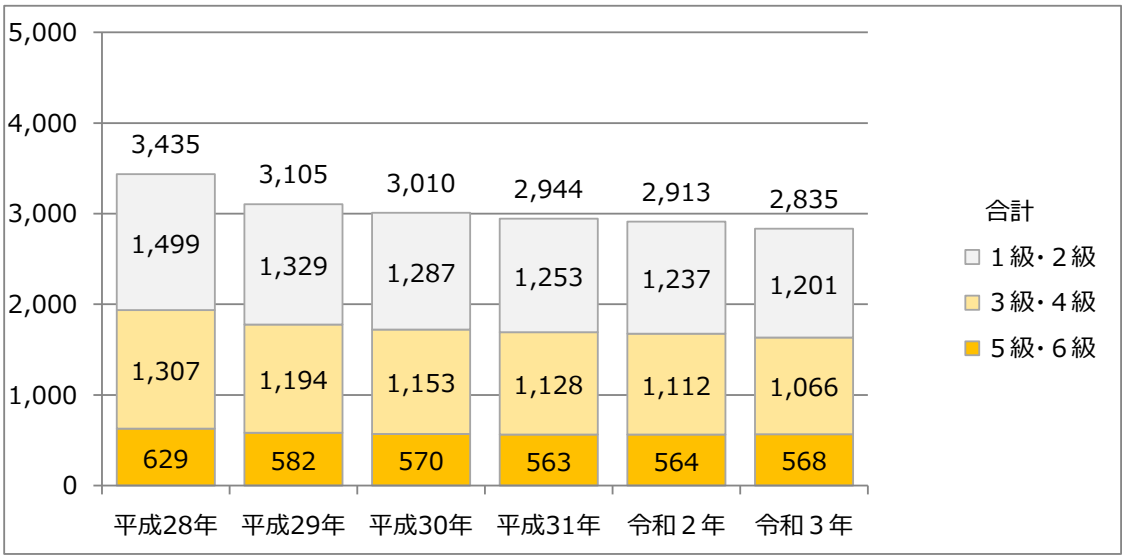

資料：福祉行政報告例

※等級の値が小さくなるほど、障がいの程度が重度であることを示す。

療育手帳所持者数をその等級別に見ると、A（A1・A2）判定は140人程度で横ばいとなっているのに対し、B（B1・B2）判定は増加傾向が続いています。

■等級別に見た療育手帳所持者数の推移■

単位：人

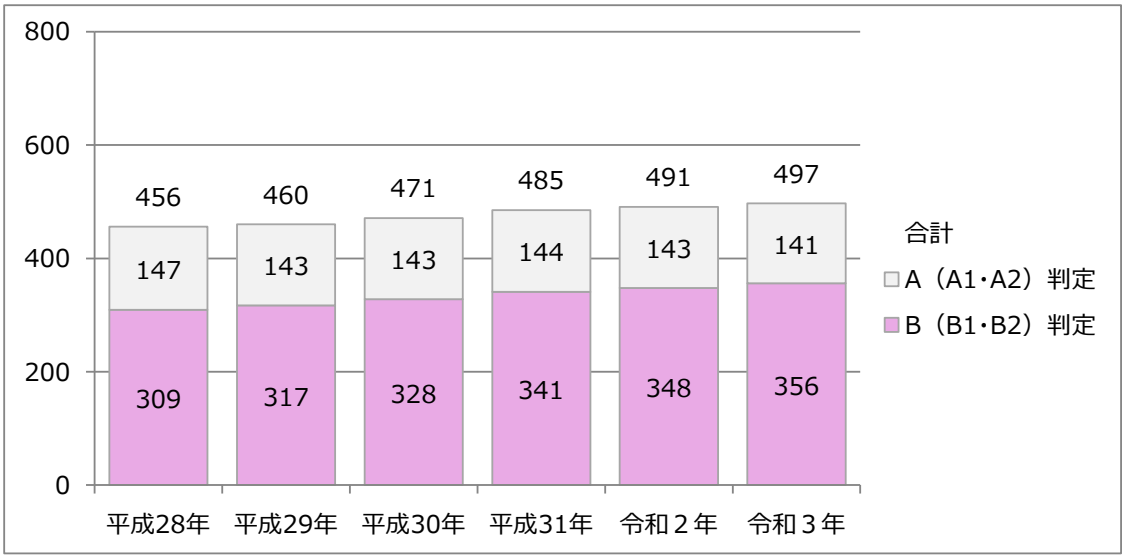

資料：福祉行政報告例

※A1 は総合最重度、A2 は総合重度、B1 は総合中等度、B2 は総合軽度の判定を示す。

精神障害者保健福祉手帳所持者数をその等級別に見ると、１級（重度）は平成30年以降わずかに減少していますが、２級（中度）、３級（軽度）は継続的に増加していることがわかります。

■等級別に見た精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人

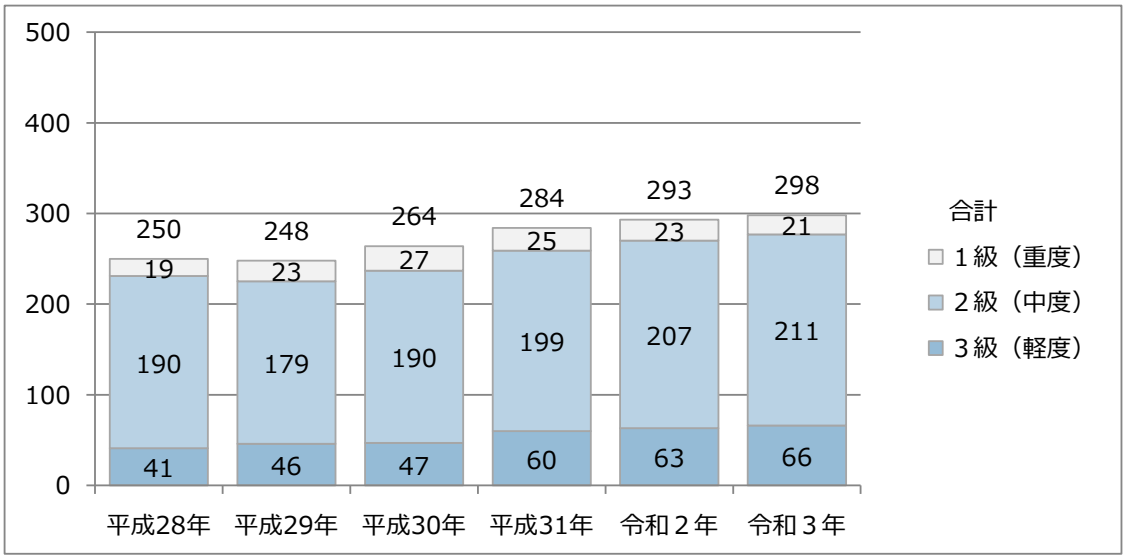

資料：大分県豊肥保健所報告

４．その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護世帯数は概ね450世帯前後、世帯人員概ね550人前後で推移しており、ともに横ばいとなっています。

■生活保護の受給世帯数と世帯に属する人員の推移■

単位：世帯、人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
世帯数	445	440	445	453	460	439
世帯人員	552	548	550	557	558	530

資料：被保護者世帯調査台帳 DATA

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のようになっています。平成30年以降、やや増加傾向がうかがえます。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
自殺者数	7	5	3	4	6	8
自殺死亡率	18.1	13.1	8.0	10.9	16.7	22.6

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
（注）自殺死亡率は人口 10 万人当たりの自殺者数を示す。

（2）地域福祉を支える人の現状

1．民生委員・児童委員

民生委員[4]・児童委員[5]数については、近年は150人程度で推移しており、大きな変化はありません。

■民生委員・児童委員数の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
民生委員・児童委員数	151	151	151	151	150	150

資料：福祉行政報告例

2．ボランティア団体

ボランティア団体数の推移を見ると、平成29年７月九州北部豪雨の影響により、登録団体数、登録者数の一時的な増加が見られました。個人での登録は平成29年から平成30年にかけて37人から16人と急激な減少がありましたが、令和３年には35人となっています。

■ボランティアの推移■

単位：団体、人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
グループ	団体数	29	32	21	15	24	19
	所属する人数	545	667	321	372	531	413
個人		35	37	16	25	36	35
登録人数の合計		580	704	337	397	567	448

資料：豊後大野市社会福祉協議会（各年４月１日）

[4]それぞれの地域において常に住民の立場で相談に応じ、必要な支援をする人。厚生労働大臣から委嘱されており、児童委員と兼任している。

[5] 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として指名されている。

（3）市民アンケート調査の結果

1．調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要■

項目	内容
調査対象	18歳以上の豊後大野市民
配布数	1,000票
回収数（回収率）	435票（43.5％）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和３年８月
調査地域	豊後大野市全域

2．調査結果（概要）

＜回答者の属性＞

回答者の属性は以下のとおりです。

高齢の市民による回答が多くなっています。

■回答者の性別■

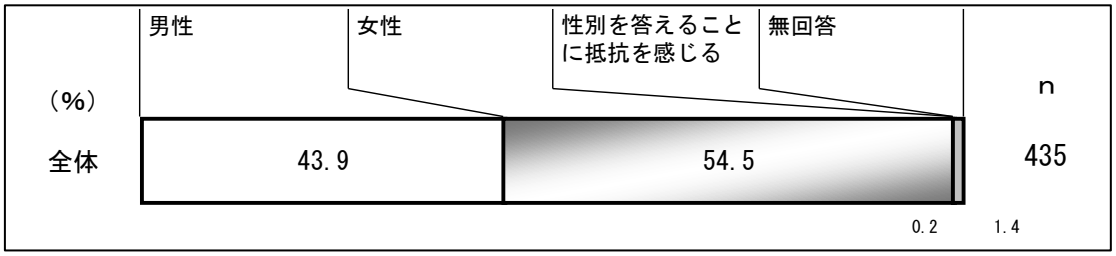

■回答者の年齢■

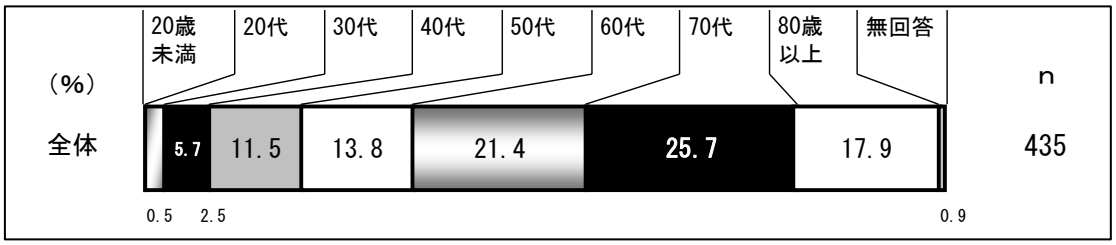

＜地域の満足度＞

地域の満足度についてたずねたところ、近隣との付き合いについては、“満足”（「まあまあ満足」または「満足」）と回答した人の割合が他項目より高く、36.8%となっています。

一方で、地域の防災体制や地域の防犯体制、地域の交通安全対策については、“不満”の割合（「不満」と「やや不満」の合計）が“満足”をわずかに上回る結果となっており、防災や防犯･交通安全対策の強化が求められています。

■地域の満足度（全体）■

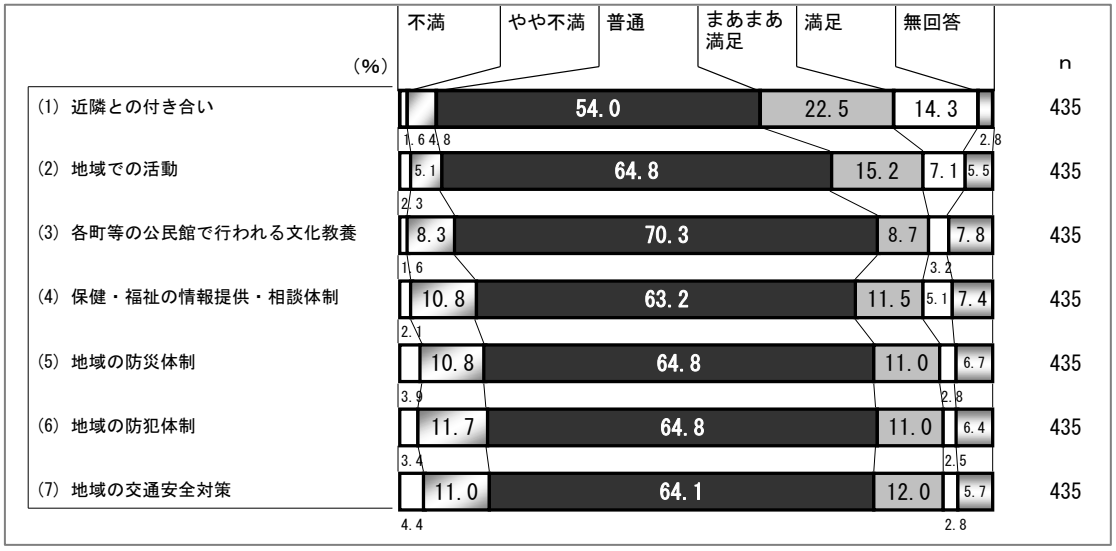

＜住み慣れた地域で安心して暮らせているか＞

住み慣れた地域で安心して暮らせているかたずねたところ、“できている”（「できている」または「どちらかといえばできている」）と回答した人は全体の78.3%、“できていない”（「どちらかといえばできていない」または「できていない」）と回答した人は全体の18.4%を占めています。

■住み慣れた地域で安心して暮らせているか（全体・属性別）■

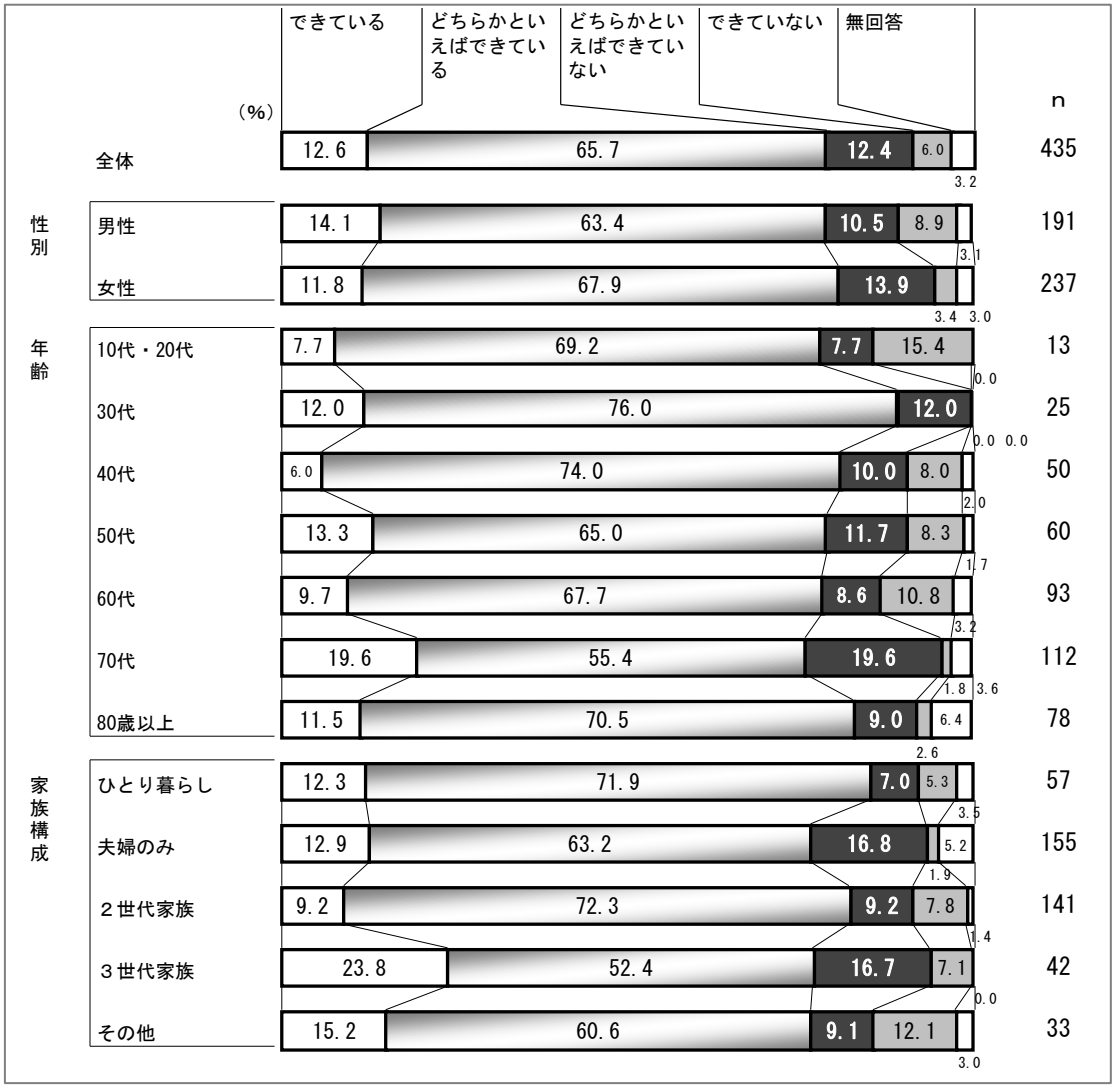

＜地域でどんな手助けをしてほしいか＞

自身や家族に地域でどんな手助けをしてほしいかたずねたところ、「声かけや安否の確認」（58.2%）が最も多く、次いで「災害時の手助け」（51.7%）、「話し相手や相談相手」（40.0%）などとなっています。

■地域でどんな手助けをしてほしいか（全体／複数回答）■

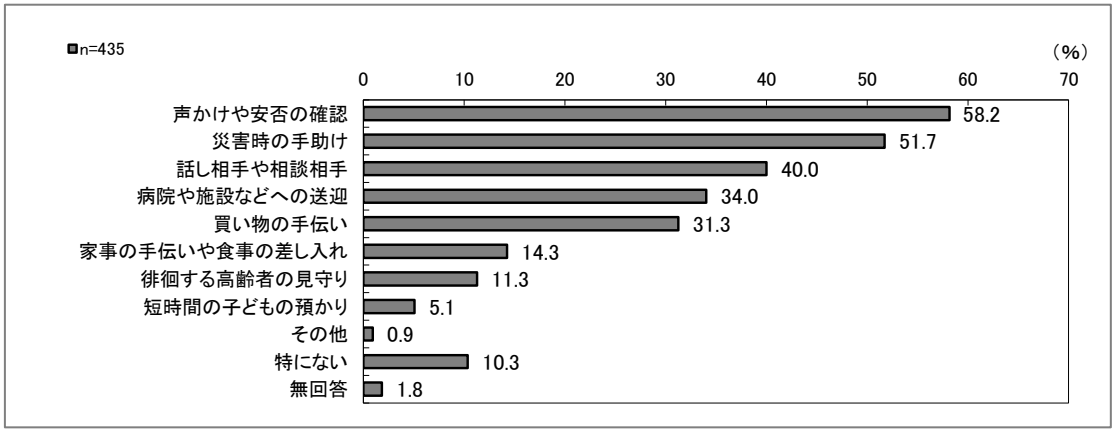

＜地域で気になっている問題＞

地域で気になっている問題については、「ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援」（34.3%）が最も多く、次いで「災害時の助け合いや防災対策のこと」（23.7%）、「自治会の役員のなり手がないこと」（18.6%）などとなっています。

10代から40代までの若年層では「子どもの遊び場がないこと」や「子どもの通学時等の安全確保のこと」が第１位となっており、子育て環境への関心が高いことがうかがえます。

■地域で気になっている問題（全体／複数回答）■

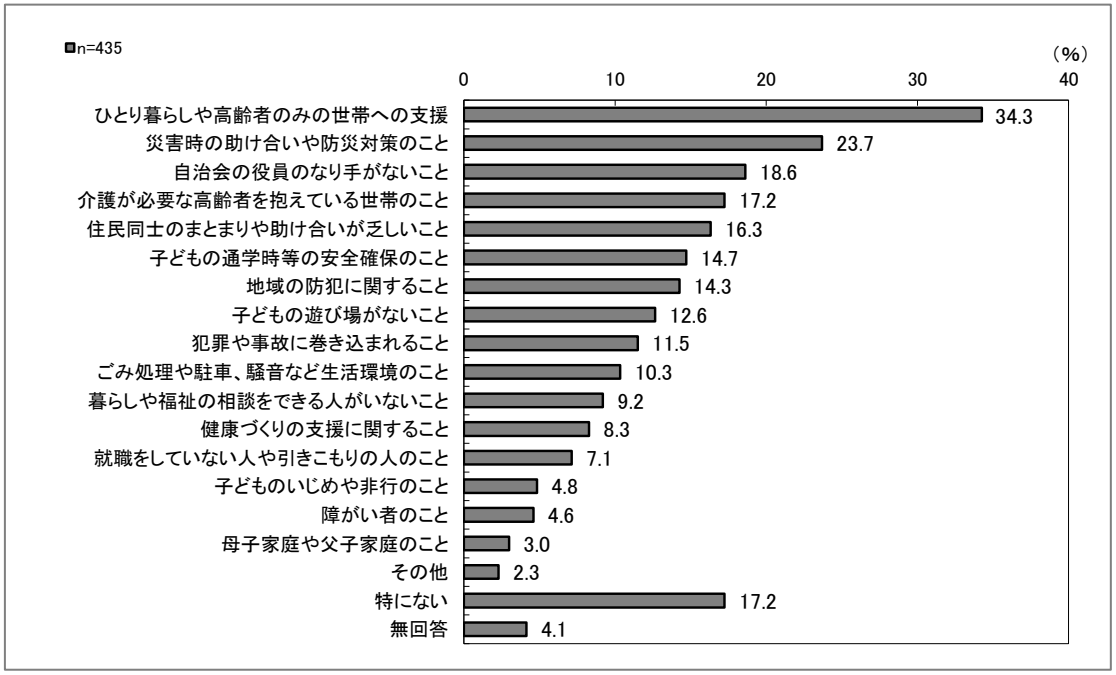

■地域で気になっている問題（全体・属性別―上位３項目／複数回答）■

単位：％

		第１位	第２位	第３位
全体		ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 34.3	災害時の助け合いや防災対策のこと 23.7	自治会の役員のなり手がないこと 18.6
性別	男性	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 38.2	災害時の助け合いや防災対策のこと 26.2	自治会の役員のなり手がないこと 22.0
	女性	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 31.2	災害時の助け合いや防災対策のこと 20.7	住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと／自治会の役員のなり手がないこと 15.6
年齢	10代・20代	子どもの遊び場がないこと 38.5	子どもの通学時等の安全確保のこと 30.8	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援／ごみ処理や駐車、騒音など生活環境のこと／災害時の助け合いや防災対策のこと／犯罪や事故に巻き込まれること 23.1
	30代	子どもの通学時等の安全確保のこと 32.0	災害時の助け合いや防災対策のこと 28.0	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援／犯罪や事故に巻き込まれること／地域の防犯に関すること 20.0
	40代	子どもの通学時等の安全確保のこと 30.0	自治会の役員のなり手がないこと 28.0	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援／災害時の助け合いや防災対策のこと 22.0
	50代	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 40.0	介護が必要な高齢者を抱えている世帯のこと 25.0	災害時の助け合いや防災対策のこと 23.3
	60代	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 39.8	災害時の助け合いや防災対策のこと 22.6	介護が必要な高齢者を抱えている世帯のこと 19.4
	70代	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 34.8	住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと 27.7	災害時の助け合いや防災対策のこと 21.4
	80歳以上	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援 37.2	災害時の助け合いや防災対策のこと 25.6	住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと 16.7

＜近所の人との付き合い方＞

近所の人との付き合い方については、若年層ほど近所との付き合いが希薄な傾向にあり、30代以下では「付き合いはほとんどない」が２割強を占めています。また、家族構成で見ると、ひとり暮らしでは「付き合いはほとんどない」が17.5%を占めており、若年層やひとり暮らしなどは孤立傾向が強いことがうかがえます。

■近所の人との付き合い方（全体・属性別）■

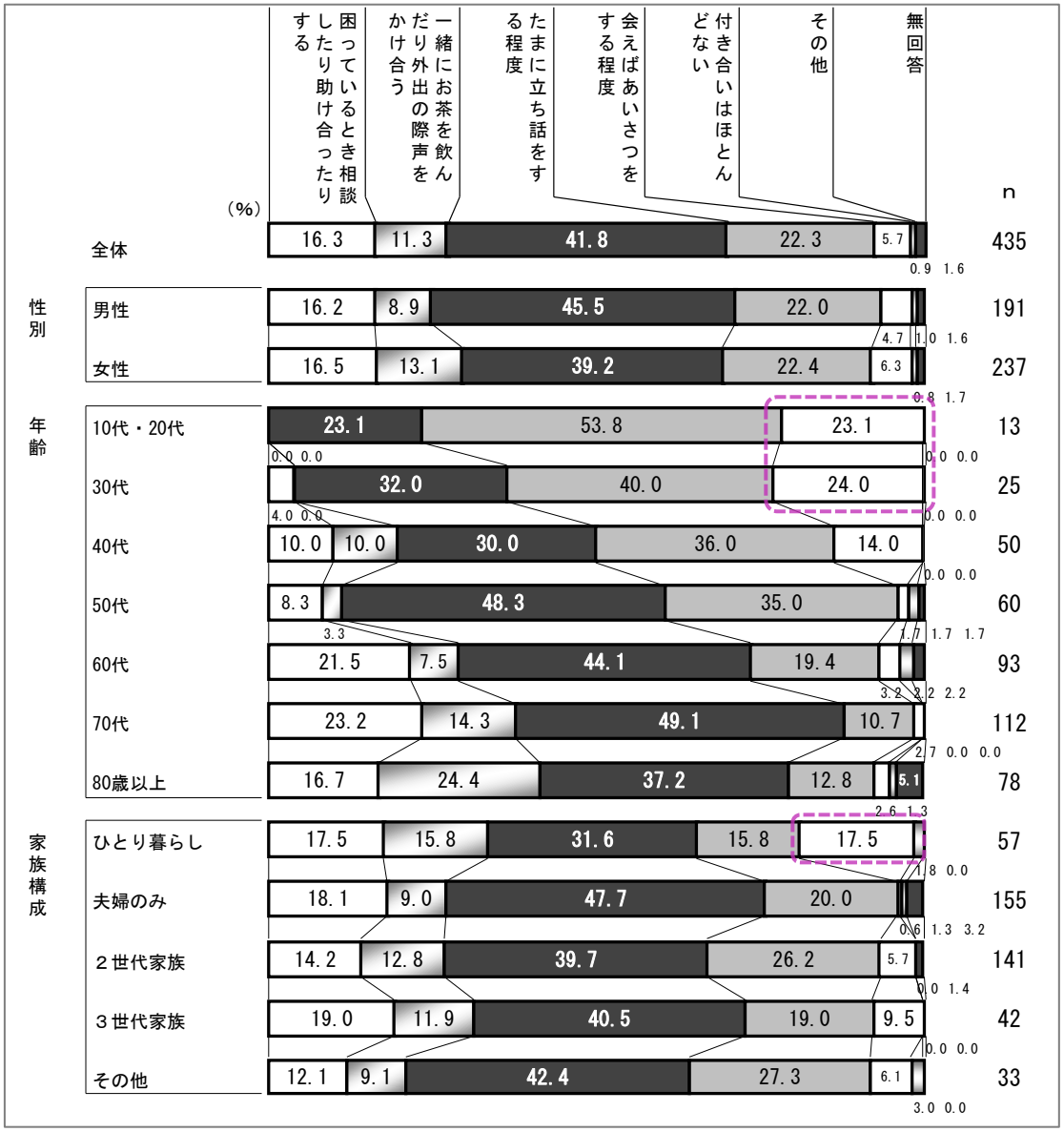

＜知りたい情報＞

知りたい情報についてたずねたところ、「高齢者福祉・支援等に関する情報」（46.7%）が第１位となっています。

年齢で見ると、40代以下では「子育てに関する情報」が第１位となっています。年齢等属性に応じた広報が求められます。

■知りたい情報（全体／複数回答）■

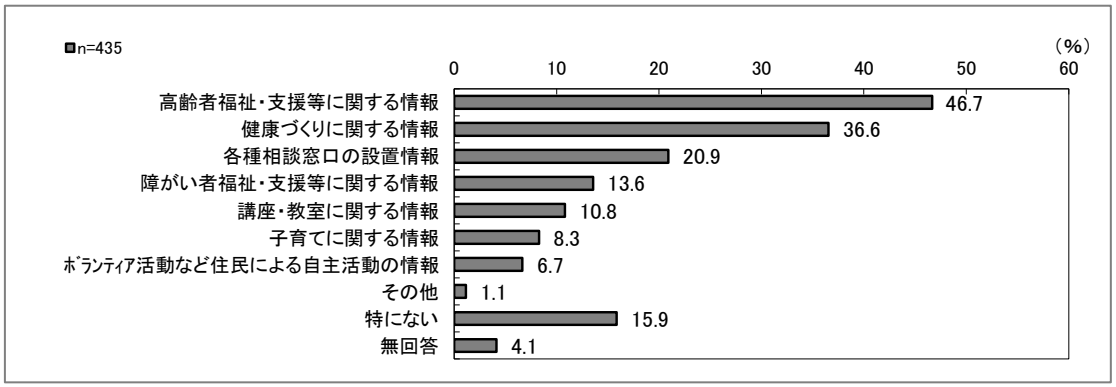

■知りたい情報（全体・属性別―上位３項目／複数回答）■

単位：%

		第１位	第２位	第３位
全体		高齢者福祉・支援等に関する情報 46.7	健康づくりに関する情報 36.6	各種相談窓口の設置情報 20.9
性別	男性	高齢者福祉・支援等に関する情報 50.8	健康づくりに関する情報 41.4	各種相談窓口の設置情報 19.9
	女性	高齢者福祉・支援等に関する情報 42.6	健康づくりに関する情報 32.9	各種相談窓口の設置情報 22.4
年齢	10代・20代	子育てに関する情報 38.5	各種相談窓口の設置情報 30.8	障がい者福祉・支援等に関する情報 23.1
	30代	子育てに関する情報 44.0	健康づくりに関する情報 36.0	講座・教室に関する情報／各種相談窓口の設置情報 24.0
	40代	子育てに関する情報 30.0	高齢者福祉・支援等に関する情報 26.0	各種相談窓口の設置情報 22.0
	50代	高齢者福祉・支援等に関する情報 40.0	健康づくりに関する情報 38.3	各種相談窓口の設置情報 31.7
	60代	高齢者福祉・支援等に関する情報 57.0	健康づくりに関する情報 40.9	各種相談窓口の設置情報 21.5
	70代	高齢者福祉・支援等に関する情報 51.8	健康づくりに関する情報 38.4	各種相談窓口の設置情報 18.8
	80歳以上	高齢者福祉・支援等に関する情報 57.7	健康づくりに関する情報 43.6	各種相談窓口の設置情報 12.8

＜地域活動に参加する際に苦労することや参加できない理由＞

地域活動に参加する際に苦労することや参加できない理由についてたずねたところ、20代から60代では「活動する時間がない」が第１位となっているのに対し、70代では「一緒に参加できる人がおらずきっかけがない」、「身近に参加したい団体がなく情報もない」が第１位となっています。

また、ひとり暮らし世帯では「一緒に参加できる人がおらずきっかけがない」が第１位となっています。

■地域活動に参加する際に苦労することや参加できない理由■
（全体／複数回答）

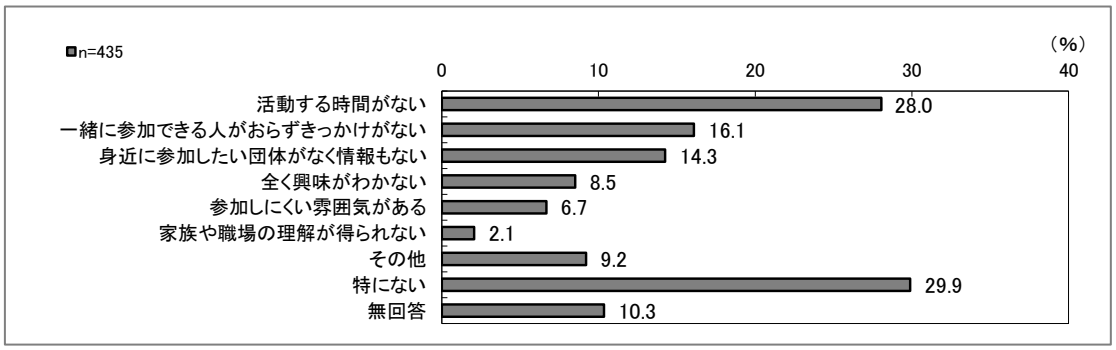

■地域活動に参加する際に苦労することや参加できない理由■
（全体・属性別―上位３項目／複数回答）

単位：％

		第１位	第２位	第３位
全体		活動する時間がない 28.0	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 16.1	身近に参加したい団体がなく情報もない 14.3
性別	男性	活動する時間がない 28.3	身近に参加したい団体がなく情報もない 14.1	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 12.6
	女性	活動する時間がない 27.8	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 18.6	身近に参加したい団体がなく情報もない 14.3

		第１位	第２位	第３位
年齢	10代・20代	身近に参加したい団体がなく情報もない／活動する時間がない／全く興味がわかない 30.8		
	30代	活動する時間がない 40.0	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 28.0	全く興味がわかない 16.0
	40代	活動する時間がない 50.0	全く興味がわかない 16.0	身近に参加したい団体がなく情報もない 14.0
	50代	活動する時間がない 46.7	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 20.0	身近に参加したい団体がなく情報もない 18.3
	60代	活動する時間がない 31.2	身近に参加したい団体がなく情報もない／一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 12.9	
	70代	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 19.6	活動する時間がない 15.2	身近に参加したい団体がなく情報もない 11.6
	80歳以上	身近に参加したい団体がなく情報もない 15.4	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 14.1	活動する時間がない 10.3
家族構成	ひとり暮らし	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 26.3	活動する時間がない 22.8	身近に参加したい団体がなく情報もない 10.5
	夫婦のみ	活動する時間がない 20.6	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 13.5	身近に参加したい団体がなく情報もない 12.3
	2世代家族	活動する時間がない 38.3	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない／全く興味がわかない 13.5	
	3世代家族	身近に参加したい団体がなく情報もない	活動する時間がない 23.8	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 21.4
	その他	活動する時間がない 36.4	身近に参加したい団体がなく情報もない 18.2	一緒に参加できる人がおらずきっかけがない 15.2

＜参加したい地域活動やボランティア活動＞

参加したい地域活動やボランティア活動についてたずねたところ、「自治会活動の手伝い」（25.1%）が最も多く、次いで「高齢者の近所での見守り」（21.1%）、「地域の防災活動」（20.5%）などとなっています。「参加したくない」は18.9%となっています。

男性では「自治会活動の手伝い」、女性では「高齢者の近所での見守り」が第１位となっています。

■参加したい地域活動やボランティア活動（全体／複数回答）■

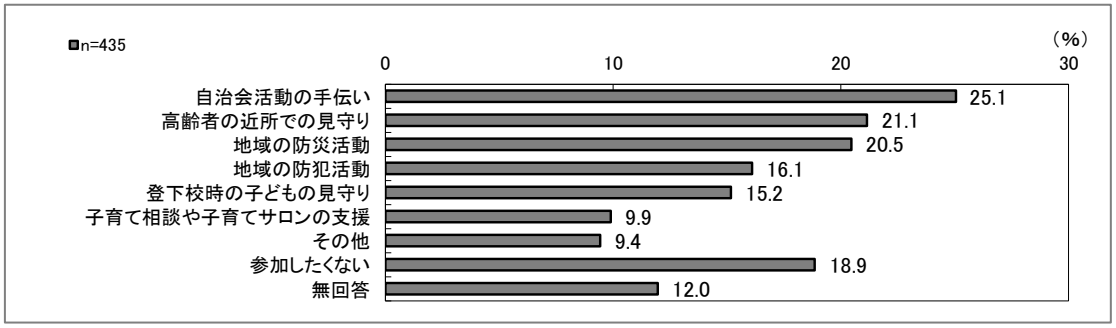

■参加したい地域活動やボランティア活動■
（全体・属性別―上位３項目／複数回答）

単位：%

		第１位	第２位	第３位
全体		自治会活動の手伝い 25.1	高齢者の近所での見守り 21.1	地域の防災活動 20.5
性別	男性	自治会活動の手伝い 31.9	地域の防災活動 29.8	地域の防犯活動 26.7
	女性	高齢者の近所での見守り 20.7	自治会活動の手伝い 19.8	登下校時の子どもの見守り 15.6
年齢	10代・20代	地域の防災活動 23.1	自治会活動の手伝い 15.4	高齢者の近所での見守り／子育て相談や子育てサロンの支援／登下校時の子どもの見守り／地域の防犯活動 7.7
	30代	子育て相談や子育てサロンの支援／地域の防災活動 32.0		登下校時の子どもの見守り 28.0
	40代	登下校時の子どもの見守り 26.0	地域の防災活動 20.0	子育て相談や子育てサロンの支援 18.0
	50代	地域の防災活動 33.3	登下校時の子どもの見守り 25.0	自治会活動の手伝い 18.3
	60代	自治会活動の手伝い 38.7	高齢者の近所での見守り 29.0	地域の防犯活動／地域の防災活動 24.7
	70代	自治会活動の手伝い 28.6	高齢者の近所での見守り 26.8	地域の防犯活動 16.1
	80歳以上	自治会活動の手伝い 24.4	高齢者の近所での見守り 19.2	地域の防災活動 10.3

＜身近で不安に感じる災害＞

身近で不安に感じる災害については、「地震」（83.2%）が最も多い回答となっています。

■身近で不安に感じる災害（全体／複数回答）■

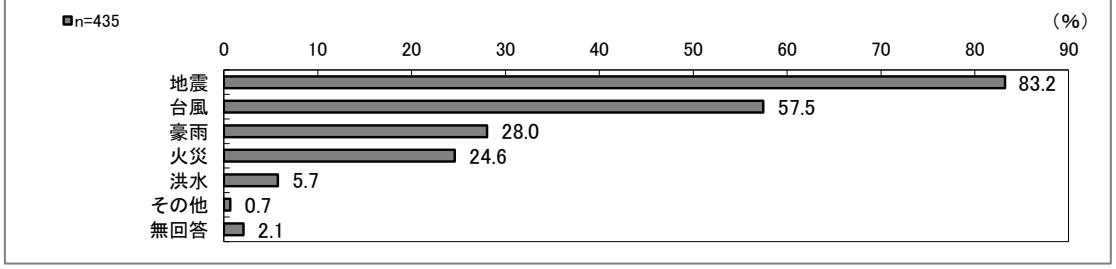

＜災害時の避難場所を知っているか＞

地域における災害時の避難場所を知っているかたずねたところ、「知っている」は80.0%、「知らない」は16.3%となっています。

特に10代・20代と30代では「知らない」が３割以上を占めており、避難場所の認知度が特に低い世代であることがうかがえます。

■災害時の避難場所を知っているか（全体・属性別）■

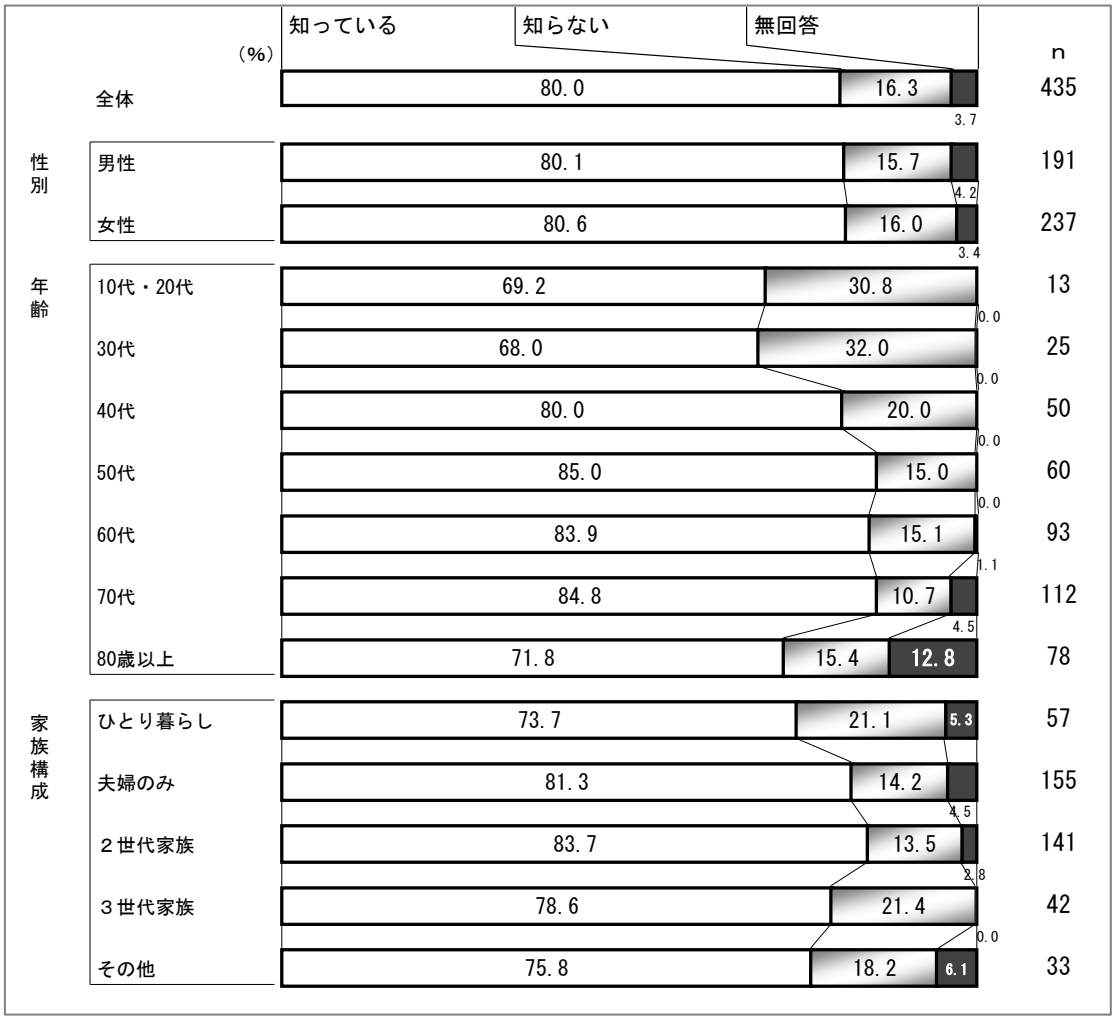

＜誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み＞

誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みについては、「隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う」（44.6%）と「住民が互いに助け合い支え合うまちづくり」（37.0%）が上位となっており、身近な地域における住民同士の助け合いを重視する回答者が多くなっています。

このほか、「交通の利便性の確保を進める」（36.6%）や「安心して子育てできる子育て環境の充実」（33.6%）も上位となっています。

30代、40代では「安心して子育てできる子育て環境の充実」が第１位となっています。

■安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み（全体／複数回答）■

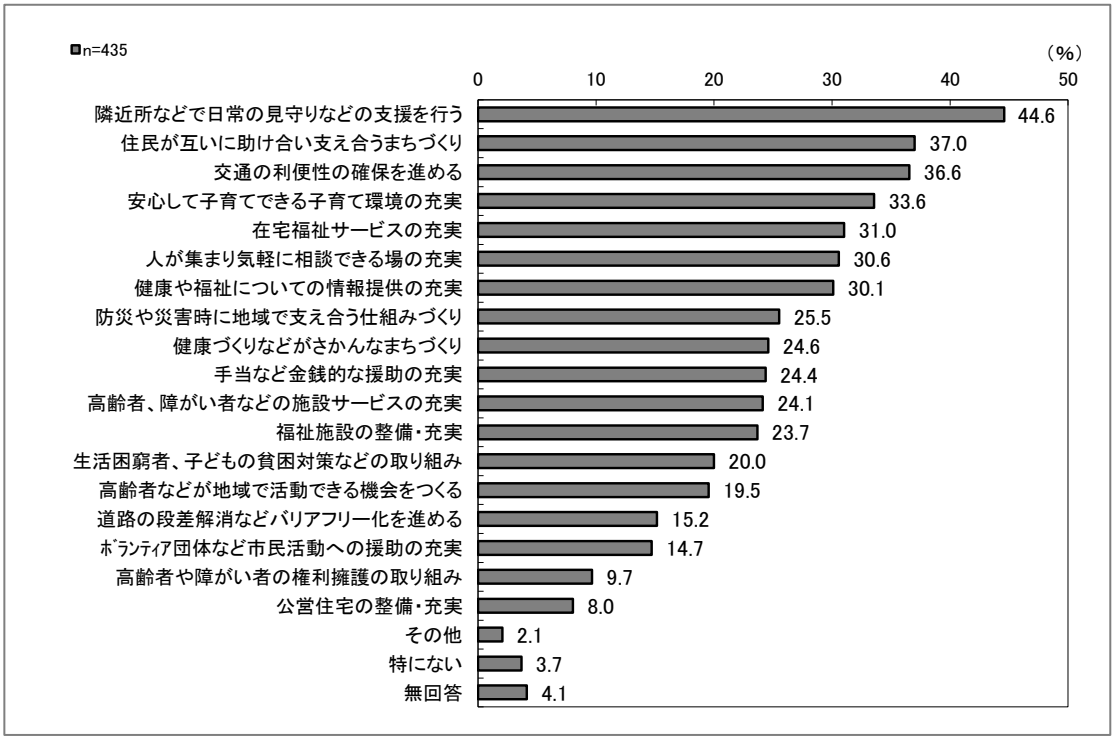

■誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み■
（全体・属性別―上位３項目／複数回答）

単位：％

		第１位	第２位	第３位
全体		隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 44.6	住民が互いに助け合い支え合うまちづくり 37.0	交通の利便性の確保を進める 36.6
性別	男性	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 44.5	交通の利便性の確保を進める 38.2	住民が互いに助け合い支え合うまちづくり 37.7
	女性	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 44.7	住民が互いに助け合い支え合うまちづくり 35.9	安心して子育てできる子育て環境の充実／交通の利便性の確保を進める 35.0
年齢	10代・20代	手当など金銭的な援助の充実 53.8	安心して子育てできる子育て環境の充実 38.5	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う／在宅福祉サービスの充実／福祉施設の整備・充実／交通の利便性の確保を進める／防災や災害時に地域で支え合う仕組みづくり 30.8
	30代	安心して子育てできる子育て環境の充実 56.0	交通の利便性の確保を進める 44.0	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 40.0
	40代	安心して子育てできる子育て環境の充実 64.0	手当など金銭的な援助の充実 46.0	交通の利便性の確保を進める 36.0
	50代	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 43.3	在宅福祉サービスの充実／交通の利便性の確保を進める 38.3	
	60代	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 52.7	住民が互いに助け合い支え合うまちづくり 50.5	交通の利便性の確保を進める 40.9
	70代	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 45.5	住民が互いに助け合い支え合うまちづくり 39.3	人が集まり気軽に相談できる場の充実 36.6
	80歳以上	隣近所などで日常の見守りなどの支援を行う 46.2	在宅福祉サービスの充実 37.2	交通の利便性の確保を進める 34.6

（4）関係団体調査と民生委員・児童委員アンケート調査の結果

1．調査の概要

本計画を策定するにあたり、市内で活動する福祉団体及び民生委員・児童委員を対象にアンケートを実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要■

項目	関係団体	民生委員・児童委員
調査対象	市内で活動する福祉団体等	民生委員・児童委員
配布数	36票	150票
回収数（回収率）	32票（88.9％）	130票（86.7％）
抽出法	全数配布	全数配布
調査方法	メール／郵送による配布・回収	定時民生児童委員会において配布・回収
調査時期	令和３年７月	令和３年８月

2．関係団体調査結果（概要）

＜現在の活動における課題＞

現在の活動における課題として、「活動の中核を担う人材」（56.3％）や「構成員の高齢化」（53.1％）を挙げる団体が多くなっています。

■現在の活動における課題（全体／複数回答）■

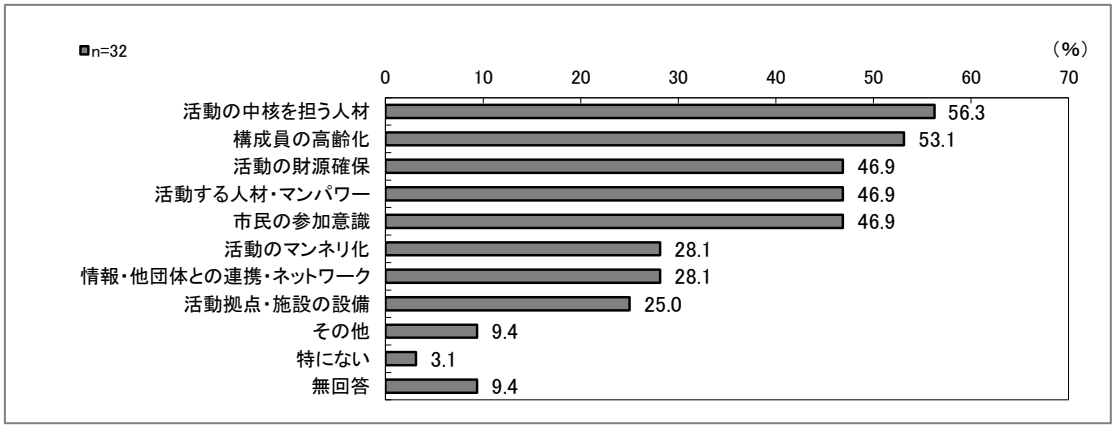

＜市が力を入れるべき取り組み＞

市が力を入れるべき取り組みについては、「高齢者支援」（71.9%）が最も多く、「子育て支援」（59.4%）、「障がい者支援」（56.3%）などが続いています。

■市が力を入れるべき取り組み（全体／複数回答）■

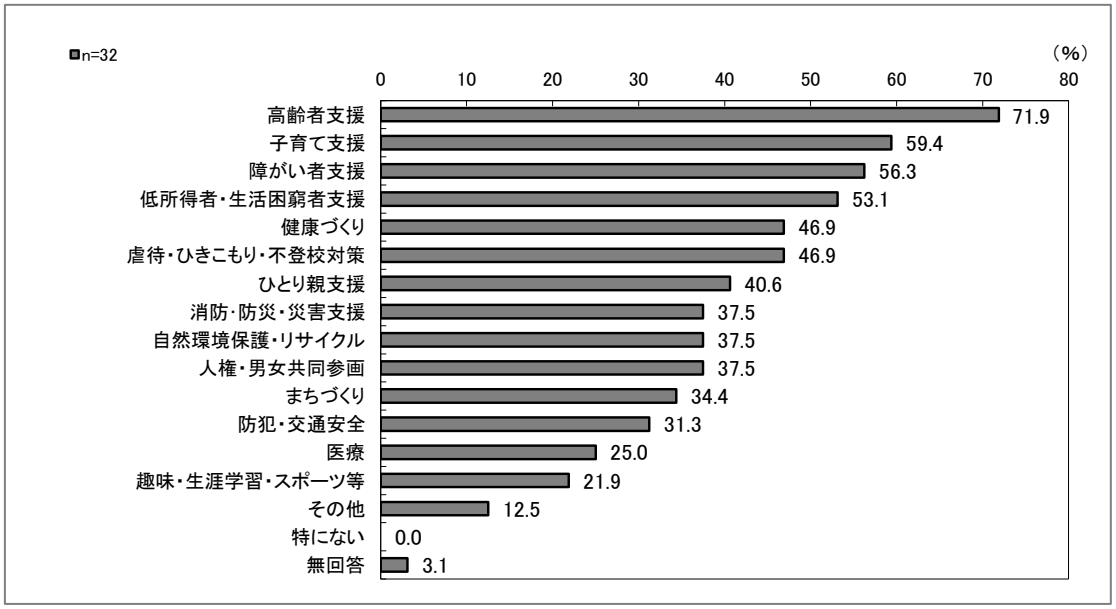

3．民生委員・児童委員調査結果（概要）

＜地域で不足している福祉活動＞

地域で不足している（今後充実する必要がある）福祉活動についてたずねたところ、「住民同士の交流」（26.9%）が最も多く、次いで「認知症の方への支援」（23.8%）、「災害対策」（22.3%）などとなっています。

■地域で不足している福祉活動（全体／複数回答）■

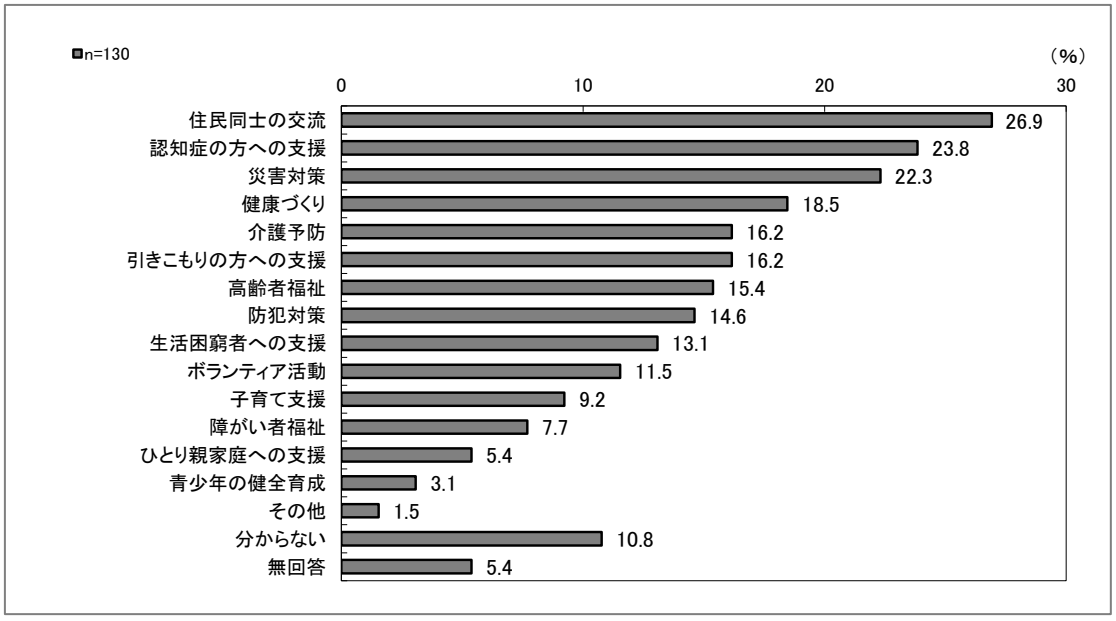

＜福祉活動を今後充実していくために必要なこと＞

福祉活動を今後充実していくために必要なことについてたずねたところ、「地域での人のつながり」（66.9%）が他の項目を大きく引き離して最も多い回答となっています。

■福祉活動を今後充実していくために必要なこと（全体／複数回答）■

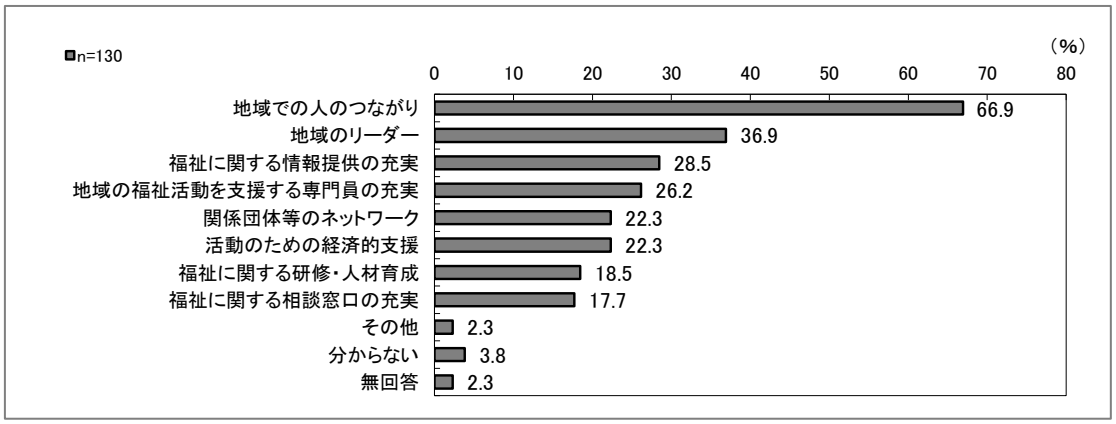

＜福祉に関する相談で多いもの＞

福祉に関する相談で多いものをたずねたところ、「高齢者福祉」（60.0%）が他を大きく引き離して最も多くなっており、次いで「認知症の方への支援」（26.2%）、「介護予防」・「健康づくり」（同率13.1%）などとなっています。高齢者に対する支援を求める相談が多いことがうかがえます。

■福祉に関する相談で多いもの（全体／複数回答）■

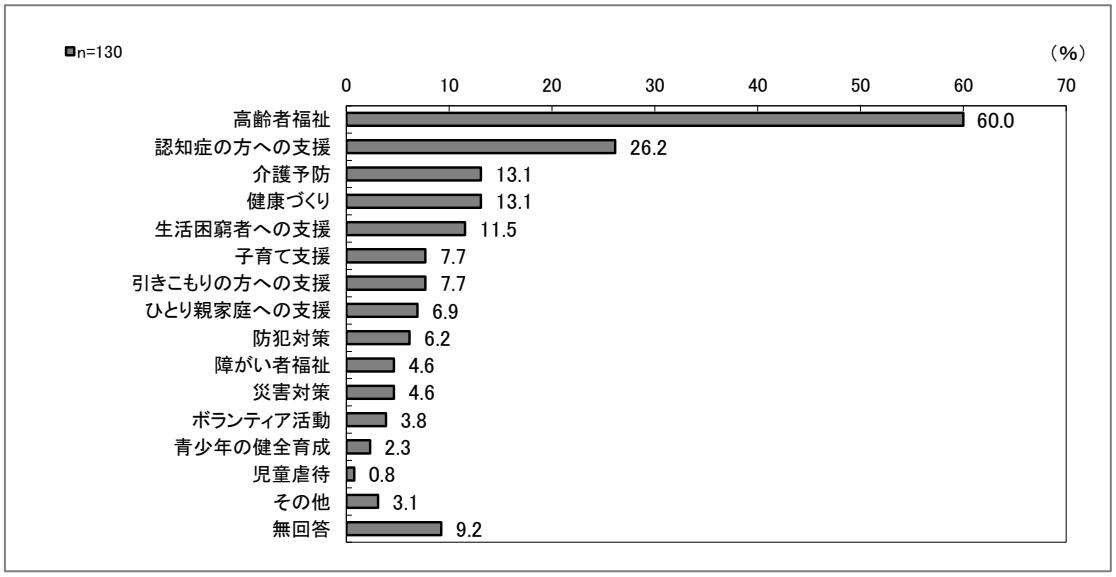

＜解決するのが難しい相談＞

解決するのが難しい相談については、「認知症の方への支援」（30.8%）が最も多く、次いで「引きこもりの方への支援」（26.9%）、「高齢者福祉」（22.3%）などとなっています。

■解決するのが難しい相談（全体／複数回答）■

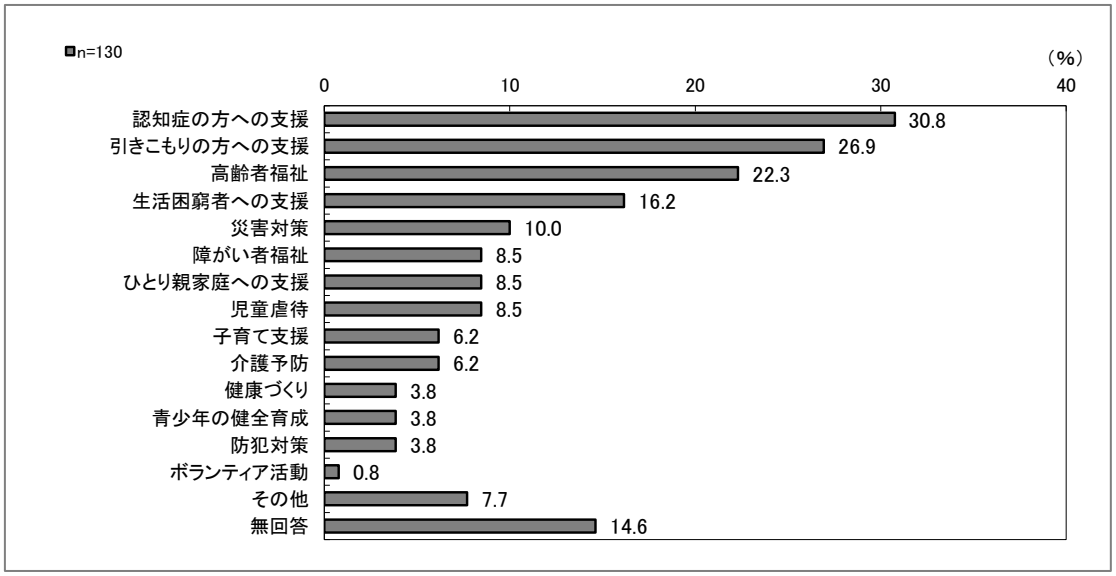

＜今後力を入れるべき市の福祉施策＞

今後力を入れるべき市の福祉施策として最も回答が多かったのは「地域で支え合う仕組みづくり」（55.4%）となっています。「認知症の方への支援」（38.5%）や「高齢者福祉」（29.2%）も比較的回答が多くなっています。

■今後力を入れるべき市の福祉施策（全体／複数回答）■

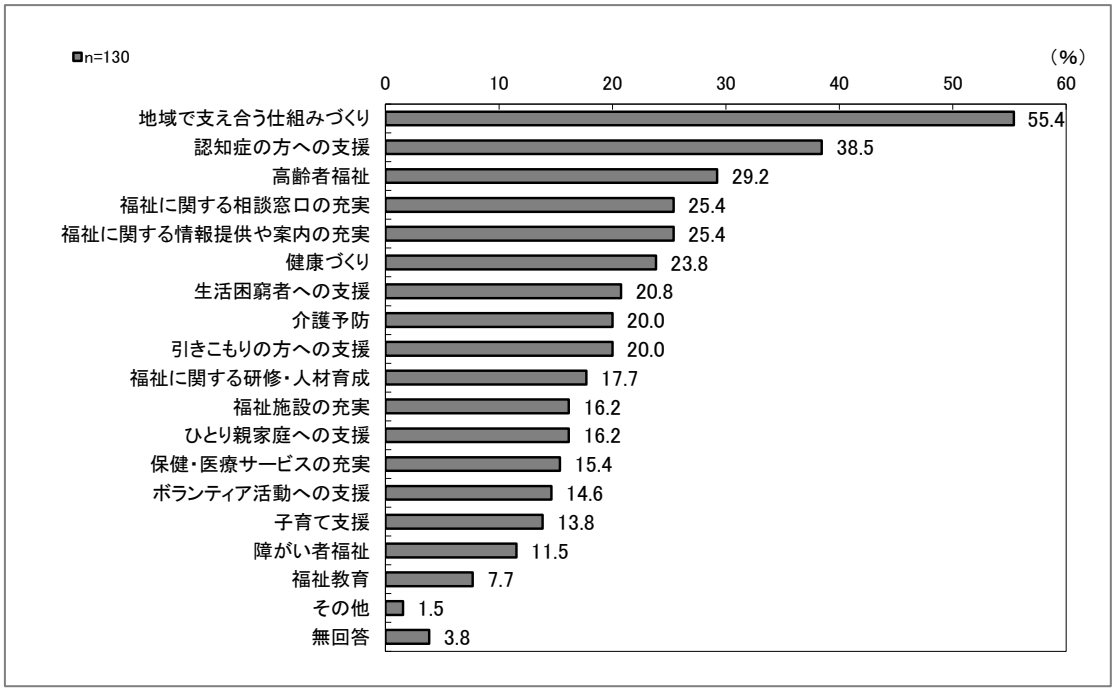

（5）統計データとアンケート調査結果から見た豊後大野市の課題

1．地域の防災対策や防犯体制、交通安全対策の向上及び公共交通対策の推進

市民アンケートでは、地域の防災体制や防犯体制、交通安全対策について“不満”が“満足”をわずかに上回るなど、満足度が低い結果となっています。

不安に感じる災害として「地震」を挙げる人が非常に多く、特に30代以下では災害時の避難場所を「知らない」回答者が３割以上を占めていることから、避難所・福祉避難所の周知、防災訓練への参加や住宅の耐震化など、災害への備えを強化する必要があります。また、防犯体制や交通安全対策についても満足度が低い結果となっており、ボランティア等との協力のもと、見守りや啓発を充実させていく必要があります。

また、市民アンケートでは、誰もが安心して暮らせる地域にするための重要な取り組みとして「交通の利便性の確保を進める」が上位に挙げられています。高齢者の運転免許証返納件数が全国的に増加傾向にある中で、交通手段の確保と利便性の確保は、地域活動への参加促進にも不可欠な取り組みといえます。

2．地域とのつながりの希薄化への対応

市民アンケートでは、近隣との付き合いについて“満足”が36.8％と比較的高い結果となっていますが、近所の人との付き合い方について、ひとり暮らし世帯では「付き合いはほとんどない」が17.5％となっており、他よりも高い割合を占めています。また、地域活動に参加できない要因として、ひとり暮らし世帯では「身近に一緒に参加できる人がいない」が最も多くなっています。しかしながら、困り事を抱える人たちから助けの求めがあったとき「積極的に対応したい」または「できるだけ対応したい」と回答した人は合計で86.2％を占めています。

さらに、民生委員・児童委員を対象とするアンケートでも、福祉活動の充実に必要なこととして「地域での人のつながり」を挙げる回答が多いほか、今後力を入れるべき市の福祉施策として「地域で支え合う仕組みづくり」を挙げる回答が全体の半数以上であったことから、地域活動への積極的な参加を呼びかけるだけではなく、住民が参加しやすい活動環境の整備、特にひとり暮らし世帯等の地域活動への参加促進を図っていく必要があります。

3．30 代、40 代を中心とする子育て環境の充実へのニーズへの対応

市民アンケートでは、誰もが安心して暮らせる地域にするための重要な取り組みとして、30代、40代では「安心して子育てできる子育て環境の充実」が第１位となっています。また、若年層では地域で気になっている問題として、「子どもの通学時の安全確保のこと」や「子どもの遊び場がない」こと

が上位となっているなど、40代以下では子育て支援への関心や問題意識が高いことがうかがえます。

本市においても、核家族化やひとり親世帯の増加傾向が続いており、「孤育て」状態にある家庭も少なくないと見込まれています。また、関係団体調査では、各家庭が情報交換や交流できる場が少ないこと、個別ニーズに対して相談助言等の支援体制不足などの課題が挙げられており、「子育て世代包括支援センターきらきら☆」による妊娠期から子育て期にわたる総合的相談体制の提供、切れ目のない支援の重要性が高まっています。

4．健康づくりと介護予防への対応

市民アンケートでは、毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安については、「自分の健康のこと」が第１位という結果となっています。続いて「老後のこと」「家族の健康のこと」が挙がっています。また、どのような情報を知りたいかについては、「健康づくりに関する情報」が、「高齢者福祉・支援等に関する情報」に次ぐ高い割合となっています。

さらに、団体調査や、民生委員・児童委員を対象とするアンケートでも、今後力を入れるべき市の福祉施策として「健康づくり」と「介護予防」が上位に挙げられており、市民の健康に対する悩みや不安それぞれに対応した、適切な情報の提供･相談体制及び､健康増進と介護予防を一体的に実施する、健康寿命延伸の取り組み強化が必要です。

5．地域福祉の担い手の不足

市民アンケートでは、誰もが安心して暮らせる地域にするため重要な取り組みとして、「住民が互いに助け合い支え合うまちづくり」が上位に挙げられています。

また、関係団体調査では、現在の活動における課題として、「活動の中核を担う人材」や「構成員の高齢化」を挙げる団体が多く、自由回答でも会員の高齢化による担い手不足を課題として挙げる団体が複数見られます。地域での支え合いを進めていくためには、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域の住民が役割を持ち、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の構築への取り組みが必要です。

第３章　地域福祉計画における基本理念

第１節　計画の基本理念

福祉に関わる法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

■基本理念■

つなぐ　つながる　支え合うまち　豊後大野

この基本理念は、第３期豊後大野市地域福祉計画の基本理念「すべての市民がお互いを尊重しあい、住み慣れた家庭や地域の中で安心した生活ができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、その人らしく自立した生活ができる豊後大野市を目指す」をその本質として、引き続き、市民参画型の福祉（サービス利用者視点に立った福祉の在り方）へと転換していくために定めるものです。「支え手（サービスを提供する側）」と「受け手（サービスを利用する側）」という区別から脱却し、地域に暮らす市民や活動団体などが相互に支え合うことにより、すべての市民が自分らしく、より安心して暮らしていくことができるような福祉のまちづくりを進めていきます。

第２節　施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下の施策を推進していきます。

■施策体系■

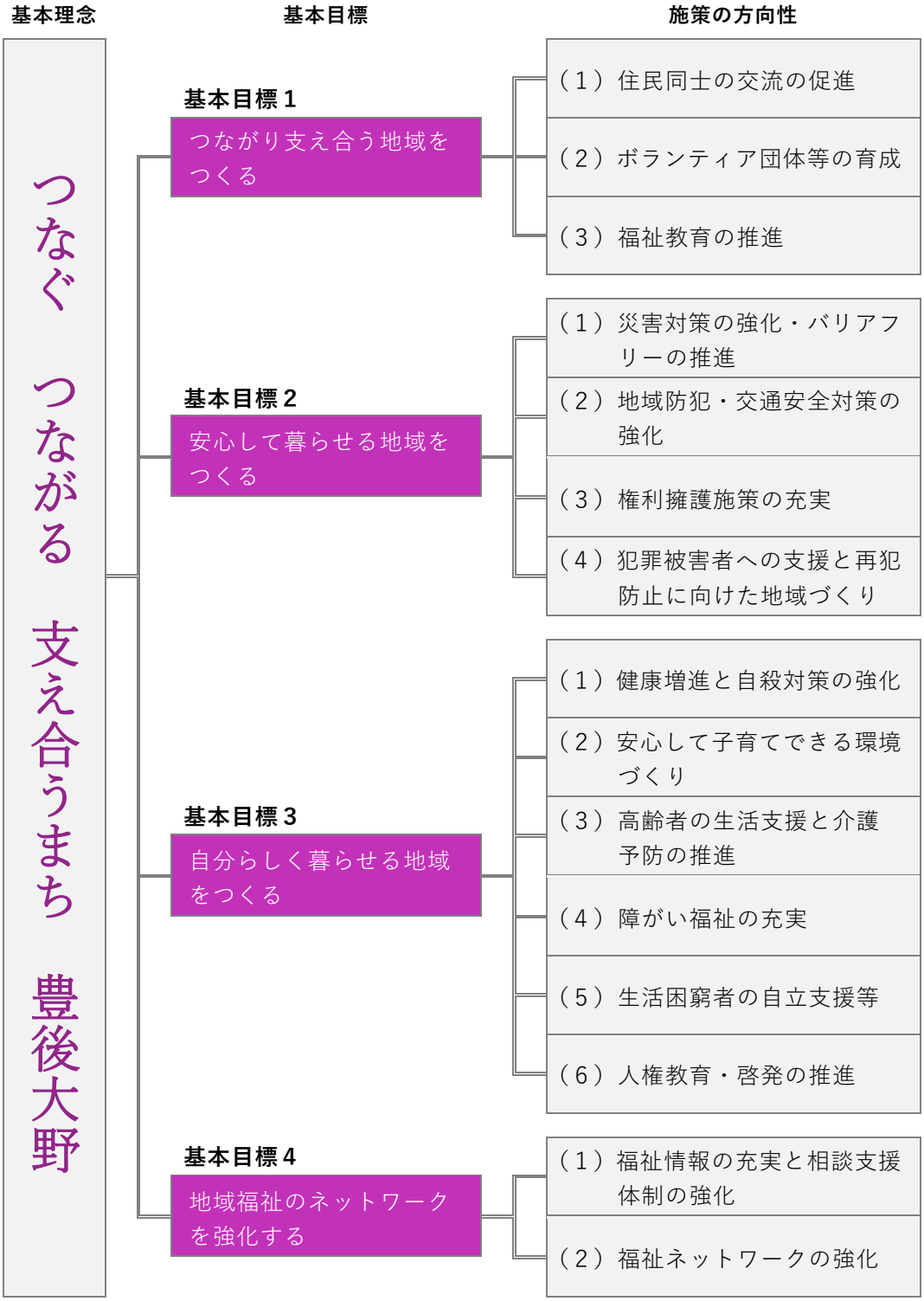

第４章　施策・事業の展開

第１節　基本目標１：つながり支え合う地域をつくる

（１）住民同士の交流の促進

地域共生社会の実現には、すべての市民が助け合う関係性を日頃から構築しておく必要があります。地域福祉の推進は市民同士のつながりが基盤であることから、近所付き合いのみならず、生涯学習・生涯スポーツなどを含む地域活動をきっかけとして、市民同士の交流を支援するとともに、活動団体同士の交流を図り、地域のつながり力の強化を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① コミュニティカフェの設置運営支援	各町に住民主体で設置するコミュニティカフェの運営支援を行い、定期的に高齢者が集う場所を提供します。生活支援や見守り拠点としての活用を図ります。	高齢者福祉課
② キャリア教育[6]の推進	児童・生徒による老人ホームの訪問や独居高齢者への絵手紙の作成などを通じ、高齢者と子どものふれあいの機会を提供します。感染症対策に配慮しつつ、事業の実施に努めます。	学校教育課
③ コミュニティスクール[7]事業の推進	学校運営協議会の開催により、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進を図ります。	学校教育課
④ 豊後大野市身体障害者福祉協議会補助事業	豊後大野市身体障害者福祉協議会の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を進めるとともに、地域の交流の場の創出を図ります。	社会福祉課
⑤ 各町スポーツ振興会事業	各町にスポーツ振興会を設置し、地域住民によるスポーツを通じた交流の場を提供します。	社会教育課
⑥ 食育活動者のつどい	市内で食育に関する活動を行う団体に呼びかけを行い、協議の場を設定することで、それぞれの活動の相互理解やコラボレーションの強化を図ります。	市民生活課

[6] 子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力・態度の育成を目的とする教育的な働きかけのこと。

[7] 学校と保護者・地域の人が一緒に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための取り組み。

施策・事業	概要	担当部署
⑦ 地域交流促進事業	農作物の収穫体験など、児童館児童と地域住民の交流事業を通じて、地域住民と児童の交流を図ります。また、交流促進講座の開催により、地域住民相互の交流促進を図ります。	人権・部落差別解消推進課
⑧ 市民提案型協働のまちづくり活動推進事業の実施	市民活動団体等のアイデアやノウハウ等を生かし、住民主体による地域課題の解決を支援するため、その活動にかかる費用に対して補助を行います。補助金交付要綱や募集要項の改正を柔軟に行い、よりまちづくり団体が活動しやすい支援を提供します。	まちづくり推進課
⑨ 地域振興協議会[8]の設立推進	旧小学校区など地縁的なまとまりを持つ複数の行政区を単位とした地域振興協議会の設立支援を行います。また、地域活動を担う地域支援員の育成支援など、特色ある地域づくりに向けた後方支援を行います。	まちづくり推進課
⑩ 老人クラブへの支援	老人クラブが組織の団結力を高め魅力ある活動を行うための各種事業に対し、今後も社会福祉協議会と連携し支援します。	高齢者福祉課

（2）ボランティア団体等の育成

地域の課題や市民のニーズに対して取り組むボランティアは、今や地域福祉の担い手として不可欠な存在です。しかし、構成員の高齢化を課題に挙げる団体が多く、人口減少と少子高齢化が進行する中で、担い手不足の課題は深刻化しています。

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアに関心がある人の参加を促せるよう、様々な方法（SNS等）を活用した活動の情報発信や参加機会の提供の仕組みづくりに努めます。

また、個人ボランティアやボランティア団体が交流等を行い、地域で連携した活動ができるよう、豊後大野市ボランティア連絡協議会や豊後大野市社会福祉協議会及び行政の関係機関と連携した人材の育成を図っていきます。

[8] 旧小学校区等を中心に集まり、特色ある地域づくりに取り組む団体。市内では７団体設立されている。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 食生活改善推進協議会・食生活改善指導者講習会の開催	食生活改善推進員の役員を対象に年４回研修会を実施し、各地域での食育推進活動をサポートします。 また、食生活改善指導者講習会を毎年開催し、食生活改善推進員を育成します。	市民生活課
② 愛育会員養成講習会の開催	子どもの健やかな成長と安心な暮らしを支援するボランティア団体である愛育会の会員を養成します。	市民生活課
③ ファミリー・サポート・センター[9]事業	子育てをサポートしてほしい保護者（よろしく会員）と子育ての手伝いができる人（まかせて会員）のマッチングを行い、地域全体で子育てを支援する機運を醸成します。よろしく会員とまかせて会員の確保を図ります。	子育て支援課
④ スクールガード[10]事業の実施	児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、学校や周辺地域を見回るボランティアの確保と活動支援を行います。	学校教育課
⑤ いきいき生活応援隊員養成講座	高齢者の生活支援や介護予防事業に参加するボランティアを養成します。「支える」側としての活動を通じて、介護予防につなげていきます。	高齢者福祉課
⑥ 認知症サポーター養成講座	市民や小中学生、事業所を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症の人の見守り・支援体制を強化していきます。	高齢者福祉課
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の生活課題や関連する福祉制度に関して理解を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修を行います。	社会福祉課
⑧ ジオパーク[11]活動の推進	ジオサイトの環境美化・保全を行うジオパークガイドの育成を図ります。	商工観光課

[9] 地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

[10] 子どもたちを不審者から守ることを目的に、登下校時において見守りをするボランティア。

[11] 「地球・大地（Geo）」と「公園（Park）」を組み合わせた言葉で、地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所のこと。豊後大野市全域が日本ジオパーク委員会の審査を経て「おおいた豊後大野ジオパーク」として認定されている。

（3）福祉教育の推進

社会情勢の変化に伴い、福祉課題の複雑化・多様化が進んでいます。また、グローバリゼーション[12]の進行などを契機として、人々の意識やライフスタイルも大きく変容しており、これまで以上に多様な価値観や文化の共存が求められるようになっています。

すべての人が等しく違うことを認識し、互いに尊重しながら自分らしく生きることのできる社会の構築を図るため、福祉教育を推進します。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 理解促進研修・啓発事業	学校や地域において障がい福祉教室を開催し、障がいそのものや障がいのある人への理解の促進を図ります。	社会福祉課
② 認知症サポーター養成講座【再掲】	市民や小中学生、事業所を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症の人の見守り・支援体制を強化していきます。	高齢者福祉課
③ 人権啓発事業	人権講演会や講座を開催し、お互いの人権を尊重し明るく住みよい地域づくりを推進します。また、各町の地域人権教育・啓発推進協議会や各種団体・企業等との連携を強化します。	人権・部落差別解消推進課
④ 啓発事業	隣保館主催の人権講座や隣保館利用者を対象とするミニ人権講座を開催するなど、地域に根差した啓発事業の推進を図ります。	人権・部落差別解消推進課

人権学習学級講座

豊肥地区解放文化祭

[12] 社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のこと。

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 人権を学ぶ子ども会の開催	市内の児童・生徒を対象として、放課後の時間帯に人権学習を行い、差別を見抜き、解消するための実践力の育成を図ります。	社会教育課
⑥ 豊肥地区解放文化祭の開催	部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、竹田市と合同で豊肥地区解放文化祭を開催し、多くの人に人権の大切さを伝える場を提供します。	社会教育課
⑦ 人権・部落差別解消教育研究大会の開催	学校教育や社会教育・啓発の現場における人権・部落差別解消教育と啓発の取り組みについて相互に発表を行い、一人ひとりが尊重されるまちづくりを目指します。	社会教育課

人権・部落差別解消教育研究大会

第２節　基本目標２：安心して暮らせる地域をつくる

（１）災害対策の強化・バリアフリーの推進

近年地震や台風など、様々な大規模災害が発生しています。災害を防ぐための取り組みはもちろんのこと、被害を減らし、復旧を早められるような取り組みが求められます。ハザードマップや防災ガイドブック等の配布等、広く市民が災害リスクを理解し、適切な準備や避難行動を取れるよう、正しい知識の周知・啓発を図ります。このほか、高齢者や障がい者など、災害時において支援を必要とする人を把握し、避難行動要支援者個別避難計画を策定し、周囲の住民等による支援体制を事前に構築します。

また、「バリアフリー[13]」の推進には、障がいの有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向けた、ソフト・ハード両面からの整備が必要です。「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」の趣旨や内容を踏まえた対策を図るとともに、情報提供などのソフト面からもバリアフリー化を図っていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① ハザードマップや防災ガイドブック等の作成と配布	土砂災害等の危険性や避難場所、避難方向を記載した土砂災害ハザードマップや防災ガイドブック等を作成し、市民に配布します。	総務課
② 避難所の確保と充実	適宜避難所及び備蓄の見直しを行い、発災時においても安全に避難生活を送ることのできる避難所を整備していきます。感染症対策にも配慮しつつ、支援を必要とする人にも配慮した避難所運営体制とします。	総務課
③ 自主防災組織[14]の活動支援	防災訓練や防災資機材の購入に対し補助金を交付し、防災活動の促進を図ります。	総務課
④ 福祉避難所[15]の確保	事業所と協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。	社会福祉課

[13] 多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。

[14] 災害対策基本法第５条２に規定されている、地域住民による任意の防災組織。

[15] 災害時において、一般の避難所では生活に支障のある高齢者や障がい者、妊婦などが過ごせるように整備された避難所。

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 避難行動要支援者[16]個別避難計画の策定 **★新規**	発災時において、避難行動要支援者への支援が迅速かつ的確に提供できるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定を推進するとともに、避難支援関係者への情報提供を図ります。	社会福祉課
⑥ 市Webサイトのバリアフリー化	市のWebサイトにおいて、文字の拡大機能や背景色の変更機能、読み上げ機能などを引き続き提供し、誰もが見やすくわかりやすいコンテンツの配信に努めます。	総務課
⑦ 障がいのある人などに配慮した図書の整備	豊後大野市図書館において、バリアフリー図書（点字図書、LLブック[17]、デイジー図書[18]）を配架します。	社会教育課
⑧ 施設におけるバリアフリー化の推進	市内の施設・設備について、長期的な利用が見込まれるものについては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン[19]の採用を積極的に検討します。年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が使いやすい施設・設備を整備します。 また、乳幼児連れの家族が施設を利用しやすいよう、授乳スペースの確保やオムツ替えシートの設置などを進めます。	関係各課

防災訓練（炊き出し訓練）

防災訓練（段ボールベッド作成）

[16] 高齢者や障がい者など、災害時において避難行動や避難所での生活が困難な人。

[17] 誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい書籍」のこと。

[18] 視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人が利用しやすい電子書籍の国際標準規格を満たした書籍のこと。

[19] 文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計あるいはその実現のためのプロセスのこと。

（２）地域防犯・交通安全対策の強化

安心して日常生活を送るためには、心身や財産等の安全性が確保された環境が不可欠です。警察庁「令和２年の犯罪情勢」によると、全国的に犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の認知件数は依然として高い水準にあり、犯行手口の多様化・巧妙化も見られています。サイバー犯罪[20]の検挙数も増加傾向にあることなどから、市民一人ひとりが普段の生活の中で、トラブルに巻き込まれることのないよう、正しい対応を取るための意識啓発を図っていくことはもちろんのこと、地域による見守りを通じた犯罪の抑止に努める必要があります。

また、移動手段の多くを自動車に依存する本市においては、安全に通行できる道路環境の維持は市民の日々の安心を創出するために不可欠な取り組みの一つです。交通事故の抑制のため歩行者保護を基本とした取り組みを地域と一体となって進めていきます。

さらに、移動手段の確保は高齢化の進む本市において、その重要性は今後も増していくものと予想されます。日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 消費者被害予防のための啓発講座の開催	市の消費生活相談員が、地域の老人クラブ、市民後見人、生活支援サポーターを対象として消費者被害の予防意識の啓発講座を行います。	商工観光課
② 市内一巡パトロールの実施とパトロール隊員の確保	市内の安全安心パトロール隊による防犯活動を引き続き支援します。安全安心パトロール隊員の確保を図っていきます。	総務課
③ 地域防犯の啓発広報活動の実施	警察や防犯協会と連携し、毎年11月に市内一巡の啓発広報活動を実施します。	総務課
④ 安全で住みよいまちづくり推進大会の開催	交通安全並びに地域安全に対する意識を高め、各種交通安全及び防犯運動の周知徹底を図ります。	総務課
⑤ 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入補助	高齢者のみ世帯を対象に、特殊詐欺等被害防止付き電話機の購入費用について補助します。	総務課
⑥ 交通安全教室の実施	警察や交通安全協会と連携し、市内保育園・幼稚園、小学校で交通安全教室を開催します。また、地区の老人クラブやサロン等において、交通安全講話を開催します。	総務課

[20] コンピュータやインターネットを悪用した犯罪。

施策・事業	概要	担当部署
⑦ 通学路交通安全プログラム[21]に基づく通学路点検	通学路交通安全プログラムに基づき、学校や保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。また、対策が必要と判断された箇所については、具体的な実施メニューを検討し、必要な対策を講じます。	学校教育課
⑧ LED防犯灯設置事業	安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、自治会が設置・維持管理する防犯灯の設置にかかる費用に対し、補助します。	総務課
⑨ コミュニティバス[22]運行計画の見直し	利用状況に応じた運行計画の見直しを行うことで、利用者の利便性の向上を図ります。	まちづくり推進課

消費者被害予防のための啓発講座

通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検

[21] 通学路の安全確保に関する取り組みの基本方針。

[22] 地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。

（３）権利擁護施策の充実

高齢化の進行に伴い、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人は全国的に増加傾向が続いています。障がいや認知症等により、自らの権利や財産を自分で守ることが難しい人も増えており、成年後見制度[23]や日常生活自立支援事業[24]など、認知・判断能力が十分でない人の権利を守るための制度の重要性が高まっています。国は、平成28年５月に「成年後見制度利用促進に関する法律」を施行し、市町村に対して成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務とし、制度の利用を促すことを求めています。

本市においては、社会福祉協議会に委託して「豊後大野市成年後見支援センター」を設置しており、市民の権利擁護[25]に関する相談を受け付けているほか、市民の権利や財産を守るための制度の利用に向けた手続等の支援を行っています。成年後見支援センターを含む地域連携ネットワークにおいて、すべての人が最後まで住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めていきます。

また、すべての市民があらゆる虐待を受けることのないよう、広く市民に向けて虐待に関する周知・啓発を行うほか、虐待が疑われるケースの早期発見・早期介入に努めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 成年後見支援センター委託事業	社会福祉協議会に委託して成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動、相談、利用支援・後見人支援など、広く権利擁護に関する取り組みを行います。中核機関としての機能強化を図り、制度の利用が必要な人の把握に努め、必要なサービスの円滑な利用開始につなげます。	高齢者福祉課 社会福祉課

[23] 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人を保護するための制度。豊後大野市では社会福祉協議会が提供する「あんしんサポート事業」のこと。

[24] 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

[25] 認知症や知的障がい、精神障がいなどのある高齢者や障がい者が有する権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

施策・事業	概要	担当部署
② 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な人が、本人や親族申立を行うことができない場合は、市長申立を行います。制度の利用にかかる費用への助成については、要件の拡大についても検討します。	高齢者福祉課 社会福祉課
③ 日常生活自立支援事業の周知拡大と利用支援	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を図り、制度を必要とする人が利用できるよう支援します。	社会福祉課
④ 要保護児童対策地域協議会[26]の設置	要保護児童・要支援児童及びその保護者、特定妊婦に関する情報を共有します。児童相談所や関係機関・団体等と連携し、虐待が疑われるケースの共有や早期対応・適切な介入を行います。	子育て支援課
⑤ DV[27]等の暴力の防止と早期対応	配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪等あらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制を充実するほか、被害者に対する支援体制を強化します。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課

[26] 児童福祉法第 25 の 2 に規定される、要保護児童等への適切な支援を図る組織。

[27] Domestic Violence の略。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。

施策・事業	概要	担当部署
⑥ 高齢者虐待の防止と早期対応	地域包括支援センターの権利擁護相談窓口を強化し、高齢者虐待の通報・相談等に対し、各種関係機関と連携し、早期発見・問題解決を図ります。 また、ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関、警察、民生委員等により構成される高齢者虐待防止ネットワーク連絡会による困難事例などの事例検討会を開催します。	高齢者福祉課
⑦ 障がい者虐待の防止と早期対応	障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携及び情報共有を行い、障がいのある人への虐待の早期発見と早期対応を図ります。	社会福祉課
⑧ ヤングケアラーへの対応 **★新規**	大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）が発見された場合、関係機関と連携し、適切な実態把握及び支援を行います。	子育て支援課 学校教育課

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

資料：厚生労働省 Web サイト

（４）犯罪被害者への支援と再犯防止に向けた地域づくり

全国的に見ても、刑法犯[28]認知件数は減少傾向が続いていますが、再犯者数は微減にとどまっているほか、再犯者率で見ると上昇傾向が続いており、犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっていることがうかがえる結果となっています。犯歴のある人の多くは、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、立ち直りに向けた息の長い支援が必要です。

本市では、「豊後大野市再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、再犯者への総合的な支援とその体制づくりを進めるとともに、犯罪被害者やその家族に寄り添った支援の提供を図っていきます[29]。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 市内一巡パトロールの実施とパトロール隊員の確保【再掲】	市内の安全安心パトロール隊による防犯活動を引き続き支援します。安全安心パトロール隊員の確保を図っていきます。	総務課
② 地域防犯の啓発広報活動の実施【再掲】	警察や防犯協会と連携し、毎年11月に市内一巡の啓発広報活動を実施します。	総務課
③ LED防犯灯設置事業【再掲】	安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、自治会が設置・維持管理する防犯灯の設置にかかる費用に対し、補助します。	総務課
④ 就労・住居・福祉など支援の内容に応じた連携体制の構築	就労・住居の確保のための取り組みや、保健医療・福祉サービスの利用について、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課
⑤ 犯罪被害者等支援事業	豊後大野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族に対し犯罪被害者等見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 また、犯罪被害者等の各種相談に応じます。	総務課

[28] 刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

[29] 「豊後大野市再犯防止推進計画」の詳細は第７章に記載されている。

施策・事業	概要	担当部署
⑥ 社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える社会を目指して、毎年７月を中心に社会を明るくする運動を推進します。	人権・部落差別解消推進課
⑦ 更生保護[30]関係団体との連携と活動支援	保護司会[31]、更生保護女性会[32]、協力雇用主会[33]、BBS会[34]等と連携した取り組みを進め、その活動を支援します。	人権・部落差別解消推進課

地域防犯の啓発広報活動

社会を明るくする運動（啓発グッズの配布）

[30] 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

[31] 「保護司」とは、犯罪や非行をして保護観察を受けることになった人の生活を見守り、立ち直りを支援する法務大臣から委嘱された民間ボランティアのこと。

[32] 女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもの健全育成のための支援活動を行うボランティア。

[33] 「協力雇用主」とは、犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主のこと。

[34] 兄や姉のように身近な立場で接することで少年の成長を助ける青年ボランティア団体（Big Brothers and Sisters Movement の略）。

第３節　基本目標３：自分らしく暮らせる地域をつくる

（１）健康増進と自殺対策の強化

「健康」であることは、すべての人の願いであり、平成14年に制定された「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、「国民の責務」でもあるとされています。かつては結核などの感染症が疾病の中心となっていましたが、現在では衛生環境の向上や医療の高度化によって、脳卒中、心筋梗塞、悪性腫瘍などの生活習慣を要因の一つとする生活習慣病が死因のトップ３を占めています。すべての市民が健やかに暮らすことができるよう、個人と社会がともに健康への意識を持って取り組んでいく必要があります。

また、身体のみならず、こころの健康づくりにも努めていく必要があります。日本は長きにわたり、世界でも有数の自殺大国であり、平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、地域レベルの実践的な取り組みへの支援の強化が図られるなど、自殺を社会全体の課題として捉え、地域における自殺の予防の重要性が認識されています。本市においても、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 健康づくりに関する情報の周知	第２次豊後大野市健康づくり計画と連動し、市民の主体的な健康づくりを支援するための取り組みについて広報、Webサイト等を利用して周知します。	市民生活課
② 食生活改善推進協議会・食生活改善指導者講習会の開催【再掲】	食生活改善推進員の役員を対象に年４回研修会を実施し、各地域での食育推進活動をサポートします。 また、食生活改善指導者講習会を毎年開催し、食生活改善推進員を育成します。	市民生活課
③ 特定健康診査・がん検診等の実施	生活習慣病等の早期発見と重症化予防のため、健診（検診）の機会を提供します。	市民生活課
④ 健康相談の実施	保健師、栄養士、歯科衛生士が市民の健康相談に応じます。	市民生活課
⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業を、介護保険の地域支援事業や、国民健康保険の保健事業と一体的に実施していきます。	市民生活課

施策・事業	概要	担当部署
⑥ ゲートキーパー[35]の養成	周囲の人の異変に気付き、声かけや傾聴、適切な支援窓口への誘導ができるゲートキーパーを養成します。	市民生活課
⑦ こころの相談会の開催	毎月１回、臨床心理士による無料の相談会を開催し、市民が不安をひとりで抱え込むことのないよう支援します。	市民生活課
⑧ こころのホットラインの開設	こころの相談専用電話を開設し、市民の相談に応じます。	市民生活課
⑨ 断酒会・ひまわり会等の開催によるアルコール依存症家族への支援	アルコール依存症に悩む本人及びその家族が集まり、不安や悩みを話し合う場を提供し、困難を乗り越えるための後方支援を行います。	市民生活課
⑩ 感染症対策の継続的な実施	予防接種事業をはじめとした感染症対策に取り組みます。	市民生活課

（２）安心して子育てできる環境づくり

次世代を担う子どもの減少は、地域活力の低下の要因の一つとなっています。子どもが健やかに育ち、地域を担う人材として活躍できるような地域をつくっていくことが求められています。また、核家族化やプライバシー意識の高まりなど、ライフスタイルの変化に伴い、子育ての当事者である保護者の多くが、金銭的・時間的・心理的な負担が高い状態に置かれています。子育てを社会全体で支える意識を醸成し、子育てしやすい地域づくりを進めていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 保育サービスの充実	延長保育事業や病児・病後児保育事業など、保護者の就労形態の多様化やライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの確保・充実を図ります。	子育て支援課
② 子育て短期支援事業の実施	家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間養育・保護を行うことで、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。引き続き事業実施場所の確保に努めます。	子育て支援課

[35] 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

施策・事業	概要	担当部署
③ 地域子育て支援拠点事業の強化	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場を提供し、子育て家庭の孤立感を軽減します。連携型地域子育て支援拠点の併設により、親子が集う場の拡大を図るとともに、事業の認知度拡大に努めます。	子育て支援課
④ 放課後児童健全育成事業の実施	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等における適切な活動の場を提供します。放課後児童支援員の確保及びその質の向上に努めます。	子育て支援課
⑤ ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育てをサポートしてほしい保護者（よろしく会員）と子育ての手伝いができる人（まかせて会員）のマッチングを行い、地域全体で子育てを支援する機運を醸成します。よろしく会員とまかせて会員の確保を図ります。	子育て支援課
⑥ 子どもの居場所づくり推進事業	地域の子どもやその保護者に対し、食事の提供や学習支援、体験活動等を実施する子どもの居場所づくり（子ども食堂等）に取り組む地域団体等を支援します。	子育て支援課
⑦ 愛育会員養成講習会の開催【再掲】	子どもの健やかな成長と安心な暮らしを支援するボランティア団体である愛育会の会員を養成します。	市民生活課
⑧ スクールガード事業の実施【再掲】	児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、学校や周辺地域を見回るボランティアの確保と活動支援を行います。	学校教育課
⑨ 学校における相談支援体制の充実	スクールソーシャルワーカー[36]を配置し、いじめや不登校などの生徒指導上の問題の解決を図ります。	学校教育課
⑩ 教育支援センターかじかの機能強化	不登校児童及びその家庭への訪問支援を行う教育支援センターかじかの機能強化を図ります。	学校教育課
⑪ 子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童・生徒を対象に登録学習ボランティアを派遣し、良好な学習習慣や生活習慣を身に付けるための支援を行います。	社会福祉課

[36] 問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人。

（３）高齢者の生活支援と介護予防の推進

医療の発達や衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は令和２年時点で女性87.74歳、男性81.64歳[37]と過去最高を更新し続けており、世界的にも有数の長寿の国となっています。国でも「人生100年時代」を見据えた社会の在り方が議論され始めているほか、令和７年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となるため、今後急増する介護福祉サービスのニーズへの対応が急務となっています。介護福祉サービスの確保を図っていくのみならず、健康増進施策と介護予防事業の連動を強化していくことによる健康寿命の延伸が必要です。

住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる社会の構築に向けては、「地域包括ケアシステム」の推進・深化を引き続き図っていきます。現役世代では会社以外の人間関係が希薄なケースが全国的に多く、地域活動への参画に心理的なハードルを感じている人も多いことから、地域活動を広く周知していくことはもちろんのこと、積極的に参加しやすい活動を推進していきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 元気の出る体操教室の開催	地区公民館を会場に、介護予防体操を週１回行うモデル事業を実施します。	高齢者福祉課
② 元気が出る脳活教室の開催	物忘れが気になる人を対象に、MCI[38]を早期に発見し、記憶力の向上を目指すプログラムを行う教室を開催します。	高齢者福祉課
③ 生活支援体制整備事業の実施	住民が情報収集や情報交換を行う場である協議体を設置し、多様な日常生活上の支援体制の強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組みます。	高齢者福祉課

元気の出る体操教室

元気が出る脳活教室

[37] 厚生労働省「令和２年簡易生命表」

[38] 軽度認知障害のこと。

施策・事業	概要	担当部署
④ 在宅医療・介護連携の強化	「たとえ認知症や要介護状態になったとしても、幸福や尊厳、希望などの生きがいを見出すことができ、自らが望む場所において、看取りまでの療養生活を選択できるまち」を目指し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制を強化する取り組みを実施します。	高齢者福祉課
⑤ 認知症カフェの開催	認知症者とその家族だけでなく、地域で認知症者とその家族を支える人が集まり、認知症等に対する正しい理解を深め、交流を図る機会を提供します。今後は後期高齢者の急増が見込まれることから、認知症カフェの拡大と参加者の増加を図ります。	高齢者福祉課
⑥ 配食サービス	高齢者単身世帯及び高齢者のみ世帯等を対象に、居宅に栄養バランスの取れた食事を配達するとともに、安否確認と見守りを行います。	高齢者福祉課
⑦ 緊急通報装置の貸与	高齢者単身世帯等に対し、緊急通報装置を貸与し、急な事故などへの対応や不安感の緩和を図ります。	高齢者福祉課
⑧ 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入補助【再掲】	高齢者のみ世帯を対象に、特殊詐欺等被害防止付き電話機の購入費用について補助します。	総務課

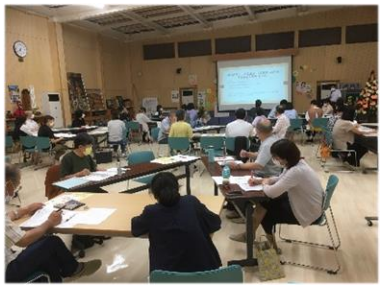

在宅医療・介護連携推進事業の多職種研修会

（４）障がい福祉の充実

「障害者総合支援法」には、障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り必要な支援を受けられるようにすること、社会参加の機会の確保などが基本理念として定められています。

本市でも、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、必要なサービス提供に努めていますが、今後も利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めるとともに、障がいあるいは障がいのある人への理解を市全体で深めていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 障害者相談支援の充実	市内の障害者相談支援事業所と連携し、利用者一人ひとりの希望や生活状況等に合ったサービス等利用計画を作成します。	社会福祉課
② 障害福祉サービスの充実	市内外の障害福祉サービス事業者と連携し、各種サービスの確保及び質の向上を図ります。	社会福祉課
③ 地域生活支援拠点等の整備	障がいの重度化や障がい者の高齢化、「親亡き後」を見据え、地域全体で障がいのある人を支える居住支援を含めたサービス提供体制の構築を図ります。	社会福祉課
④ 障がい者の就労支援	就労継続支援Ａ型・Ｂ型[39]事業所と協力しながら、就労希望のある障がい者の就労支援を行います。	社会福祉課
⑤ 障がい者による地域活動への参加支援	障がい者や障がい者団体等が行うスポーツ・文化・レクリエーション活動の活性化を支援するとともに、活動・発表の場の確保を図ります。 また、市主催の各種行事、子ども会、地域ボランティア活動等に障がい者の参加を促進するため、手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。	社会福祉課
⑥ 幼児精密健診事業	育児支援・発達障害の早期発見のため、必要な支援・相談を行います。子どもの成長発達に関する親の理解を深め、一貫した支援体制に努めます。	子育て支援課

[39] 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、仕事やその他の活動を通じて、その知識および能力の向上を目指すもの。

（５）生活困窮者の自立支援等

平成27年４月より、生活困窮者自立支援制度が開始されました。これは、仕事や生活の困り事を抱えた人に対し、それぞれの支援プランを作成し、専門の支援員が専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行う制度です。令和元年末から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の影響により、減収者や失業者が急増していることもあり、こうした社会的支援を必要とする人は増えていく可能性もあります。

困り事を抱えた人は複数の課題を抱えている場合もあり、一つの制度だけでは対処しにくいこともあります。ヤングケアラーやダブルケア[40]となっている人、引きこもりにある人やその家族など、制度の狭間で悩みを抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、地域を含めた包括的な支援体制の構築を進めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するための相談窓口を設置しており、8050問題[41]など、複雑化するケースにも対応できるよう、社会福祉協議会等の関係機関とも情報共有を行いながら、適切な支援提供に努めます。	社会福祉課
② 家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、自身で家計を管理する力を高め、早期の生活再建を支援します。	社会福祉課
③ 就労準備支援事業	引きこもり状態にある人を含めた、就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一定の期間を設けて就労に必要な知識及び能力の向上を図る訓練の機会を提供します。	社会福祉課

[40] 晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある人（世帯）が親の介護も同時に担う状態となっていること。

[41] 中高年によるひきこもりとその親の高齢化に関連する社会課題。80 代の親が 50 代のひきこもりを支える構図を象徴して名付けられている。

施策・事業	概要	担当部署
④ 子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮世帯の児童・生徒を対象に登録学習ボランティアを派遣し、良好な学習習慣や生活習慣を身に付けるための支援を行います。	社会福祉課
⑤ 子どもの居場所づくり推進事業【再掲】	地域の子どもやその保護者に対し、食事の提供や学習支援、体験活動等を実施する子どもの居場所づくり（子ども食堂等）に取り組む地域団体等を支援します。	子育て支援課
⑥ ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援が受けられるよう、相談窓口の機能強化を図ります。	子育て支援課
⑦ ヤングケアラーへの対応【再掲】 **★新規**	大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもが発見された場合、関係機関と連携し、適切な実態把握及び支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
⑧ 居住環境の安定的な提供	高齢者や子育て世帯、低所得者等が安定した生活を送ることができるよう、市営住宅を提供します。	建設課

（6）人権教育・啓発の推進

従来、人権問題は主に国家と市民の間の問題と考えられてきましたが、SDGs[42]やダイバーシティ[43]、ソーシャル・インクルージョン[44]などの概念の広がりとともに、社会を構成する市民、企業や団体、国家等あらゆる主体が相互に一人ひとりの多様性を重視・尊重することが求められています。また、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の解消は、地域住民にとって重要な地域生活・福祉課題であり、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる機会において人権教育・啓発を行います。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 男女共同参画社会啓発事業	男女共同参画社会の実現に向けて、講座・講演会の開催や「市報ぶんごおおの」、広報紙、Webサイトを活用した啓発活動を引き続き行います。 また、性的マイノリティ[45]など様々な困難を抱える市民への理解推進と支援を関係機関と連携して実施します。	人権・部落差別解消推進課

豊後大野市では、人権尊重社会を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に取り組みます。

---

[42] Sustainable Development Goals の略称。「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標。

[43] 「多様性」を意味する言葉で、年齢や性別、人種、宗教、趣味嗜好など、様々な属性を持つ人が存在し、集まることを指す。

[44] 「社会的包摂」と訳される。「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」概念を指す。

[45] 何らかの意味で「性」の在り方が多数派と異なる人。

施策・事業	概要	担当部署
② 女性の活躍推進	固定的性別役割分担意識[46]の解消に向け、政策・方針決定における女性の参画を促していくため、審議会等における女性登用率や女性管理職比率の改善を図ります。	人権・部落差別解消推進課
③ DV等の暴力の防止と早期対応【再掲】	配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪等あらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制を充実するほか、被害者に対する支援体制を強化します。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課
④ 人権相談事業	相談者が悩んでいる問題を解決するための情報提供などの手助けや、専門機関に取り次ぐなどの支援を行います。 また、県主催の研修への参加等を通じ、相談に従事する職員の資質向上を図ります。	人権・部落差別解消推進課
⑤ 人権啓発事業【再掲】	人権講演会や講座を開催し、お互いの人権を尊重し明るく住みよい地域づくりを推進します。また、各町の地域人権教育・啓発推進協議会や各種団体・企業等との連携を強化します。	人権・部落差別解消推進課
⑥ 啓発事業【再掲】	隣保館主催の人権講座や隣保館利用者を対象とするミニ人権講座を開催するなど、地域に根差した啓発事業の推進を図ります。	人権・部落差別解消推進課

男女共同参画イベント

男女共同参画研修

[46] 男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

施策・事業	概要	担当部署
⑦ 人権に関する広報活動	「市報ぶんごおおの」や「隣保館だより」、Webサイト、ケーブルテレビ等を活用した広報活動を行います。	人権・部落差別解消推進課
⑧ 人権を学ぶ子ども会の開催【再掲】	市内の児童・生徒を対象として、放課後の時間帯に人権学習を行い、差別を見抜き、解消するための実践力の育成を図ります。	社会教育課
⑨ 人権学級講座の開催	公民館において、人権学級講座を継続的に開催します。	社会教育課
⑩ 豊肥地区解放文化祭の開催【再掲】	部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、竹田市と合同で豊肥地区解放文化祭を開催し、多くの人に人権の大切さを伝える場を提供します。	社会教育課
⑪ 人権・部落差別解消教育研究大会の開催【再掲】	学校教育や社会教育・啓発の現場における人権・部落差別解消教育と啓発の取り組みについて相互に発表を行い、一人ひとりが尊重されるまちづくりを目指します。	社会教育課

中学生を対象とした人権講演会

第４節　基本目標４：地域福祉のネットワークを強化する

（１）福祉情報の充実と相談支援体制の強化

地域福祉は、住民や団体・事業者と行政が一体となって推進していくものであり、地域に暮らし、活動するすべての主体の積極的なアクションや関与が不可欠です。

福祉分野に限らず、まちづくりに関する情報が広く周知され、市民に共有されるよう、広報や各種ガイドブックの発行、Webサイト等による発信を継続していきます。制度の改正等があった場合など、サービス利用者に大幅な影響が生じる可能性があるものは、速やかかつ正確な情報提供を図ります。

また、困り事を抱えた人が複数の課題を抱えている場合には、地域による支えや支援機関の連携なしには十分な支援を提供できないこともあります。制度の狭間で悩み事を抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 広報やWebサイトによる情報提供	各種福祉サービス等に関する記事を「市報ぶんごおおの」や市公式Webサイトに掲載し、広く市民に周知します。市公式Webサイトは適宜見直しを行い、よりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインを意識した改修を行います。	総務課
② 電子母子手帳アプリ「母子モ」の活用 ★新規	電子母子手帳アプリ「母子モ」を通じて、子育て世代を対象とする様々な支援や各種施策に関する情報を周知します。	子育て支援課
③ 「にじいろ豊後大野福祉ガイドブック」の活用	障がい福祉事業所連絡協議会が作成した「にじいろ豊後大野福祉ガイドブック」を活用し、支援を必要とする市民に配布します。	社会福祉課

施策・事業	概要	担当部署
④ 利用者支援事業[47]（特定型・母子保健型）の実施	保健師等による相談支援を通じ、身近な地域で母子保健や育児に関する様々な悩みに対応できる支援体制を提供します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・福祉の関係機関に対しても本事業の周知を図るとともに、その連携を強化していきます。	子育て支援課
⑤ 障害者相談支援の充実【再掲】	市内の障害者相談支援事業所と連携し、利用者一人ひとりの希望や生活状況等に合ったサービス等利用計画を作成します。	社会福祉課
⑥ 隣保館における相談事業の実施	隣保館が福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たすことができるよう、生活上の課題や人権に関する相談支援を行います。	人権・部落差別解消推進課

豊後大野市子育てアプリ「きらきら☆ぼし☆」

[47] 子ども及びその保護者、または妊娠している人が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業。

（2）福祉ネットワークの強化

地域福祉とは、住民や団体・事業者など、地域に存在するすべての主体の関与によって推進されるものです。身近な地域での支え合いを活発にし、地域の力を向上させていくため、福祉サービスを提供する事業所のみならず、ボランティア団体等との連携を強固にし、支援を必要とする市民が適切な支援を受けられるよう、福祉ネットワークの強化を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 地域共生社会構築連携会議の開催	子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域に暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、関係者による連携会議と作業部会を開催します。	社会福祉課
② 多機関協働[48]機能の整備 **★新規**	複雑化、複合化した相談事例に対する各関係機関との調整機能を整備し、相談体制の強化に努めます。	全庁
③ 民生委員・児童委員との連携	福祉サービスや相談窓口の情報提供を行い、市民の相談がスムーズに関係機関へつながるよう連携体制の強化を図ります。	社会福祉課
④ 自治会との連携	住民相互で支援し合える活動を推進するため、自治会と連携して地域での支援体制の整備に努めます。	全庁

[48] 重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすもの。

第５章　地域福祉の推進にあたって

第１節　計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支え合い、連携して計画を推進していきます。

（１）社会福祉協議会との連携強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、事業運営等に対して支援し、地域の福祉活動を推進していきます。

（２）民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、市民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。それぞれの役割や特性を生かし、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

（３）自治会との連携強化

自治会は、市民にとって身近な地域におけるコミュニティの一つであり、住民同士の支え合いの関係性を構築する上で中心的な役割を果たすことが期待される組織です。市民の自治会への参加促進を図るとともに、適切な情報共有・連携を図ることで、地域住民同士の支え合いを支援していきます。

（４）団体・事業者等との連携強化

老人クラブ、婦人団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPO[49]や民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障害福祉サービスを提供する事業者、医療機関等との連携を図り、市民がライフステージに応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めていきます。

（５）国・大分県、専門分野の関係機関との連携強化

国及び大分県の動向を把握しつつ、地域福祉に関連する情報共有、調査研究等に積極的に協力していきます。また、保健・福祉、医療など幅広い領域の関係機関との連携を深めます。

---

[49] 民間の、営利を目的としない社会的活動を行う団体。

第２節　市民・地域の役割

地域福祉の推進においては、市民による積極的な地域活動への参画が不可欠です。年齢や性別、障がいの有無など、あらゆる属性を超えた交流・助け合いの中で、すべての人がその人らしい暮らしを続けられる豊後大野市をつくっていくための市民・地域の役割を以下のように定めます。

■市民と地域の役割（自助・共助）■

基本目標１ **つながり支え合う地域をつくる**	● 「おはようございます」「こんにちは」日頃のあいさつでみんなにやさしい地域をつくりましょう。 ● 困っている人を見かけたら「大丈夫ですか」と声をかけましょう。 ● 地域の活動に参加しましょう。
基本目標２ **安心して暮らせる地域をつくる**	● 困っている人を見かけたら「大丈夫ですか」と声をかけましょう。 ● 避難場所や避難経路、非常持ち出し品を確認しましょう。防災訓練に参加しましょう。 ● 遠く離れて暮らす家族でも、積極的にコミュニケーションを取りましょう。 ● 地域の見守り活動に参加しましょう。
基本目標３ **自分らしく暮らせる地域をつくる**	● 健康や福祉に関する正しい知識を身に付けましょう。 ● 困っている人を見かけたら「大丈夫ですか」と声をかけましょう。自分だけで解決しようとせず、市役所や専門機関と相談しましょう。 ● 生活習慣の改善でより健康に。定期健診などで自分の心身について理解を深めましょう。 ● 人権について理解を深めましょう。
基本目標４ **地域福祉のネットワークを強化する**	● ひとりで悩まず、家族や友人、民生委員・児童委員、相談窓口等に相談してみましょう。 ● 地域の住民・団体等と積極的に情報交換をしましょう。 ● 幅広い世代と積極的に交流しましょう。

第３節　計画の点検及び評価

本計画は、地域住民や福祉関係団体の代表者が参加した豊後大野市地域福祉計画策定委員会の提言を受けながら、「つなぐ　つながる　支え合うまち豊後大野」の実現を目標として定めたものです。この目標を達成するためには、地域住民や関係団体が主体的に地域づくりに関与し、担い手となって取り組むことが必要です。

市の関係課の担当者で構成される豊後大野市地域福祉計画策定作業部会において、計画に基づく取り組みの進捗状況を毎年評価・共有します。また、社会情勢の変化や制度の変更等による適時見直しや、必要な事項の協議を豊後大野市地域福祉計画策定委員会で行います。なお、進捗状況の点検・把握を行うための指標は以下のとおりです。

■評価指標と目標の方向性■

基本目標	指標名	現状（値）	目標の方向性
基本目標１	隣近所で、困り事を抱える人たちから助けの求めがあったときに「積極的に対応したい」と回答した市民の割合	20.9%	↗
基本目標２	住み慣れた地域で安心して暮らすことが「できている」または「どちらかといえばできている」と回答した市民の割合	78.3%	↗
基本目標３	毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安として「自分の健康のこと」と回答した市民の割合	61.1%	↘
基本目標４	多機関協働機能の整備	未設置	設置

第４節　計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「市報ぶんごおおの」や市Webサイト等の各媒体を活用し、情報発信を行います。また、計画の普及を図るため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、すべての市民が主体的に地域づくりに関与できるよう努めます。

第６章　豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画

第１節　計画の概要

（１）計画策定の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人のために、財産管理や日常生活における契約事務等を代わって行う後見人等を家庭裁判所が選任する制度で、措置から契約制度へと変わった介護保険制度導入とともに平成12年４月から始まりました。

今後増加すると思われる認知症高齢者や障がい者を支える家族の高齢化などにより、成年後見制度の需要は一層高まっていくと予想されていますが、十分に利用されていないことから、国は平成28年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進することを目的として、平成29年３月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）を閣議決定しています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、利用促進法の基本理念である「ノーマライゼーション[50]」、「自己決定権の尊重」、「身上の保護の重視」を念頭に、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しながら、安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、「豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

（２）成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の２つがあり、それぞれ支援を必要とする人の状況や意向に合わせて支援内容を選択できるようになっています。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

[50] 障がい者や高齢者などが他の人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。

■成年後見制度の種類■

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に四親等内の親族や任意後見受任者等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

◆法定後見制度

既に判断能力が不十分と判断されるときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

補助、保佐、後見の三つの類型により後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。選任される後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の市民が就任する市民後見人などに分類されます。

■補助、保佐、後見の違い■

<table>
<tr><th></th><th>補助</th><th>保佐</th><th>後見</th></tr>
<tr><td>対象となる人</td><td>判断能力が
不十分な人</td><td>判断能力が
著しく不十分な人</td><td>判断能力が
欠けているのが
通常の状態の人</td></tr>
<tr><td>支援する人</td><td>補助人</td><td>保佐人</td><td>後見人</td></tr>
<tr><td>申立ができる人</td><td colspan="3">本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等</td></tr>
<tr><td>代理権</td><td colspan="2">申立により裁判所が
定める特定の法律行為</td><td>すべての法律行為
（本人の同意は不要）</td></tr>
<tr><td>同意権・取消権</td><td>申立により
裁判所が定める
特定の行為</td><td>法律上定められた
重要な行為のほか
申立により裁判所が
定める行為</td><td>日常生活に関する行為
（日用品の買い物等）
以外の法律行為</td></tr>
</table>

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

（３）計画の位置づけ（計画の法的根拠）

基本計画は、利用促進法第14条第１項における市町村計画として位置づけられるものです。条文では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。

（４）計画の期間

第１期となる基本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

■計画の期間■

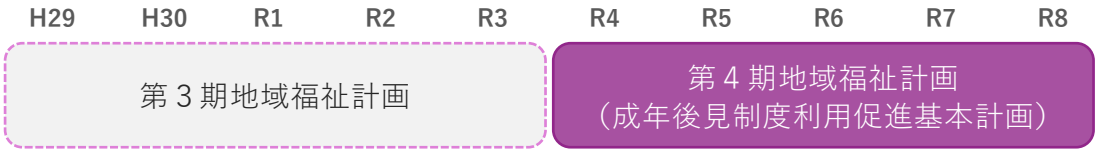

（５）計画の策定体制

１．成年後見制度利用促進審議会の設置

令和２年度に、本市における成年後見制度利用促進に向けての体制整備の検討会として、専門職及び関係機関等を交えて「豊後大野市市民後見推進検討委員会」を開催し、基本計画は「豊後大野市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）」において審議することとしました。

審議会は、利用促進法第14条第２項の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関わる事項を調査・審議するために条例により設置されたもので、基本計画は審議会において審議を行いました。

２．アンケート調査の実施

事業所・団体と民生委員・児童委員を対象に、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に、豊後大野市における成年後見制度を必要としている人や制度の相談活用状況についてアンケート調査を実施しました。

第２節　豊後大野市における現状と課題

（１）統計データから見た豊後大野市における成年後見制度を取り巻く現状

１．認知症高齢者の状況

以下では、介護保険認定申請者のうち、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」でⅡ以上（何らかの支援が必要と思われる人）の記入があったものを表にまとめています。65歳以上のⅡ以上の割合は、年々上昇傾向が見られます。

なお、この表では介護保険認定申請者のみを計上しているため、未申請のため市が把握できない判断能力に不安を抱える高齢者はこの他にも存在すると見込まれています。

■認知症高齢者数と割合（65 歳以上の要介護申請者のうち認知症有病率等）■

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
65 歳以上人口（人）	15,342	15,293	15,231	15,128
うち認知症Ⅱ以上の判定を受けている人（人）	2,080	2,057	2,122	2,203
65 歳以上人口に占める認知症Ⅱ以上の判定を受けている人の割合（%）	13.6	13.5	13.9	14.6

資料：豊後大野市高齢者福祉課（各年度末現在）

※令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護認定更新申請の有効期間の延長により、前回の介護認定申請の主治医意見書の記載を引き継ぐものとしているので推定値となる。

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準は以下のとおり。

Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ｍ：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2．成年後見制度の利用状況

成年後見制度と任意後見制度の利用状況について、類型別に見ると、最も多いのは成年後見で全体の７割以上を占めています。

■豊後大野市の成年後見利用者数■

単位：件

	成年後見			任意後見	合計
	後見	保佐	補助		
令和元年度	32	5	4	1	42
令和２年度	33	6	4	0	43

資料：大分家庭裁判所（各年度末現在）

■豊後大野市における申立件数■

単位：件

	成年後見			任意後見	合計
	後見	保佐	補助		
平成 30 年度	4	0	0	0	4
令和元年度	2	0	0	0	2
令和２年度	3	1	0	0	4

資料：大分家庭裁判所（各年度末現在）

3．成年後見制度市長申立及び後見人等への報酬助成

「豊後大野市成年後見制度利用支援事業」とは、成年後見制度を必要とする人でありながら、申立をすることができないご本人や身寄りのない人等に対し、市長が後見開始等の申立を行うことにより、後見人等による財産管理や身上保護を行うものです。また、市長が申立をした人のうち、生活保護を受けている等後見報酬の支払いが困難な人に対し助成を行っています。

平成28年11月に大分県が実施した「成年後見制度等に関するニーズ調査」結果では、成年後見制度の利用者数が今後約５倍に増加すると見込まれており、市町村長申立を含む適切な支援が必要となっています。

■市長申立件数等■

単位：件

	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計	後見人の職種			備考
					弁護士	司法書士	社会福祉士	
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0	
平成 30 年度	1	1	0	2	0	0	0	申立後死亡
令和元年度	1	0	0	1	0	0	1	
令和 2 年度	0	0	0	0	0	0	0	

資料：豊後大野市高齢者福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

■後見報酬助成件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
後見報酬助成件数	3	3	3	4

資料：豊後大野市高齢者福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

4．あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）

豊後大野市社会福祉協議会では、日常生活における金銭管理や福祉サービスの契約等に不安を感じている人に対して、「あんしんサポート事業」を提供しています。

比較的手続が簡単で、安価な料金で支援サービスの利用が可能なため、成年後見制度を利用する一歩手前の制度として利用されています。契約時点では契約内容の理解ができる人であっても、時間が経過し、契約内容を理解できない状態になっているケースもあり、成年後見制度の利用促進とあんしんサポート事業の適正な運用につなげることが必要です。

■あんしんサポート（日常生活自立支援事業）利用者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	57	58	59	63

資料：豊後大野市社会福祉協議会（各年度末現在）

（2）豊後大野市成年後見制度のニーズ調査結果

1．調査の実施概要

この調査は、豊後大野市における成年後見制度を必要としている人や制度の相談活用状況について調査し、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に実施しました。それぞれの調査の対象と回収状況については次の表のとおりです。

■調査対象と回収状況■

調査対象者	対象団体数（か所）	配布対象者数（人）	回収数（票）	回収率（%）
地域包括支援センター	1	20	20	100.0
居宅介護支援事業所	19	59	41	69.5
病院	3	4	4	100.0
高齢者関係施設[51]	20	20	13	65.0
障害者関係施設[52]	18	18	11	61.1
民生委員・児童委員	－	151	117	77.5

調査期間については次のとおりです。

■調査期間■

調査対象者	調査期間
民生委員・児童委員	令和元年 10 月～11 月
障害者関係施設	令和元年 11 月～12 月
高齢者関係施設、病院	令和元年 12 月～令和 2 年 1 月

[51] 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、地域密着型サービス事業者を含む。

[52] 障害者相談支援事業所、グループホーム、夜間ケア等（施設入所支援）を含む。

2．調査の結果概要

「成年後見制度」そのものの認知度は、民生委員・児童委員以外はいずれも100.0%となっています。民生委員・児童委員による認知度は、94.9%となっています。

■成年後見制度の認知度■

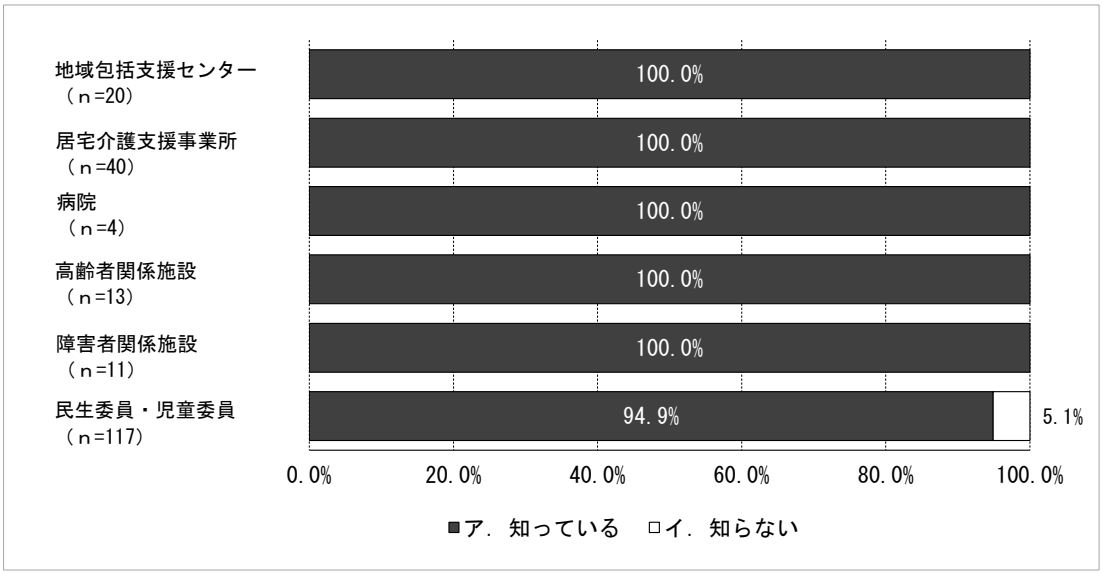

市民後見人[53]養成講座の受講意向についてたずねたところ、いずれのグループでも「検討する」の割合が最も高くなっています。

■市民後見人養成講座の受講意向■

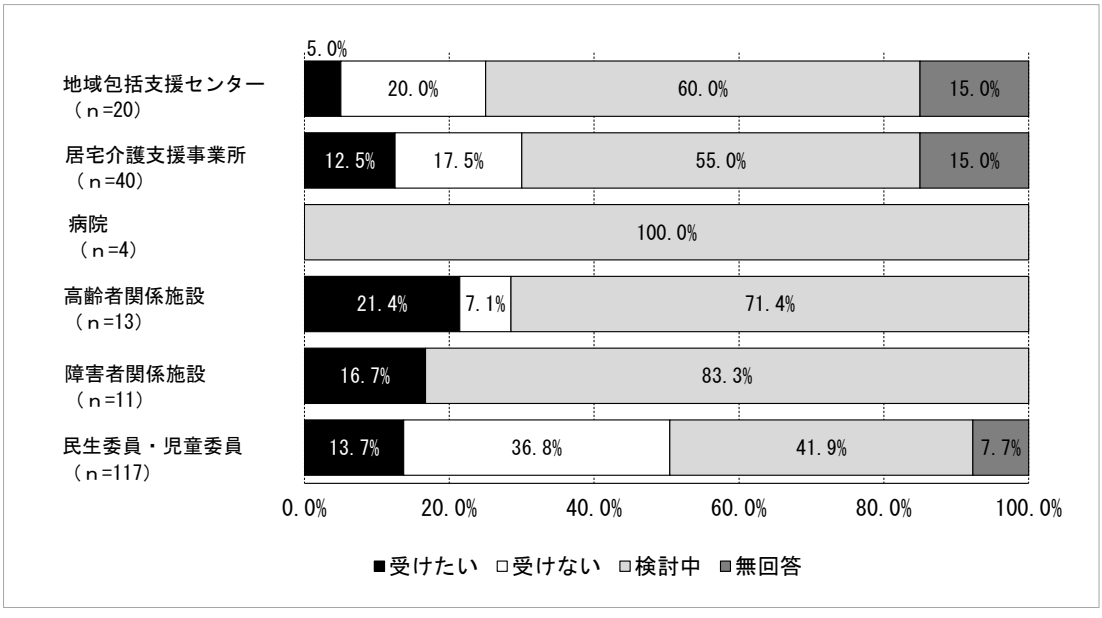

[53] 豊後大野市が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人。市民後見人候補者名簿に登録される。後見人としての活動を行う場合は、家庭裁判所からの選任を要する。

地域包括支援センターをはじめとする各種事業所等では、「ア．知っている」がほぼ100.0%となっており、相談窓口の認知度は高くなっています。一方で、民生委員・児童委員では、うち23.9%が「知らない」と回答しており、他に比べると認知度が低い結果となっています。

■成年後見制度の相談窓口を知っているか■

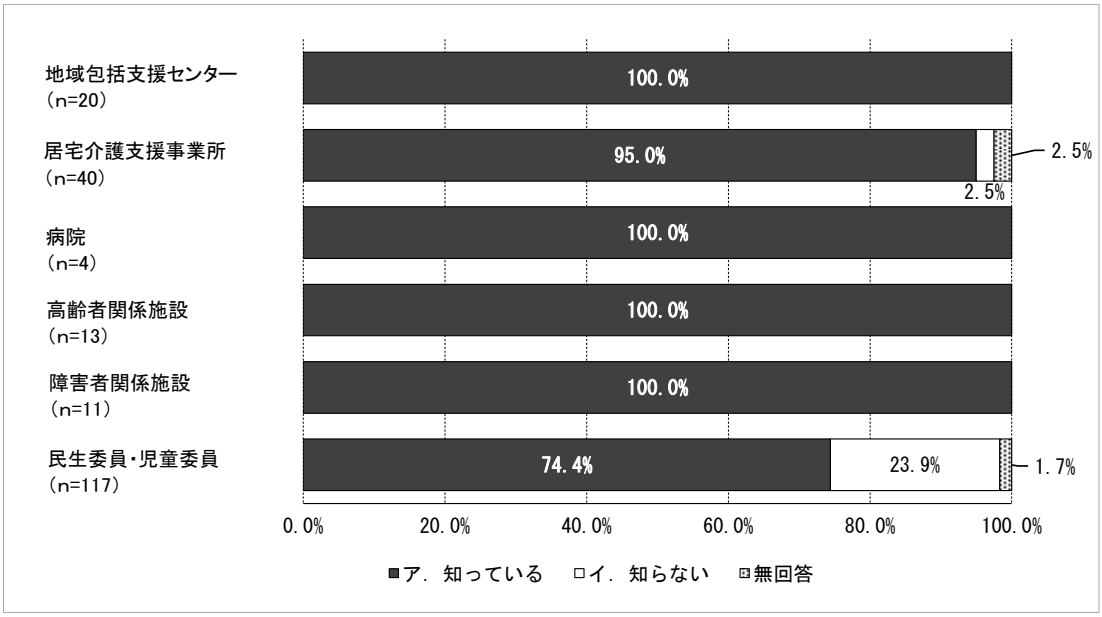

相談窓口として知っているところについては、「市役所」「地域包括支援センター」「専門職（弁護士・司法書士等）」「家庭裁判所」の順に多くなっています。

■相談窓口として知っているところ（複数回答）■

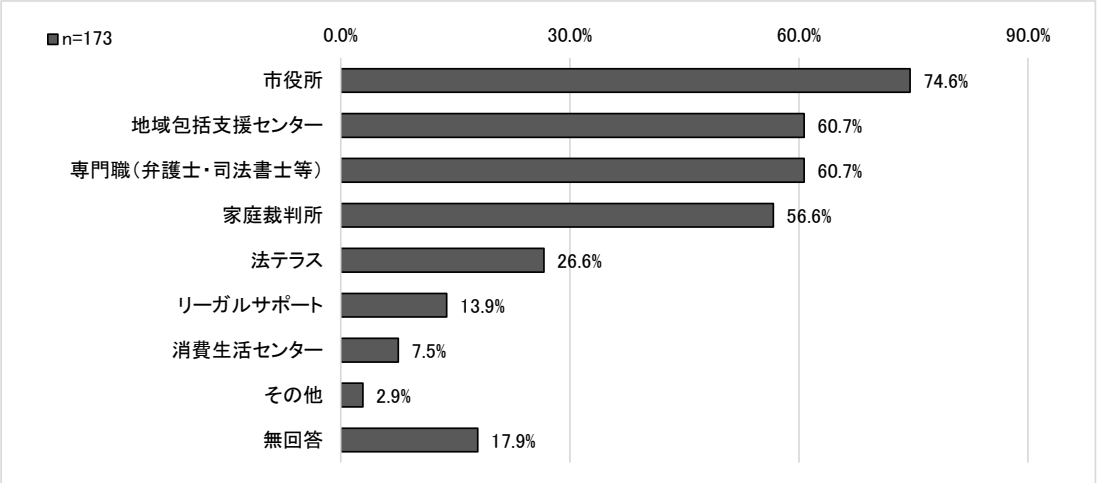

後見人等が必要と思われる人について、それぞれ不安となる要因別に人数を調査すると、「お金の出し入れに不安がある」「通帳や印鑑等の管理に不安がある」人が特に多くなっており、ともに800人弱となっています。高齢者関係施設及び障害者関係施設における報告人数が多くなっています。

このほか、「物忘れが多い」に該当する人も多くなっていますが、こちらは居宅介護支援事業所からの報告が多い結果となっています。

■後見人が必要と思われる人の数■

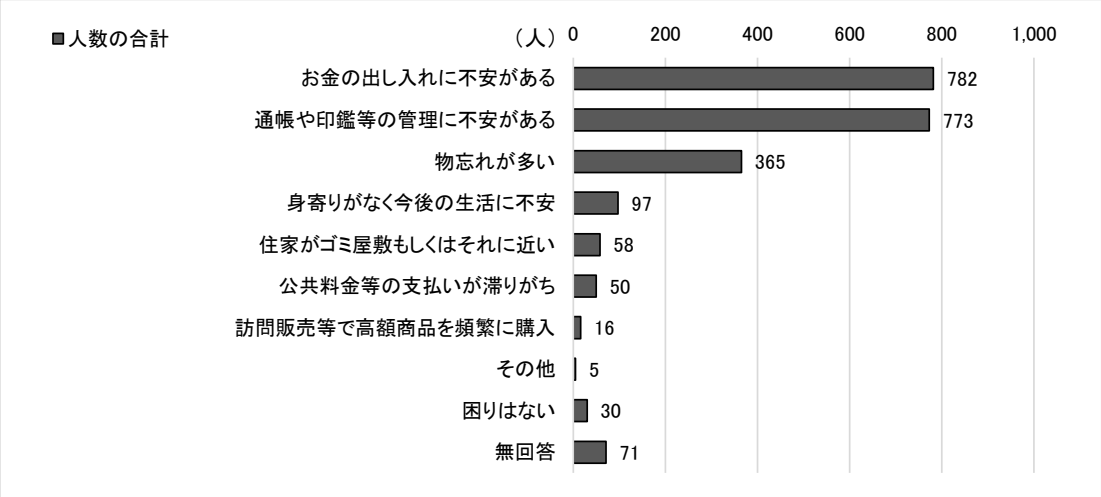

■後見人が必要と思われる人の数（調査対象者別）■

単位：人

	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	病院	高齢者関係施設	障害者関係施設	民生委員・児童委員	合計
お金の出し入れに不安がある	5	109	9	**254**	**379**	26	**782**
通帳や印鑑等の管理に不安がある	5	108	9	**253**	**372**	26	**773**
物忘れが多い	15	**162**	9	16	91	72	365
身寄りがなく今後の生活に不安	2	17	8	4	47	19	97
住家がゴミ屋敷もしくはそれに近い	2	10	2	3	18	23	58
公共料金等の支払いが滞りがち	1	13	1	0	30	5	50
訪問販売等で高額商品を頻繁に購入	1	7	0	0	5	3	16
その他	0	1	0	1	0	3	5
困りはない	2	4	0	4	0	20	30
無回答	10	9	0	0	0	52	71

「現在、後見制度が必要と思われる方」がそれぞれ何人いるかたずねたところ、合計で32人の報告がありました。また、「近い将来、後見制度が必要になると思われる方」については、合計で197人と報告されています。

「近い将来、成年後見制度が必要になると思われる方」の人数を施設別に見ると、障害者関係施設からの報告（114人）が圧倒的に多くなっており、いわゆる「親亡き後」への対策が急務となっていることがうかがえる結果となっています。

■現在あるいは近い将来に成年後見人が必要と思われる方が何人いるか■
（調査対象者別）

単位：人

	現在、成年後見制度が必要と思われる方	近い将来、成年後見制度が必要になると思われる方
地域包括支援センター	1	6
居宅介護支援事業所	10	34
病院	4	10
高齢者関係施設	0	4
障害者関係施設	7	114
民生委員・児童委員	10	29
合計	32	197

３．ニーズ調査結果から見えてきた課題等

「成年後見制度」そのものの認知度は高く、一定程度の関心があることもうかがえる結果となっていますが、制度の具体的な内容や相談先については知らないケースが多くなっていることがわかります。特に、民生委員・児童委員では「知っている窓口」として「市役所」以外を選択している回答者の割合が低く、地域住民の困り事に対応していくための相談窓口として、市役所のみを利用する人が多い状態であることがわかります。

また、市民後見人養成講座を開催した場合受講してみたいか、の問いに対して、「受けたい」と回答した人の割合は、高齢者関係施設や障害者関係施設で特に高く、２割程度を占めています。高齢者や障がいのある人を最前線で支援する人の市民後見人養成講座への参加意向が高く、より現場レベルでの研修会等開催ニーズが高いことがうかがえる結果となっています。

これらの結果を踏まえると、高齢者や障がい者を支援する人をはじめ、より多くの人に成年後見制度への理解を深めてもらえるよう、広報・啓発活動や市民後見人養成講座を進めていく必要があると思われます。成年後見制度の内容は、様々な法制度に関する専門的な知識が必要になるほか、それぞれの背景にある複合的な生活課題を、重層的・総合的に支援していくことが求められます。成年後見制度の適切な利用につなげていくためのノウハウを蓄積する「成年後見支援センター」の設置と職員のスキルアップ、地域における専門職や各種機関との連携強化が大切です。

このほか、成年後見制度が必要となる可能性のある人を調査したところ、近い将来も合わせて、200人を超える市民が成年後見制度を利用する必要があると見込まれており、特に障害者関係施設の職員による報告数が多い結果となっています。本人や親族からの申立が難しい人などについては、市長申立の制度の活用など適切な利用支援が必要です。

第３節　基本理念と基本的な考え方

（１）基本理念

「第４期豊後大野市地域福祉計画」に掲げる基本理念「つなぐ　つながる　支え合うまち　豊後大野」と同一とします。

（２）基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して少なく、成年後見制度の利用者においても、利用のメリットを実感できていないケースが多いと考えられます。以上のことから、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘された点を踏まえると、「身上の保護の重視」の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、課題を整理して体制を整備し、対応を強化していくことが求められます。

以上、国における基本的な考え方を踏まえ、第４期豊後大野市地域福祉計画の基本理念「つなぐ　つながる　支え合うまち　豊後大野」の実現に向けて取り組みます。また、基本計画は、制度の利用が必要な人の発見と継続的な支援、正しい成年後見制度の周知と理解を促進する施策を総合的に推進していく計画として、第４期豊後大野市地域福祉計画と一体的に策定します。

第４節　具体的な施策・事業

（１）地域連携ネットワークと中核機関の整備

１．成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築

ニーズ調査結果から見えてきた課題にもあるように、成年後見制度の理解を深め、適切な利用につなげていくためには、広報・啓発による制度の周知や個々の背景にある複合的な生活課題を重層的・総合的に支援していくための専門職との連携やノウハウの蓄積が必要となります。その推進機関として「成年後見支援センター」（以下「センター」という。）を設置しました。なお、センターはあんしんサポート事業から成年後見制度利用へのスムーズな移行等が求められることから豊後大野市社会福祉協議会に委託しました。

また、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を目指します。

地域連携ネットワークの要としてセンターと豊後大野市が協働し、医療・福祉等の既存のつながりに加え、新たに法律や金融等の分野とも連携し支援体制の強化のため有機的な地域連携ネットワークを構築します。

■地域連携ネットワークの３つの役割■

・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
・早期の段階からの相談・対応体制の整備
・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

２．地域連携ネットワークの具体的な推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や司法・福祉・医療・地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための「チーム」づくりを行います。

後見人等が選任された後も、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

国の基本計画では、チームはできる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、本市では必要に応じて開催されているケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、ネットワークの体制の強化に努めます。

また、センターにおいては、運営協議会を設置し、司法・福祉・医療・地域の関係者等によるセンターの運営に関することや成年後見制度の利用促進の在り方などを検討します。

3．中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として豊後大野市とセンターが役割分担しつつ相互に協力･連携し共同で運営します。

中核機関では、①権利擁護支援･成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理･コーディネート等を行う役割、②支援の実践と法律・福祉等各種専門職団体が参加し協力・連携を担う協議会の事務局の役割、③本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討･専門的判断について専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割を担います。

■地域連携ネットワーク（イメージ図）■

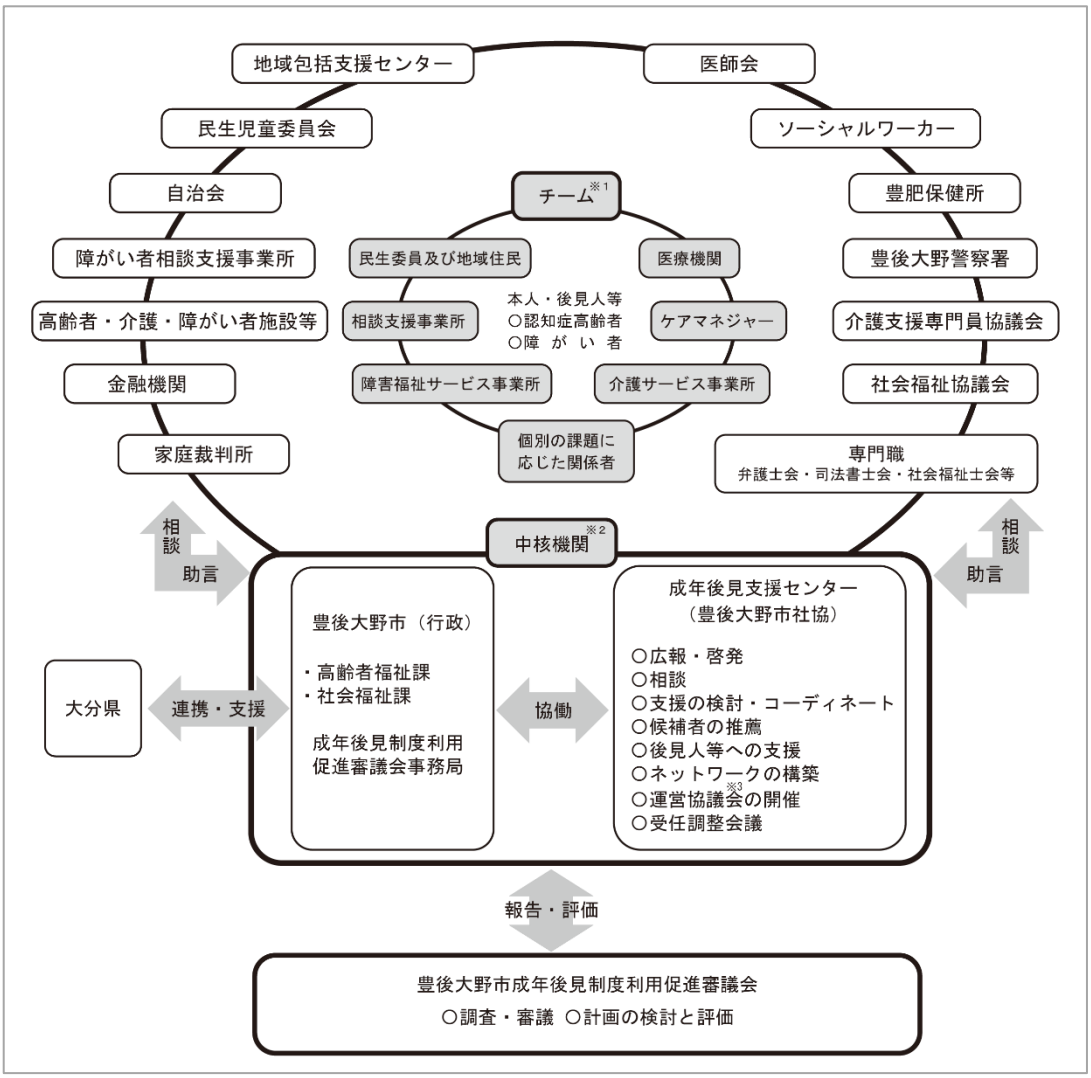

※1「チ ー ム」：権利擁護支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。後見等の開始前においては身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等、開始後はこれに後見人が加わる形で個々に構成されます。

※2「中 核 機 関」：政策的な判断・対応を行う市と、支援の実践・連携を担うセンターが協働しながら、地域連携ネットワークの全体のコーディネートを行います。

※3「運営協議会」：地域において各専門団体・関係機関の協力・連携強化を協議するとともに、前後を問わず「チーム」を支援します。また、センターの運営方針などを検討します。

4．広域連携を見据えた取り組みの推進

国の基本計画によると、中核機関の設置区域は、市町村を基本としつつも、地域の実情に応じ、複数の市町村にまたがる区域で設置するなど柔軟な実施体制が検討されるべきと記載されています。

本市においては、市民にとって身近な存在となるセンターがあることから、広報・啓発、相談などは細やかに取り組んでいくこととしますが、利用促進機能の一つである専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）が関与する受任調整会議[54]等は、大分家庭裁判所竹田支部管轄である竹田市との連携を検討し、より効率的な運営を目指します。

また、各自治体の中核機関が連携して行う相談支援強化等の在り方については、大分都市広域圏推進会議福祉保健部会で検討を進めます。

（2）広報・啓発活動の充実

1．成年後見制度に関する広報・啓発活動の充実

本市が行ったニーズ調査の結果でも、成年後見制度そのものの認知度は高いものの、より深い内容については、認知度が低くなる傾向がありました。

権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期相談を行うためには、地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口が判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを知り、意識する必要があります。

積極的に広報・啓発することにより、これまであまり知る機会がなかった成年後見制度を、権利擁護の支援策の一つとして、利用しやすくかつ適切に相談窓口につながる環境を整備します。

（3）相談体制・支援の検討

1．司法・福祉の専門職等を含めた支援チームの構築等

権利擁護支援が必要となり相談があった場合、まずは本人の意思を尊重しつつ、支援の必要性、適切な支援内容の検討が必要となります。

あらゆる相談が集積されるセンターにおいては、様々なケースに対応できる法律・福祉の専門知識やノウハウが蓄積され、地域における連携・対応強化の進行役としての役割が期待されます。本人を日常的に支援する身近な関係者による「チーム」を形成し、支援方針を検討します。

---

[54] 成年後見制度利用に向けた支援方針や、適切な候補者の推薦の検討などを、司法・福祉の専門職等により検討する会議のこと。

また、地域連携ネットワークを構築することは、相談に対応する体制整備に最も大きな意味を持ち、多職種の機関や専門職とつながることで、多様で複雑な案件にも対応できるようにします。

（4）成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進のため、申立の支援、専門職受任調整、担い手の育成・支援、あんしんサポート事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行などに取り組みます。

1．担い手の育成と支援

現在、後見人等の多くは、身寄りのない高齢者や親族と疎遠な人の増加により弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任する割合が増加しています。しかしながら、地域の専門職の人数には限りがあり、今後、高齢化等の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、後見人等を担う人の数は十分ではありません。

本市では、平成30年度より「市民後見人養成講座」を開催し、令和２年度までに37名の人が修了しています。今後も引き続き、市民後見人の養成やフォローアップ研修などを行いながら地域における支援者として積極的に活用できる体制を整備します。

また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

■市民後見人養成講座受講者数と修了者数の推移■

	受講者数	修了者数	内容等
平成 30 年度	15 人	15 人	4 日間（土日）22 時間
令和元年度	16 人	16 人	4 日間（土日）22 時間
令和 2 年度	14 人	6 人	10 日間（平日週 2 日） 40 時間

2．本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断

本人の利益のために申立人や候補者は誰がふさわしいのかなどを、専門職等を含めた受任調整を行います。ただし、専門職が関与する部分については、効率的な運営を行うために、大分家庭裁判所竹田支部管轄である竹田市との連携を検討します。

3．成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

現行では、本人が後見人等に報酬を支払うことが困難である場合、市長が家庭裁判所に審判申立を行ったケースについて報酬を助成し、後見人等が適切に財産管理、身上保護を行い、本人の生活を守れるよう支援しています。

しかしながら、本人申立、親族申立等が可能ではあるものの、低所得であるが故に申立をためらうケースもあると思われます。国の基本計画では、「地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立に限らず、本人申立、親族申立等を契機とする場合をも対象とすることができること（中略）を踏まえた取扱いを検討すること。」となっていることから、今後、成年後見制度の利用を促進するにあたり、要件及び範囲の拡大について検討します。

（5）後見人支援及び不正防止に向けた取り組み

1．成年後見支援センターの段階的な整備と機能拡充

親族後見人等は専門的知識を有しないため、思い込みによる不正案件が発生したり、専門職であっても適切な福祉サービスに関する情報が入らず、身上保護が行えなかったりするケースもあります。後見人それぞれの事情に合わせた支援が必要です。また、「チーム」員が相互に連携することで、本人や環境の変化を察知し、適切な支援を検討することができます。今後は、後見人等を含めた「チーム」を定期的にモニタリング・支援することにより、後見人等の活動上、不明なことや悩んでいることなどに対応していきます。

■成年後見支援センターの機能■

機能	具体的な取り組み（段階的な整備・拡充）
広報機能	・啓発のためのパンフレット作成、ホームページへの掲載 ・市民や事業所等向けの講演会やセミナー等の開催 ・広報活動は地域連携ネットワーク構築の目的を持ち、既存の福祉・医療・地域との連携はもとより、新たな連携先（金融機関等）等へも積極的に行う。
相談機能	・支援関係者「チーム」からの情報収集と十分なアセスメントを行う。 ・多職種の機関や専門職との連携体制を構築し、支援の必要性の検討・適切な支援内容の検討を行う。 ・後見人等からの相談も常時受け付け、後見人等の支援も行う。
利用促進機能	・申立支援業務 ・市民後見人の養成・支援 ・地域連携ネットワークの「チーム」「協議会」のコーディネート ・専門職受任調整（マッチング）
後見人支援機能 不正防止効果	・後見人を含めた「チーム」のモニタリング・支援

第５節　計画の評価と進行管理

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、豊後大野市成年後見制度利用促進審議会を設置しました。

国の基本計画に盛り込まれた施策と基本計画の進捗状況を踏まえながら、基本計画を実効性のあるものにするため、当審議会において定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

第７章　豊後大野市再犯防止推進計画

第１節　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景と趣旨

大分県では、これまでの犯罪・非行・被害防止対策の取り組みと多くの人のボランティア活動により、平成16年以降、刑法犯認知件数は減少傾向が続いています。令和２年には3,087件と、令和元年（3,018件）からわずかに増加に転じましたが、令和２年における犯罪率（一定人口に占める刑法犯の発生件数）は全国で４番目に低い値となっています[55]。

全国的に見ても、刑法犯検挙者数は減少傾向が続いていますが、再犯者数は微減にとどまっており、再犯者率で見ると上昇傾向が続いています[56]。犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっていることがうかがえる結果となっています。犯歴のある人の多くは、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も立ち直りに向けた息の長い支援が求められます。

こうした状況を受けて、国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」を策定して、地方公共団体との連携強化を含む７つの重点課題の解消に向けた施策を取りまとめています。これを受けて、大分県でも平成31年４月に「大分県再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値を定めるとともに、目標の達成に向けた市町村との連携強化等の施策を取りまとめています。

本市においても、国や県、警察等と連携しつつ、更生保護関係団体や社会福祉協議会等の地域ネットワークの力を借りながら、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、誰一人取り残されることのない、安全で安心なやさしいまちづくりの推進を図るため、「豊後大野市再犯防止推進計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を策定します。

（２）計画の位置づけ（計画の法的根拠）

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条第１項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

---

[55] 大分県警察本部「大分県の犯罪概況（令和２年版）」

[56] 法務省「令和２年版再犯防止推進白書（令和元年度再犯の防止等に関する施策）」

（3）計画の期間

再犯防止推進計画は、「第４期豊後大野市地域福祉計画」と合わせ、令和４年度から令和８年度までの５か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

（4）計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第２条第１項で定める者で、犯罪をした者または非行少年[57]もしくは非行少年であった者を指します。

（5）計画の策定体制

市の関係課の担当者で構成する策定作業部会を設置し、関係者からのヒアリングなどを通じて計画素案の検討や資料作成等を行いました。

■国の再犯防止推進計画における５つの基本方針■

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

[57] 犯罪少年、触法少年、虞犯少年の総称。「犯罪少年」とは、犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の少年を言う。「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年を言う。「虞犯少年」とは、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年を言う。

第２節　大分県・豊後大野市における犯罪情勢等

（１）大分県内における刑法犯認知件数

大分県内における刑法犯認知件数の推移を見ると、平成15年をピークに減少傾向が長期にわたって続いており、令和元年、令和２年ともに3,000件あまりと、平成15年（17,362件）の５分の１以下となっています。

■刑法犯認知件数の推移■

単位：件

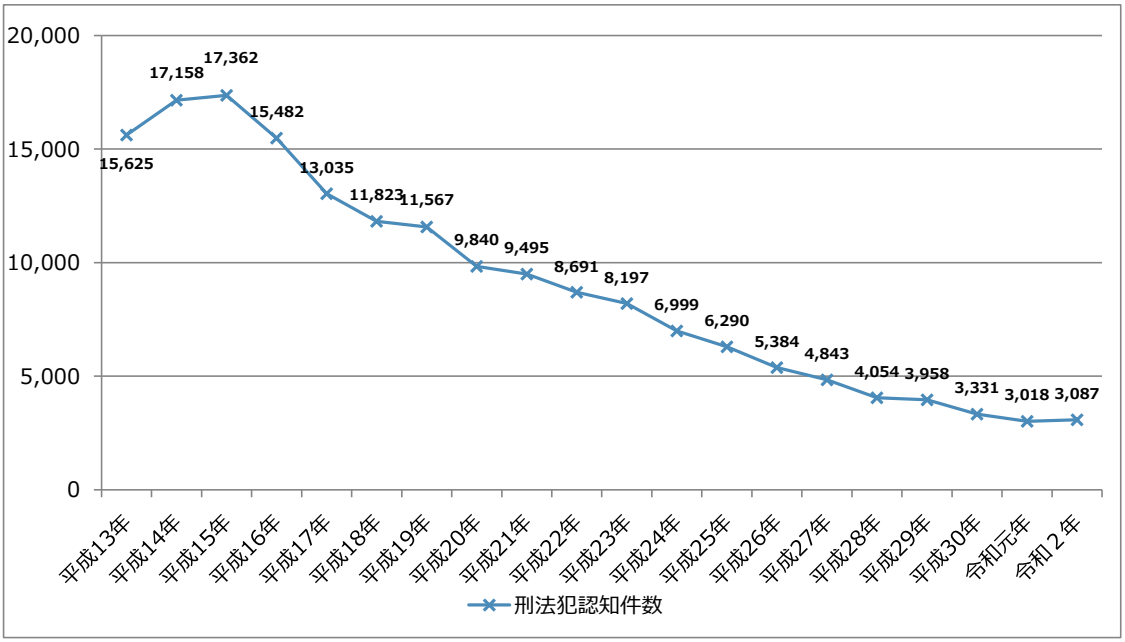

資料：大分県警察本部「大分県の犯罪概況」

（２）大分県内における刑法犯罪の内訳

平成26年以降の刑法犯罪の推移について、その内訳を見ると、「窃盗犯」の減少幅が特に大きく、令和２年には1,896件と、平成26年（3,960件）から半減しているのに対し、その他は大きな変動は見られません。

■刑法犯罪の内訳■

単位：件

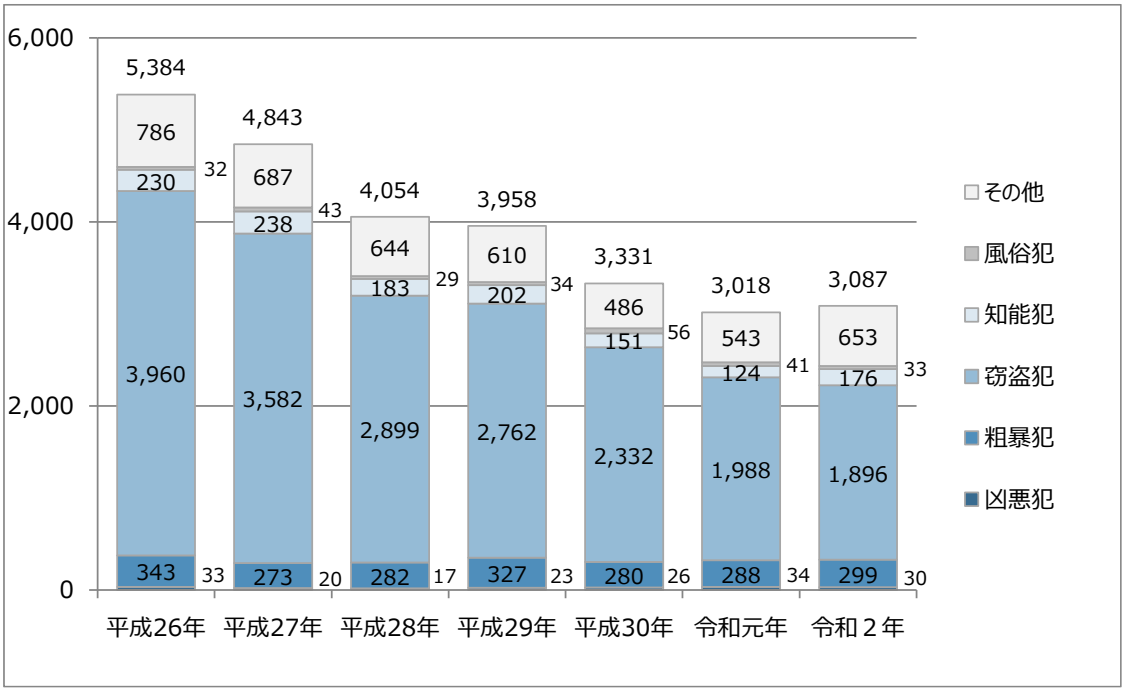

資料：大分県警察本部「大分県の犯罪概況」

※「風俗犯」…賭博、公然猥褻（わいせつ）、強制猥褻（わいせつ）など。

※「知能犯」…詐欺、横領、偽造、涜職（とくしょく）、背任など。

※「窃盗犯」…泥棒、ひったくりなど。

※「粗暴犯」…傷害、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合など。

※「凶悪犯」…殺人、強盗、放火及び強姦（ごうかん）など。

（3）豊後大野市における刑法犯罪の認知状況

豊後大野警察署管内における近年の刑法犯罪の認知状況については以下のとおりです。大分県全体の傾向と同様に、「窃盗犯」が減少傾向にあることを主な要因として、刑法犯罪認知件数も減少しています。

■豊後大野警察署管内における刑法犯罪認知件数の推移■

単位：件

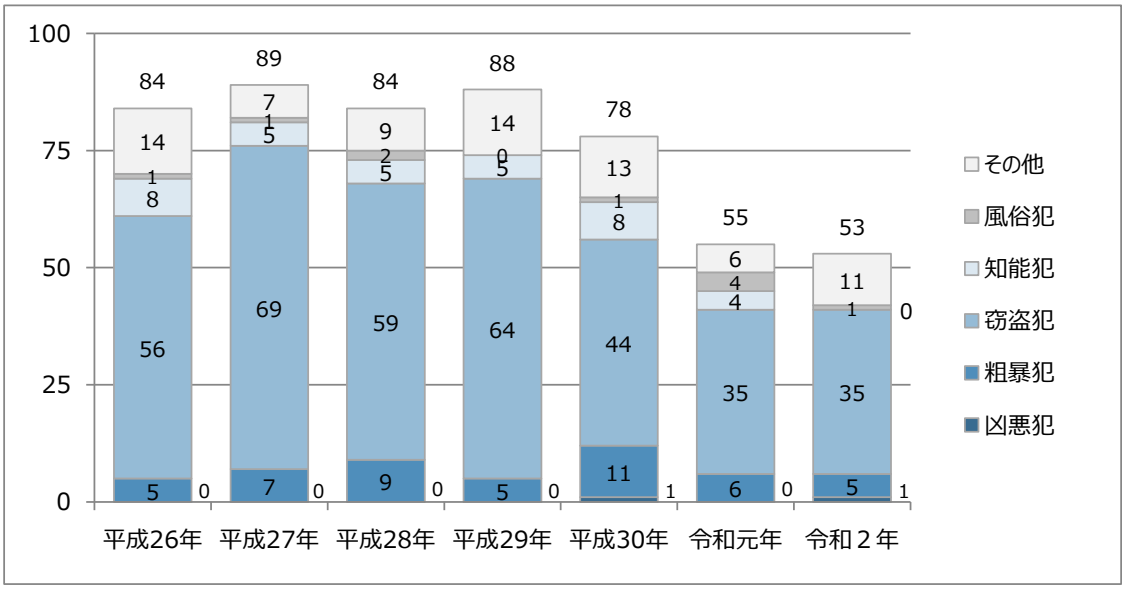

資料：豊後大野警察署

（4）市町村別犯罪率の比較

市町村別に犯罪率[58]を見ると、本市は大分県の値よりも低く、県内では比較的犯罪率が低い地域であることがわかります。

■市町村別犯罪率（令和２年）■

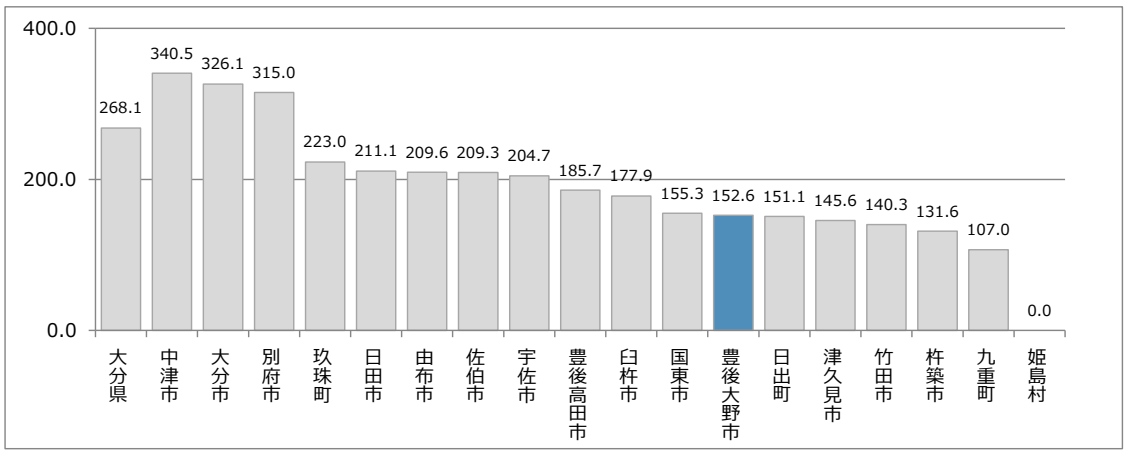

資料：大分県警察本部「大分県の犯罪概況（令和２年版）」

[58] 人口 10 万人あたりに占める刑法犯の発生件数。

（５）豊後大野市の犯罪率の推移

本市における犯罪率は、低下傾向が続いています。令和２年は152.6となっています。

■豊後大野市における犯罪率の推移■

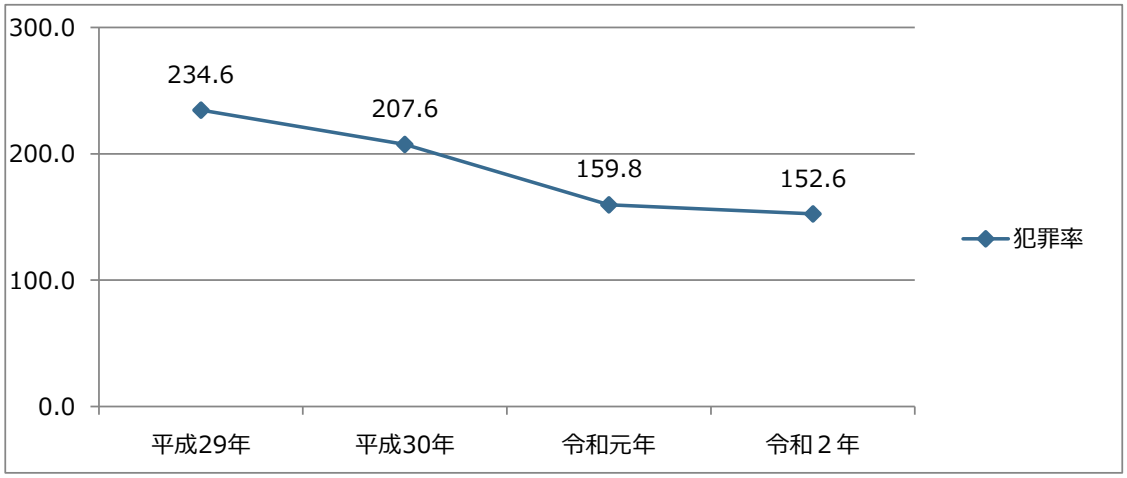

資料：大分県警察本部「大分県の犯罪概況」

（６）大分県の再犯者率の推移

大分県の検挙人員及び再犯者数はともに減少傾向にあります。再犯者率[59]を見ると、平成27年以降40％台半ばと横ばいで推移していることがわかります。

■刑法犯検挙者数と再犯者数、再犯者率の推移■

単位：人、％

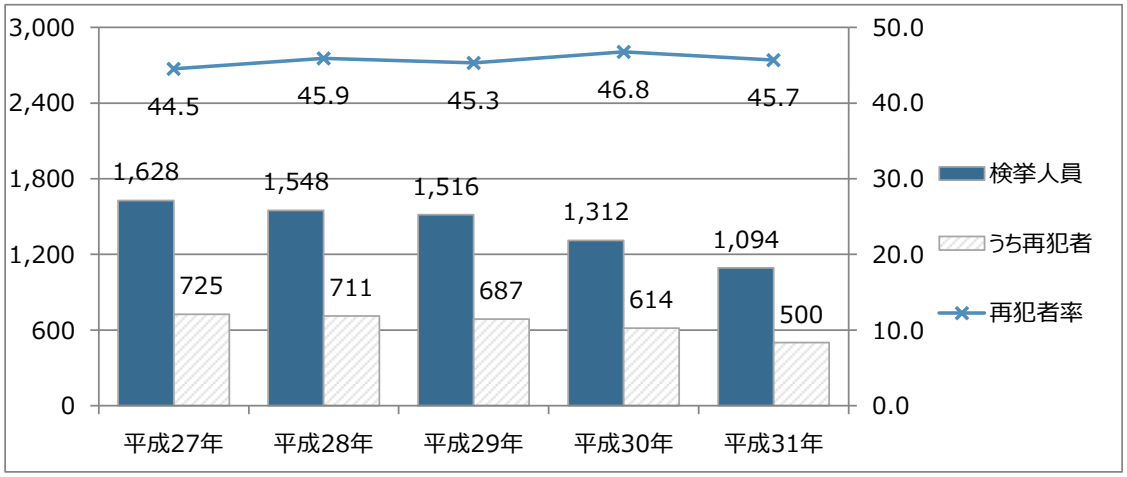

資料：法務省

[59] 刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

第３節　計画における重点課題

「大分県再犯防止推進計画」では、以下の６つを重点課題として取り組みを進めていくこととされています。

■「大分県再犯防止推進計画」に掲げる６つの重点課題■

１．就労・住居の確保
２．保健医療・福祉サービスの利用促進
３．学校等と連携した修学支援及び非行の防止
４．民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
５．犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
６．国・民間団体等との連携強化

本市においても、国や大分県、警察や民間団体等と連携しながら、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

■再犯防止推進計画の重点課題■

（１）犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
（２）安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進
（３）立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

第４節　計画における取り組み

（１）犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

市民の防犯意識の向上を図るとともに、あいさつの励行や防犯パトロールなど､地域住民の協力を得ながら､ソフト面での防犯活動を進めていきます。

また、死角のないまちづくりや地域の環境美化を進めることで、犯罪や犯罪被害の起きにくい、安全で安心なまちの実現を目指します。

合わせて、多くの地域住民が子どもたちと関わりを持ち、犯罪や非行が起こりにくい心豊かな地域づくりを進めます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 防犯パトロール活動	豊後大野市安全安心パトロール連合隊や防犯協会、自治会等と連携し、子どもたちの登下校時の見守りや声かけ、危険箇所等の確認を行い、効果的な防犯対策を推進します。	総務課
② 安全で住みよいまちづくり推進大会の開催	安全で住みよいまちづくり推進大会において、長年にわたり交通安全対策や地域安全活動の推進に貢献した人を表彰し、市民の交通安全並びに地域安全に対する意識を高め、各種交通安全及び防犯運動の周知徹底を図ります。	総務課
③ LED防犯灯設置事業	犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、自治会が設置・維持管理する防犯灯の設置にかかる費用に対し補助します。	総務課
④ 児童・生徒の健全な育成	小中学校において、薬物乱用に伴う心身への悪影響について理解を深めるための取り組みを行います。 コミュニティスクール推進事業や、放課後チャレンジ教室、ジオ学習、キャリア教育等を通じて、学校と地域住民が連携・協働し、子どもたちと様々な体験活動や学び等を行い、豊かな学びや育ちを支えます。	学校教育課 社会教育課
⑤ 地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業を充実し、子育て支援情報の提供、相談・助言の体制を整備し、ファミリー・サポート・センター事業など、地域で安心して子育てできる環境づくりに努めます。	子育て支援課

施策・事業	概要	担当部署
⑥ 教育相談の実施	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動等を通じて、児童生徒の内面的なケアや環境の改善や支援に向けた取り組みを行います。	学校教育課

※犯罪をした人等に対する施策に限定せず、日常生活で支援を必要とする人への施策や、犯罪・非行を防止するための取り組みなども間接的に再犯防止の推進につながることから、これらも合わせて市が行う主な取り組みとして掲載しています。

（2）安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進

犯歴のある人の多くは安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、そのことが犯罪を繰り返す一因となっています。

関係機関が連携し、就労・住居の確保のための取り組み、保健医療・福祉サービスの利用促進、非行の防止と、学校と連携した修学支援等について、実施体制の構築と強化を図ります。

また、犯罪被害者及びその遺族に対しても、多様な支援の提供を図っていきます。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 生活困窮者自立支援事業[60]による居住支援と就労支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、犯歴のある人等の生活の安定を図ります。また、公共職業安定所等と連携し、就労支援への接続と就労定着を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課
② 地域包括支援センターの設置	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護、福祉、健康、保健、医療など様々な面から総合的に支えるための地域の中核機関として地域包括支援センターを設置します。 総合相談事業、権利擁護事業など直接的な支援や包括的･継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業など介護サービスに関わる間接的な支援を行います。	高齢者福祉課

[60] 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る事業。

施策・事業	概要	担当部署
③ 障害福祉サービスにおける就労支援	就労継続支援、就労定着支援等、障害福祉サービスの適切な利用につなげ、障がい者に対する就労機会を提供するとともに、就労定着を図ります。	社会福祉課
④ 公営住宅の提供	安定した居住環境を必要とする人に対し、大分県住宅供給公社等と協力しながら、市営住宅、県営住宅の利用を促します。	建設課
⑤ 教育支援センターかじかによる支援	教育支援センターかじかにより、学校と連携した修学支援等を行います。	学校教育課
⑥ 修学支援が必要な人への支援	学び直しを希望する高等学校中退者等に対し、相談支援や矯正施設における復学手続等、必要なサポートについて、大分県教育委員会と連携して提供します。	社会教育課
⑦ 犯罪被害者等支援事業	豊後大野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族に対し犯罪被害者等見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 また、犯罪被害者等の各種相談に応じます。	総務課
⑧ DV及び虐待事案等への対応	配偶者やパートナー等からの暴力や虐待などで悩む人の相談に対応し、それぞれのケースに対応した支援を総合的に提供します。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課
⑨ 薬物乱用防止の啓発とアルコール等依存を有する人への支援	薬物の乱用は犯罪行為であるという理解が地域に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を行います。また、アルコールをはじめとする依存症を乗り越えるための相談、後方支援を行います。	市民生活課
⑩ 大分県との協力	大分県が推進する生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業について、実施に向けた体制づくりを進めます。	社会福祉課

（3）立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

犯歴のある人への支援には、地域での受け入れが大きな役割を果たします。犯罪や非行に陥った人の立ち直りを見守り、受け入れる気運の醸成が不可欠です。

そのため、社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。更生保護の活動拠点である豊後大野更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、相談体制の充実を図ります。

また、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会などの更生保護関係の支援者・団体の活動を支援し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

■市が行う主な取り組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発	社会を明るくする運動の趣旨に賛同した機関・団体で「“社会を明るくする運動”豊後大野市推進委員会」を構成し、７月の強調月間を主にメッセージ伝達式、啓発キャンペーン、豊後大野市大会（講演会）の開催、「市報ぶんごおおの」やケーブルテレビ等を活用した広報・啓発活動などを行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを進めます。	人権・部落差別解消推進課
② 更生保護関係団体等との連携と活動支援	更生保護や非行防止の取り組みを支え、活発に活動する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会等と連携した取り組みを国や県とも協力しながら進めます。 更生保護活動の拠点となる豊後大野更生保護サポートセンターの運営や活動の支援をします。 また、更生保護に関わる人材の確保への協力や日常生活の支援に携わる民生委員等の地域関係者、社会福祉協議会等との連携強化を図ります。	人権・部落差別解消推進課
③ 情報共有体制の構築と強化	大分保護観察所や警察等の関係機関や保護司会、更生保護女性会などの民間協力者等と再犯防止に関する情報を共有する場を設定し、ネットワークの強化を図ります。 また、市内の関係機関や市役所各課との連携を進めます。	人権・部落差別解消推進課

施策・事業	概要	担当部署
④ 更生保護関係団体等の活動の広報	更生保護活動を行う団体の取り組みや協力雇用主制度等について、市報等を活用して広く市民へ周知し、理解を深めます。	人権・部落差別解消推進課
⑤ 大分少年院との連携	大分少年院と連携し、少年院での更生活動の取り組み等を市役所やイベントなどで紹介します。	人権・部落差別解消推進課
⑥ 人権教育・啓発	一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、様々な学習機会を通じて、人権教育・啓発を行います。	人権・部落差別解消推進課 社会教育課

第５節　計画の評価と進行管理

再犯防止推進計画は、市の関係課の担当者で構成する策定作業部会において計画素案の検討を行い、豊後大野市地域福祉計画策定委員会において決定したものです。

計画の進捗及び評価については、適宜策定作業部会において行うとともに、その内容は豊後大野市地域福祉計画策定委員会でも共有することとします。

第８章　資料編

（1）計画の策定経過

年月日	策定経過
令和３年 ７月７日	**第１回豊後大野市地域福祉計画策定委員会** ・ 委嘱状交付 ・ 委員長・副委員長選出 ・ 会議の公開について ・ 第４期地域福祉計画策定にあたって ・ アンケートの実施について
令和３年 10 月 21 日	**第２回豊後大野市地域福祉計画策定委員会** ・ 地域福祉計画の策定について ・ 豊後大野市の現状について ・ アンケート調査の結果について ・ 統計データとアンケート調査結果から見た豊後大野市の課題について ・ 第４期地域福祉計画の骨子案について
令和３年 11 月 25 日	**第３回豊後大野市地域福祉計画策定委員会** ・ 第２回策定委員会での修正事項について ・ 豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画について ・ 豊後大野市再犯防止推進計画について ・ 施策・事業の展開について ・ 地域福祉の推進にあたって
令和３年 12 月 16 日	**第４回豊後大野市地域福祉計画策定委員会** ・ 豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画について ・ 豊後大野市再犯防止推進計画について ・ 施策・事業の展開について ・ 地域福祉の推進にあたって
令和３年 12 月 28 日～ 令和４年 １月 31 日	**パブリックコメントの実施**

（2）豊後大野市地域福祉計画策定委員名簿

区分	所属または役職	氏名	備考
識見を有する者	大分県豊肥保健所　所長	糸　長　伸　能	
	豊後大野市校長会 事務局（三重第一小学校　校長）	山　田　忠　司	
社会福祉を目的とする事業者	豊後大野市社会福祉協議会 常務理事	佐　藤　文　夫	副委員長
	養護老人ホーム常楽荘　荘長	古　庄　八　重	
	豊後大野市教育保育協議会 副会長（扇田保育園　園長）	神　田　まり子	
	豊後大野市障がい福祉事業所 連絡協議会　会長	松　田　正　人	
	豊後大野市民生児童委員協議会 会長	平　井　庸　夫	
社会福祉に関する活動を行う者	豊後大野市自治会連合会 副会長	河　野　一　秀	委員長
	豊後大野市老人クラブ連合会 事務局長	伊　東　憲　介	
	豊後大野市ボランティア連絡協議会 会長	吉　良　理　郎	
	豊後大野市身体障害者福祉協議会 事務局	清　原　　博	
	みえまち子育て支援センター	吉　良　久　子	
	あんしん研究会	神　田　幸　子	
	豊後大野市隣保館運営審議会　会長	黒　野　　徹	
一般市民	公募委員	首　藤　文　江	
市の職員	生活福祉統括理事	金　山　英　三	
	教育次長	堀　　誉　裕	

（3）豊後大野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年10月31日
告示第209号
改正　平成24年３月30日告示第51号
平成28年３月10日告示第43号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、豊後大野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、豊後大野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員17人以内をもって組織する。

２　委員会の委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　識見を有する者

（２）　公募による一般市民

（３）　社会福祉を目的とする事業者

（４）　社会福祉に関する活動を行う者

（５）　市の職員

３　委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（会議の公開）
第６条　会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

（委任）
第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成24年３月30日告示第51号）
この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月10日告示第43号）
この告示は、公示の日から施行する。

（４）豊後大野市成年後見制度利用促進審議会条例

令和３年３月19日
条例第16号

（設置）

第１条　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第２項の規定に基づき、豊後大野市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事項を処理する。

（１）　成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議すること。

（２）　その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　医療、福祉関係者

（２）　司法関係者

（３）　識見を有する者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任をされることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、高齢者福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行の以後最初に委嘱される委員の任期は、第４条本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和６年３月31日までとする。

（豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊後大野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第 4 期豊後大野市地域福祉計画

発行	令和 4 年 3 月
編集・発行	豊後大野市 〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場 1200 番地
TEL	0974-22-1001
FAX	0974-22-3361
URL	https://www.bungo-ohno.jp/